



犯罪被害者等支援関連施策集

(令和5年度版)



大阪府危機管理室治安対策課

目 次

犯罪被害者等支援関連施策集

■大阪府における犯罪被害者等支援施策の推進について	1
「犯罪被害者等支援条例」の概要	1
「大阪府犯罪被害者等支援に関する指針」の体系	2
大阪府犯罪被害者等支援事業	3
民間団体との協働による犯罪被害者等サポート体制の強化	4
1 犯罪被害者等が安心して暮らせるように	5
a 相談及び情報の提供等	5
大阪府における「総合的対応窓口」	5
府内市町村における総合的対応窓口一覧	6
犯罪被害者等支援情報提供パンフレットによる各種情報の提供	7
「大阪府犯罪被害者支援ホームページ」による速やかな支援情報の発信	7
子ども・青少年（虐待、子どもの悩み 等）	8
大阪府子ども家庭センターにおける相談の実施	8
子ども専用電話相談の実施	8
大阪府子ども家庭センターにおける虐待通告受理	8
＜大阪府子ども家庭センター一覧＞	9
女性等（DV、ストーカー、性犯罪 等）	10
大阪府女性相談センターにおける女性相談の実施	10
配偶者暴力相談支援センターにおけるDV相談の実施	11
ドーンセンターにおける相談の実施	12
男性のための性被害相談の実施	13
母子家庭等ひとり親家庭	14
母子・父子自立支援員等による相談の実施	14
ひとり親家庭等生活向上事業	15
＜参考＞ひとり親家庭相談窓口	16
児童・生徒等（不登校、体罰、いじめ 等）	17
大阪府教育センター等におけるすこやか教育相談の実施（教育総合相談事業）	17
被害者救済システム運用事業	18
スクールカウンセラー等の配置	18
外国人	19
大阪府外国人情報コーナーにおける情報の提供及び相談対応	19
大阪府女性相談センターにおける外国人女性に対する相談体制の整備	19
障がい者	20
障がい者の自立相談支援	20
＜参考＞市町村 福祉事務所・障がい福祉担当課（障がい福祉サービス等）	21
市町村障がい者虐待防止センター・大阪府障がい者権利擁護センターにおける虐待通報受理	22
＜大阪府内市町村障がい者虐待防止センター一覧＞	23
高齢者	26
高齢者虐待に関する相談・通報窓口等	26
人権	27
大阪府人権相談窓口の運営	27
b 心身に受けた影響からの回復	28
心身に受けた影響からの回復（こころの相談・ケア）	28
精神保健福祉センターにおけるこころの健康相談の実施	28
保健所等におけるこころの健康相談の実施	29
大阪府こころのほっとライン	31
スクールカウンセラー等の配置	32
心身に受けた影響からの回復（医療）	33
大阪府保健所における医療相談の実施	33
大阪府外国人患者受入れ拠点医療機関・地域拠点医療機関	34
公民連携性犯罪・性暴力被害者支援	37
c 安全の確保（虐待、DV等）	38
児童虐待等要保護児童の安全確保のための一時保護の実施	38
DV等により緊急に保護を要する女性のための一時保護の実施	38
社会的養護関係施設への入所による支援	39

目 次

d 居住の安定（殺人、ストーカー、DV 等）	40
犯罪被害者等支援のための府営住宅の一時使用の実施	40
府営住宅を活用したDV被害者向け一時使用住居の提供	40
DV被害者、犯罪被害者等を対象とした府営住宅福祉世帯向け募集制度の活用	41
民間賃貸住宅の仲介等に関する支援制度	42
民間賃貸住宅を活用した居住の安定確保	43
e 雇用の安定	44
『OSAKAしごとフィールド』における就職支援サービスの提供	44
大阪府労働環境課(労働相談センター)における労働相談等の実施	45
出張労働相談	45
市町村地域就労支援センターにおける相談等の実施	46
大阪府立高等職業技術専門校等における職業訓練の実施	47
母子家庭等就業・自立支援センターにおける相談等の実施	48
母子家庭・父子家庭自立支援給付金事業	48
f 経済的負担の軽減	49
無料法律相談の実施	49
再提訴費用の助成	49
自立支援医療費（精神通院）制度	50
ひとり親家庭医療費助成	51
重度障がい者医療費助成	52
大阪府私立高等学校等授業料減免制度	53
大阪府内の私立高等学校等の授業料無償化制度	54
奨学のための給付金制度（国公立・私立）	55
大阪公立大学工業高等専門学校　高等学校等就学支援金等	56
大阪公立大学授業料の減免制度	57
大阪公立大学等の授業料等の無償化	58
大阪府育英会奨学金制度	59
母子・父子・寡婦福祉資金の貸付け	60
生活福祉資金の貸付け	61
○社会福祉協議会一覧	62
子育て支援	64
預かり保育事業の実施	64
大阪府私立幼稚園等キンダーカウンセラー事業	64
母子家庭等ひとり親家庭への自立支援	65
ひとり親家庭等日常生活支援事業	65
2 犯罪被害者等を支える社会づくりのために	66
a 府民の理解の増進	66
学校等における犯罪被害者等による啓発事業	66
府民理解増進のための啓発事業	66
その他の広報啓発	66
「犯罪被害者週間」にあわせた集中的な啓発活動の推進	66
被害者等を支える社会づくり活動への支援	67
様々な人権問題を府民の身近な問題であると気づいてもらうための啓発冊子で紹介	68
社会教育における人権教育の推進	68
学校における人権教育の推進	68
かけがえのない子どもの生命に関する学校教育の充実	68
b 民間支援団体に対する支援	68
民間支援団体の活動への支援	68
c 人材の養成	69
様々な機会を活用した犯罪被害者等問題に関する研修の実施	69
大阪府教育センターにおける教職員を対象とした各種研修の実施	69
「犯罪被害相談の手引き」の提供	69
民間団体、市町村に対する人材養成支援	69
3 推進体制	70
(1) ワンストップでの支援体制	70
大阪府犯罪被害者支援会議への参画	70
オールおおさか被害者サポート（被害者支援調整会議）の設置	70
市町村との連携・協力の推進	71
(2) 関係機関等の連携体制	72
大阪府犯罪被害者支援庁内対策会議の設置・運営	72

目 次

(参考) 所管別犯罪被害者等支援関連施策一覧	73
参考資料 1	76
警察における犯罪被害者等支援の取組	76
警察における犯罪被害者等支援の取組	77
被害者支援推進要綱	78
警察における被害者支援制度	79
犯罪被害給付制度	80
国外犯罪被害弔慰金等支給制度	81
関係機関・団体等の連携	82
各種被害相談窓口	83
警察署一覧 <計 66 署> 被害者支援担当／総務課 広聴相談係	84
参考資料 2	85
国における犯罪被害者等支援の取組	85
国における犯罪被害者等施策について	86
犯罪被害者等基本法	87
第 4 次犯罪被害者等基本計画の概要 (令和 3 年 3 月閣議決定)	88

■大阪府における犯罪被害者等支援施策の推進について

(「大阪府犯罪被害者等支援条例」に基づく犯罪被害者等支援関連施策の推進)

「犯罪被害者等支援条例」の概要

犯罪等が依然として跡を絶たない現状の中、大阪でも、多くの犯罪被害者等(※)が様々な困難に直面し、平穏な生活を害され、苦しんでいます。そして被害が多岐にわたる分、必要とされる支援もまた、多種多様なものとなっています。

こうした現状を踏まえ、さらなる犯罪被害者等支援の充実を図るため、大阪府では、被害者支援の理念や方向性、各主体の責務をより明確にし、府民理解の増進や関係機関と一体となった総合的な支援を実施する体制を構築していくこととし、「大阪府犯罪被害者等支援条例」を制定し、平成31年4月1日から施行しました。

「大阪府犯罪被害者等支援条例」の概要

第1章 総則

○ 目的、定義、基本理念を規定（第1条～第3条）

- 目的：犯罪被害者等の支援を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減並びに犯罪被害者等の生活の再建を図るとともに、誰もが安心して暮らすことができる社会の実現に寄与
- 基本理念：犯罪被害者等支援は、①犯罪被害者等の尊厳と権利が尊重され、②被害者等が置かれている状況・事情に応じて適切に、③必要な支援が途切れることなく提供されることを旨として、④関係者相互の連携及び協力の下で推進することを規定

○ 各主体の責務を規定（第4条～第7条）

- 府の責務について規定(国、市町村、民間支援団体との適切な役割分担を踏まえた施策の総合的な策定・実施、市町村に対する支援)
- 府民、事業者、民間支援団体の責務について規定（犯罪被害者等への理解と府の施策への協力）

○ 支援に関する指針について規定（第8条）

- 犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進するための指針の策定、見直しについて規定
- 指針に基づいて実施する施策の実施状況の公表について規定

第2章 基本的な施策

○ 府が講じる基本的な施策を規定（第9条～第18条）

- | | |
|-----------------|----------------|
| ■ 相談及び情報の提供等 | ■ 経済的負担の軽減 |
| ■ 心身に受けた影響からの回復 | ■ 府民の理解の増進 |
| ■ 安全の確保 | ■ 民間支援団体に対する支援 |
| ■ 居住の安定 | ■ 人材の養成 |
| ■ 雇用の安定 | ■ 調査及び情報の収集 |

第3章 推進の体制等

○ 犯罪被害者等支援を推進するための体制等について規定（第19条～第21条）

- 早期援助団体及び関係市町村とともに、総合的な犯罪被害者等支援を一体となって実施するため、被害者支援調整会議を設置
- 個人情報の収集及び適切な管理
- 財政上の措置

※「犯罪被害者等」とは、犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。(犯罪被害者等基本法第2条)

【担当課】危機管理室 治安対策課

「大阪府犯罪被害者等支援に関する指針」の体系

全国に先駆け策定した「大阪府犯罪被害者等支援に関する指針」(平成18年12月策定、令和2年1月改訂)に基づき、基本目標である「犯罪被害者等に関する問題を社会全体で考え、ともに支えあう、だれもが安心して暮らすことができる大阪の実現」をめざして、犯罪被害者等関連施策を総合的かつ計画的に推進しています。

「大阪府犯罪被害者等支援に関する指針」の体系

基本目標【大阪府が将来に向けて目指す姿】

犯罪被害者等に関する問題を社会全体で考え、ともに支えあう、誰もが安心して暮らすことができる大阪の実現

1 犯罪被害者等が安心して暮らせるように

犯罪被害者等が抱える問題の多様性と深刻性を踏まえ、幅広い分野にわたる府の施策の横断的・効果的な組合せによる支援を実施

a 相談及び情報の提供等

b 心身に受けた影響からの回復

c 安全の確保

d 居住の安定

e 雇用の安定

f 経済的負担の軽減

2 犯罪被害者等を支える社会づくりのために

犯罪被害者等支援についての社会の関心を高め、犯罪被害者等への無理解や偏見をなくし、犯罪被害者等の視点に立って行動し、支えていく社会づくりに取り組む

a 府民の理解の増進

b 民間支援団体に対する支援

c 人材の養成

d 調査及び情報の収集

推進体制

- 知事部局、警察本部、犯罪被害者等早期援助団体及び関係市町村と総合的な犯罪被害者等支援を一体となって実施
- 行政、司法、医療、相談等の関係機関・団体が相互に連携し、オール大阪での犯罪被害者等支援を一体となって実施
- 府内部局間の連携強化を図り、犯罪被害者等支援のための施策を総合的・体系的に推進

検証・見直し

- 指針に基づく犯罪被害者等支援のための施策の実施状況について毎年度公表するとともに、PDCAサイクルを確立
- 国の「犯罪被害者等基本計画」が改定されたときその他必要が生じたときは、点検を行い、必要に応じて本指針を改定

【担当課】危機管理室 治安対策課

大阪府犯罪被害者等支援事業

治安対策課では、「犯罪被害者等が安心して暮らせるように」、「犯罪被害者等を支える社会づくりのために」という2つの視点で、大阪府犯罪被害者等支援事業を下記のとおり実施しています。

<事業内容>

■ 犯罪被害者等が安心して暮らせるように

(1) 大阪府における「総合的対応窓口」(5ページ参照)

危機管理室治安対策課を大阪府における「総合的対応窓口」とし、情報提供、企画・調整、広報啓発等の業務を実施します。

(2) 『性暴力被害者支援ネットワーク』の連携・強化(37ページ参照)

性暴力救援センター・大阪SACHICOを核にした、地域(2次医療圏)の協力医療機関との『性暴力被害者支援ネットワーク』の連携・強化を図ります。

(3) 犯罪被害者等支援のための府営住宅の一時使用の実施(40ページ参照)

自宅が殺人事件の現場となるなどにより居住困難となった犯罪被害者等へ短期的な居住の場を提供する府営住宅の一時使用制度に併せて、電化製品等の生活備品を貸与し、犯罪被害者等の日常生活への復帰を支援します。

(4) 民間賃貸住宅の仲介等に関する支援制度(42ページ参照)

大阪府内に居住中に、重大な犯罪等の被害により住居に居住することが困難になった犯罪被害者等を対象に、民間賃貸住宅物件の情報提供を行うとともに、その物件の契約を結ぶ際の仲介手数料を無料とすることで、犯罪被害者等の日常生活への復帰を支援します。

(5) 無料法律相談の実施(49ページ参照)

「オールおおさか被害者サポート（被害者支援調整会議）」(70ページ参照)の支援対象者に対して、被害者支援に精通した弁護士による無料法律相談を実施します。

(6) 再提訴費用の助成(49ページ参照)

時効成立を免れるため再び裁判を起こす場合、被害者側の負担となっている再提訴費用を、一定の要件に基づき、大阪府が助成します。

■ 犯罪被害者等を支える社会づくりのために

(1) 学校等における犯罪被害者等による啓発事業(66ページ参照)

犯罪被害者の会の協力を得て、教育現場において、児童生徒、教職員、保護者等を対象に、被害者遺族らが自らの体験、心情等を語ることなどを通じ、命の大切さ、かけがえのなさを考える機会を提供します。

(2) 府民理解増進のための啓発事業(66ページ参照)

府民の方々や事業者の方々に向け、犯罪被害者等の心情・現状や、二次被害の例などの情報を盛り込んだリーフレットやチラシ等を作成し、犯罪被害者等への理解増進を図ります。

(3) 「犯罪被害者週間」にあわせた集中的な啓発活動の推進(66ページ参照)

「犯罪被害者週間」(11/25～12/1)にあわせた集中的な啓発活動を実施し、犯罪被害者等が置かれた現状等に対する府民の理解増進を図ります。

(4) 被害者等を支える社会づくり活動への支援(67ページ参照)

被害者団体が行う社会啓発活動等に対する支援を行います。

■ 推進体制

(1) ワンストップでの支援体制

オールおおさか被害者サポート(被害者支援調整会議)(70ページ参照)

(2) 関係機関等との連携体制

民間団体・府警察本部との協働[大阪府被害者支援会議への参画(70ページ参照)など]、

市町村との連携・協力の推進(71ページ参照)、大阪府犯罪被害者支援庁内対策会議(72ページ参照)ほか

【担当課】危機管理室 治安対策課

民間団体との協働による犯罪被害者等サポート体制の強化

電話・面接相談や、裁判所等への付添いなどの直接的支援活動等に取り組む民間団体（認定NPO法人大阪被害者支援アドボカシーセンター）に対し支援を行い、被害者等からの多様なニーズに応えることができる体制強化を図っています。

<大阪被害者支援アドボカシーセンターの主な支援等活動内容 >

○電話相談・面接相談

「被害のことを誰かに聞いてほしい」「これからどうなるのか聞きたい」などの相談を受けている。
必要に応じて、弁護士による法律相談や臨床心理士等による心理相談も行っている。

相談電話番号	06-6774-6365	10:00～16:00 月～金（祝日・年末年始を除く）
--------	--------------	--------------------------------

○直接的支援

自宅訪問、裁判所や警察、検察庁、病院などへの付添い、代理傍聴、マスコミ対応などを行っている。

○啓発活動

- ・被害者支援を啓発するための講演会やセミナー
- ・犯罪被害者週間（11/25～12/1）のキャンペーン活動 など

○支援活動員の養成講座と研修

- ・被害者支援員養成講座（基礎コース、入門コース）の開催
- ・各種研修の継続的な実施 など

○その他

被害者自助グループの支援、講演会・研修会への講師派遣、広報活動、調査研究事業 など

【担当課】危機管理室 治安対策課

1 犯罪被害者等が安心して暮らせるように

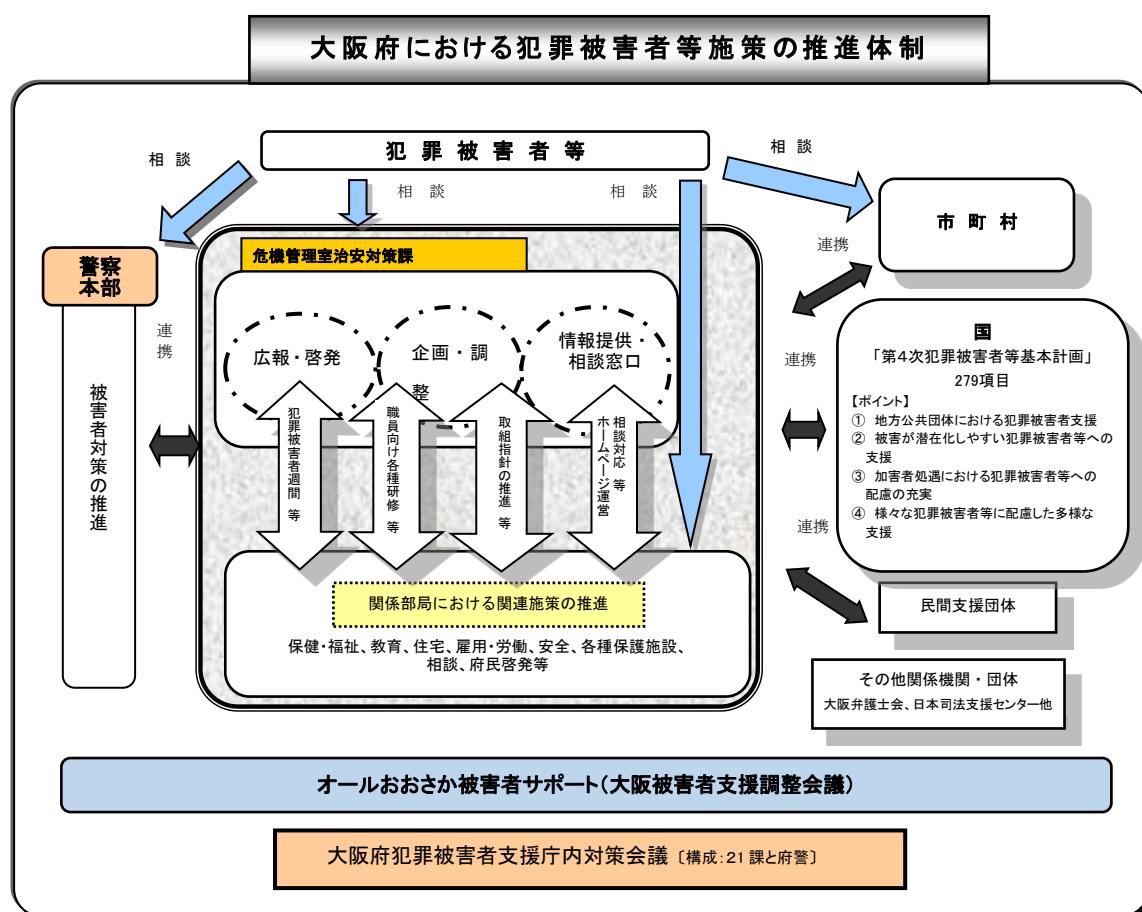
a 相談及び情報の提供等

大阪府における「総合的対応窓口」

危機管理室治安対策課を大阪府知事部局等における「総合的対応窓口」とし、情報提供、企画・調整、広報啓発等の業務を実施しています。

<主な業務>

- (1) 犯罪被害者等に対する情報提供
- (2) 支援のための関係機関・団体等との総合的な調整
- (3) 犯罪被害者等を支える社会づくりに向けた広報・啓発
- (4) 「大阪府犯罪被害者等支援に関する指針」の推進 他



<総合的対応窓口>

名 称	電話番号等	受付時間
大阪府 危機管理室治安対策課 支援推進グループ	電話 06-6944-7506 (直通) FAX 06-6944-6649 メールアドレス chiantaisaku@sbox.pref.osaka.lg.jp	9:00~18:00 (土・日・祝日・年末 年始を除く)

【担当課】危機管理室 治安対策課

府内市町村における総合的対応窓口一覧

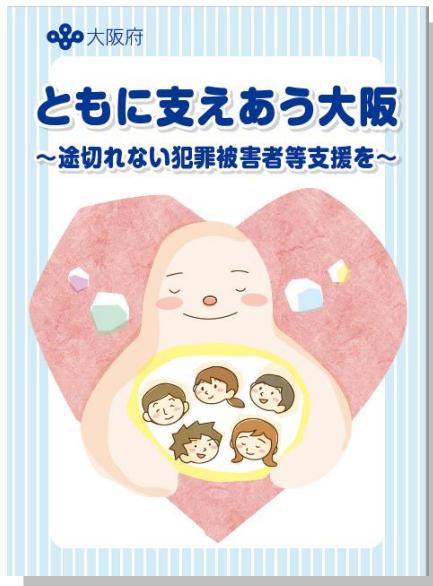
※「総合的対応窓口」では、犯罪被害により生じた生活上の
お困りごとなどの相談をお受けしています。
お住いの市町村の窓口に、まずはご相談ください。

市町村	担当室・課	電話番号
大阪市	市民局ダイバーシティ推進室人権企画課	06-6208-7489
堺市	市民人権局市民生活部 市民協働課	072-228-7405
岸和田市	市民環境部人権・男女共同参画課	072-429-9833
豊中市	人権政策課人権平和センター豊中	06-6841-1313
池田市	総合政策部危機管理課	072-754-6263
吹田市	市民部 人権政策室	06-6384-1513
泉大津市	市長公室人権くらしの相談課	0725-33-1131
高槻市	危機管理室	072-674-7314
貝塚市	健康福祉部市民相談室	072-433-7085
守口市	市民生活部人権室	06-6992-1512
枚方市	市長公室人権政策室	072-841-1259
茨木市	市民文化部人権・男女共生課	072-620-1640
八尾市	危機管理課	072-924-3817
泉佐野市	市民協働部人権推進課	072-463-1212
富田林市	市民人権部人権・市民協働課	0721-25-1000(内線 472)
寝屋川市	危機管理部監察課	072-824-1181(内線 2572)
河内長野市	自治安全部危機管理課	0721-53-1111
松原市	市民協働部人権交流室	072-337-3101
大東市	市民生活部人権室	072-870-0441
和泉市	総務部人権・男女参画室	0725-99-8115
箕面市	人権文化部人権施策室	072-724-6720
柏原市	市民部人権推進課	072-972-6100
羽曳野市	市民人権部市民協働ふれあい課	072-947-3609
門真市	市民文化部人権市民相談課	06-6902-6079
摂津市	総務部防災危機管理課	06-6170-1518
高石市	総務部人権推進課	072-275-6279
藤井寺市	市民生活部 協働人権課	072-939-1059
東大阪市	市長公室広報広聴室市政情報相談課	06-4309-3123
泉南市	福祉保険部生活福祉課	072-483-3473
四條畷市	市民生活部人権・市民相談課/市人権協会(人権・市民相談課内)	072-803-7355
交野市	総務部人権と暮らしの相談課	072-817-0997
大阪狭山市	市民生活部市民相談・人権啓発グループ	072-366-0011
阪南市	総務部人権推進課	072-471-5678
島本町	総合政策部人権文化センター	075-962-4402
豊能町	住民部住民人権課	072-739-3402
能勢町	総務部総務課	072-734-0479
忠岡町	町長公室企画人権課	0725-22-1122(内線 136・137)
熊取町	総務部人権・女性活躍推進課	072-452-1004
田尻町	総務部安全安心まちづくり推進局	072-466-5009
岬町	総務部 人権推進課	072-492-2773
太子町	政策総務部住民人権課	0721-98-5515
河南町	住民部人権男女共同社会室	0721-93-2500
千里赤阪村	健康福祉部住民課	0721-26-7116

犯罪被害者等支援情報提供パンフレットによる各種情報の提供

府民の方々に犯罪被害について考えていただくため、被害者参加制度等の情報を盛り込んだパンフレットを作成し、各種啓発事業等において配布しています。

- ・パンフレット「ともに支えあう大阪」



【担当課】危機管理室 治安対策課

「大阪府犯罪被害者支援ホームページ」による速やかな支援情報の発信

大阪府犯罪被害者支援ホームページを開設し、相談窓口等の情報や支援団体等に関する情報等を提供しています。

<掲載内容>

- ・施策情報（「大阪府犯罪被害者等支援のための取組指針」等）
- ・犯罪被害者等に関する講演、シンポジウムの内容紹介
- ・相談窓口、民間支援団体・被害者団体等のリンク集

他

<掲載場所>

- ・**大阪府ホームページ** → **トップ** → **府庁の組織でさがす** → **危機管理監／治安対策課**
→ **事業一覧ページ** → **犯罪被害者等支援の取組**

又は

- ・**大阪府ホームページ** → **トップ** → **防災・安全・危機管理** → **治安対策・防犯** →
犯罪被害者等支援の取組

<アドレス> <http://www.pref.osaka.lg.jp/chiantaisaku/torikumi/index.html>

【担当課】危機管理室 治安対策課

子ども・青少年（虐待、子どもの悩み 等）

大阪府子ども家庭センターにおける相談の実施

子どもに関する問題について、家庭等からの相談に応じ、必要な助言や指導を行うとともに、保護が必要な児童を里親委託したり、施設入所させることなどにより、児童の権利擁護、健全育成を図っています。

<相談の内容>

- ・家庭での子どもの養育についての相談、子どもの発達や障がい、子どもの不登校や性格行動面等についての相談
(例) ・家族が長期に入院する間、子どもを育てることができないので、里親や施設に預かってほしい。
・近所の子どもが虐待を受けているのではないか。

<相談担当者>

- ・児童福祉司(ケースワーカー)、児童心理司 等

参考 <大阪府子ども家庭センター(児童相談所)>

- ・大阪府内(大阪市・堺市を除く)に6か所設置し、子どもと家庭に関する相談に応じています。
(大阪市と堺市は、それぞれ大阪市中央こども相談センター、大阪市北部こども相談センター、大阪市南部こども相談センター、堺市子ども相談所を設置)
※ 福祉事務所未設置の町村における生活保護の相談を行っています。
※ DV防止法に基づく「配偶者暴力相談支援センター」機能を設置しています。

【担当課】福祉部子ども家庭局 家庭支援課

子ども専用電話相談の実施

子どもが24時間・365日いつでも相談できるよう、「子ども専用 子どもの悩み相談フリーダイヤル」を設置しています。

<子ども専用 子どもの悩み相談フリーダイヤル> 0120-7285-25

【担当課】福祉部子ども家庭局 家庭支援課

大阪府子ども家庭センターにおける虐待通告受理

<受理時間・電話番号等>

- ①24時間・365日 児童相談所虐待対応ダイヤル『189』 お近くの地域の子ども家庭センターにつながります。なお、子ども家庭センターの電話番号等は次頁の一覧のとおり
 - ②17:45から翌朝9:00まで、土・日・祝日・年末年始
・夜間休日虐待通告専用電話 072-295-8737
- ※通告の内容により、必要に応じて子ども家庭センター職員等が児童の安全確認等を実施します。
※市町村も児童虐待通告の窓口になっています。

【担当課】福祉部子ども家庭局 家庭支援課

<大阪府子ども家庭センター一覧>

居住の市町村	担当センター	所在地[最寄駅]	電話番号・FAX 番号	虐待通告電話
守口市、枚方市、寝屋川市、大東市、門真市、四條畷市、交野市	大阪府中央 子ども家庭センター	寝屋川市八坂町28-5 [京阪本線 寝屋川市駅]	TEL (072) 828-0161 FAX (072) 828-5319	
豊中市、池田市、箕面市、豊能町、能勢町	大阪府池田 子ども家庭センター	池田市満寿美町9-17 [阪急宝塚線 池田駅]	TEL (072) 751-2858 FAX (072) 754-1553	
吹田市、高槻市、茨木市、摂津市、島本町	大阪府吹田 子ども家庭センター	吹田市出口町19-3 [阪急千里線 吹田駅]	TEL (06) 6389-3526 FAX (06) 6369-1736	①24時間・365日 児童相談所虐待対応ダイヤル『189』
八尾市、柏原市、東大阪市	大阪府東大阪 子ども家庭センター	東大阪市永和1-7-4 [近鉄奈良線 河内永和駅]	TEL (06) 6721-1966 FAX (06) 6720-3411	②17:45から翌朝 9:00まで、土・日・祝 日・年末年始 夜間休日虐待通告 専用電話 (072)295-8737
富田林市、河内長野市、松原市、羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村	大阪府富田林 子ども家庭センター	富田林市寿町2-6-1 (大阪府南河内 府民センタービル内) [近鉄長野線 富田林西口駅]	TEL(0721) 25-1131(代) FAX (0721) 25-1173	
岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、和泉市、高石市、泉南市、阪南市、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町	大阪府岸和田 子ども家庭センター	岸和田市宮前町7-30 [南海本線 和泉大宮駅]	TEL (072) 445-3977 FAX (072) 444-9008	

※参考

		所在地	電話番号・FAX 番号	虐待通告電話
大阪市	中央こども相談センター (下記の11区を除く13区)	大阪市中央区森ノ宮中央1-17-5	TEL (06) 4301-3100 FAX (06) 6944-2060	児童虐待ホットライン (フリーダイヤル) 24時間365日 TEL 0120-01-7285
	北部こども相談センター (北区、都島区、福島区、西淀川区、淀川区、東淀川区、旭区)	大阪市東淀川区淡路3-13-36	TEL (06) 6195-4114 FAX (06) 6195-2314	
	南部こども相談センター (阿倍野区・住吉区・東住吉区・平野区)	大阪市平野区喜連西6-2-55	TEL (06) 6718-5050 FAX (06) 6797-1511	
堺市	子ども相談所	堺市堺区旭ヶ丘中町4丁3-1	TEL (072) 245-9197 FAX (072) 241-0088	24時間365日 TEL (072) 241-0066

【担当課】福祉部子ども家庭局 家庭支援課

女性等（DV、ストーカー、性犯罪 等）

大阪府女性相談センターにおける女性相談の実施

保護や支援を必要とする女性からの相談に応じ、また保護の必要な女性を一時保護し、自立に向けた支援を行うとともに、DV防止法に基づく配偶者暴力相談支援センターとしての業務を行っています。

＜相談の内容＞ 配偶者・恋人からの暴力の相談、ストーカー被害、夫婦や家庭内のトラブル、人間関係など
※DV防止法に基づく保護命令申立て支援、自立支援のための情報提供(被害者の自立生活促進のための就業促進・住宅確保・援護等に関する制度の利用等)、助言などを行う。

＜相談の対象＞ DV 被害者、女性

＜相談担当者＞ 女性相談員、ケースワーカー等

＜相談の方法＞ 電話相談、来所による面接相談

＜相談電話等＞

	電話番号等	受付時間
大阪府女性相談センター	06-6949-6022 06-6946-7890	9:00～20:00(祝日、年末年始は休み)
	夜間・祝日 DV 電話相談 06-6946-7890	上記以外の時間(来所相談は受け付けていません)
	06-6949-6181(外国人専用) ※大阪府外国人情報コーナー トリオフォン利用	9:00～17:30(土・日・祝日、年末年始は休み)

＜施設所在地＞ ・大阪府女性相談センター
大阪市中央区大手前1-3-49 ドーンセンター3階 [最寄り駅] 京阪・Osaka Metro 谷町線天満橋駅

参考 ＜大阪府女性相談センター＞

家庭関係の破綻や生活の困窮等の様々な問題を抱え、保護や支援を必要とする女性に対する相談や一時保護を行い、必要に応じて婦人保護施設への入所決定をしている。

【担当課】福祉部子ども家庭局 家庭支援課

配偶者暴力相談支援センターにおけるDV相談の実施

- <相談の内容> 配偶者からの殴る蹴るといった身体的暴力のほか、精神的な暴力も含め、相談受理、各種情報提供などを実施
※DV防止法に基づく保護命令申立て支援、自立支援のための情報提供(被害者の自立生活促進のための就業促進・住宅確保・援護等に関する制度の利用等)、助言などを行う
- <相談の対象> 配偶者・恋人からの暴力、ストーカー被害についての相談
- <相談担当者> ・女性相談センター 女性相談員、ケースワーカー等
・子ども家庭センター 女性相談員等
- <相談の方法> 電話相談、来所による面接相談

- <相談電話等> 配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たす施設一覧

施設名	電話番号	受付時間	休館日等
【中心となる相談機関(婦人相談所) 大阪府女性相談センター	06-6946-7890 06-6949-6022	9:00~20:00	祝日、年末年始
	夜間・祝日 DV 電話相談 06-6946-7890	上記以外の時間 (来所相談は受け付けていません)	
	06-6949-6181(外国人専用) ※大阪府外国人情報コーナートリオフォン利用	9:00~17:30	土・日・祝日 年末年始
大阪府中央子ども家庭センター	072-828-0277(DV 専用)	9:00~17:45	土・日・祝日 年末年始
大阪府池田子ども家庭センター	072-751-3012(DV 専用)	9:00~17:45	土・日・祝日 年末年始
大阪府吹田子ども家庭センター	06-6380-0049(DV 専用)	9:00~17:45	土・日・祝日 年末年始
大阪府東大阪子ども家庭センター	06-6721-2077(DV 専用)	9:00~17:45	土・日・祝日 年末年始
大阪府富田林子ども家庭センター	0721-25-2065(DV 専用)	9:00~17:45	土・日・祝日 年末年始
大阪府岸和田子ども家庭センター	072-441-7794(DV 専用)	9:00~17:45	土・日・祝日 年末年始
大阪市配偶者暴力相談支援センター	06-4305-0100	9:30~17:00	土・日・祝日 年末年始
堺市配偶者暴力相談支援センター	072-228-3943	9:00~17:30	土・日・祝日 年末年始
すいたストップDVステーション(DV相談室)	06-6310-7113	9:00~17:30	土・日・祝日 年末年始
枚方市配偶者暴力相談支援センター 「ひらかたDV相談室」	072-841-3134	9:00~17:30	土・日・祝日 年末年始
茨木市配偶者暴力相談支援センター	072-622-5757	9:00~17:00	日・祝日 年末年始
豊中市配偶者暴力相談支援センター	06-6152-9893	9:00~17:00	土・日・祝日 年末年始
松原市配偶者暴力相談支援センター	072-334-1088	9:00~17:30	土・日・祝日 年末年始

参考<配偶者暴力相談支援センター>

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(いわゆるDV防止法)」において、都道府県は、婦人相談所その他の施設において、配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにすることが定められている。

このため、大阪府では、大阪府女性相談センターを核として、府内6か所の子ども家庭センターでこの支援センターの機能を担い、市設置の支援センターとともに、府民に身近なところで専門相談に応じている。

【担当課】福祉部子ども家庭局 家庭支援課

ドーンセンターにおける相談の実施

カウンセリング、電話相談等を通じて、女性の心理的サポートとエンパワメントのための支援を実施しています。
また、男性のための電話相談も実施しています。

事業内容	電話番号等	相談時間	相談担当者等
女性のための電話相談	電話番号 06-6937-7800	火曜日～金曜日 16:00～20:00 土曜日・日曜日 10:00～16:00 ※祝日(土日除く)、年末年始を除く。	女性相談員が相談を受けます。
女性のためのSNS相談	チャット相談 SNS相談受付窓口ページ 	第1～第4火曜日 12:00～18:00 第1・第3土曜日 10:00～15:00 ※祝日(土日除く)、年末年始を除く。	女性相談員が相談を受けます。
女性のための面接相談 (要予約)	面接予約電話 06-6910-8588 女性面接相談予約受付時間 火曜日～金曜日 13:30～18:00 18:45～21:00 土曜日・日曜日 9:30～13:00 13:45～18:00	女性面接相談(※要予約) 火曜日～金曜日 17:00～21:00 土曜日・日曜日 10:00～18:00 ※祝日(土日除く)、年末年始を除く。	女性相談員が相談を受けます。
女性弁護士による法律相談 (要予約)	問合せ・予約電話番号 06-6910-8588 (受付時間は面接予約電話と同じ)	DV 被害・性暴力被害に悩む女性のための相談 毎月第3木曜日 14:00～16:00 女性のための相談 偶数月第4木曜日 14:00～16:00	女性弁護士による法律相談を行います。
女性のためのサポートグループ (要予約)	問合せ・予約電話番号 06-6910-8588 (受付時間は面接予約電話と同じ)	要問合せ (テーマ) ①わたしの再出発～夫の暴力を逃れて～ ②その他	女性ファシリテーターが担当します。
男性のための電話相談	電話番号 06-6910-6596	第1、4水曜日 16:00～20:00 第2、3土曜日 11:00～15:00 ※祝日(土日除く)、年末年始は振替。	男性相談員が相談を受けます。

<施設所在地>

	所在地	最寄り駅
ドーンセンター (大阪府立男女共同参画・青少年センター)	大阪市中央区大手前1-3-49	京阪本線、Osaka Metro 谷町線天満橋駅 1番出口から東へ約350m

参考 <ドーンセンター(大阪府立男女共同参画・青少年センター)>

ドーンセンターは、女性の自立並びにあらゆる分野への参加及び参画を促進し、もって男女共同参画社会の実現に資し、並びに青少年活動を促進し、青少年の健全な育成に資するための施設。

【担当課】府民文化部 男女参画・府民協働課

男性のための性被害相談の実施

男性のための性被害相談「おおさか男性の性被害相談」窓口を開設し、相談を受け付けています。(認定特定非営利活動法人「大阪被害者支援アドボカシーセンター」に業務委託)

事業内容	電話番号	相談時間等	相談担当者等
男性のための性被害相談 「おおさか男性の性被害相談」	06-4303-4011	月2回 金曜日 16:30~20:00 相談受付日は、治安対策課ホームページ「性犯罪・性暴力の被害にあつたら」でご確認ください。 治安対策課 HP	男性相談員が相談を受けます。 希望により女性相談員の対応も可能です。 相談は無料です。(ただし、通話料の負担有り)

【担当課】危機管理室 治安対策課

母子家庭等ひとり親家庭

母子・父子自立支援員等による相談の実施

ひとり親家庭等の生活の安定や自立のため、母子・父子自立支援員による相談や母子・父子福祉センターにおける相談等を行っています。

<事業内容>

○市及び島本町においては、福祉事務所に母子・父子自立支援員を配置

○福祉事務所未設置の8町1村については、その区域を所管する子ども家庭センター（池田・富田林・岸和田）に配置された母子・父子自立支援員が対応

	電話番号	管轄区域
大阪府池田子ども家庭センター	(072) 751-2858	豊能町、能勢町
大阪府富田林子ども家庭センター	(0721) 25-1131	太子町、河南町、千早赤阪村
大阪府岸和田子ども家庭センター	(072) 430-4321	岬町、田尻町、熊取町、忠岡町

○大阪府母子・父子福祉センターでひとり親家庭等の自立支援について相談受付

	電話番号	受付時間等
ひとり親家庭生活相談		毎週月～土曜日 10時～16時(随時)
法律相談	(06) 6748-0263	毎月第2土曜日と 奇数月第4木曜日 13時～15時(要予約)
養育費相談		毎週月～土曜日 10時～15時(要予約)

参考<大阪府立母子・父子福祉センター>

ひとり親家庭等の自立を支援するために、社会福祉法人 大阪府母子寡婦福祉連合会が運営

大阪市東成区中道1-3-59 2F TEL 06-6748-0263

主な事業 ○相談事業

○日常生活支援事業(65ページ参照)

○母子家庭等就業・自立支援センター事業(48ページ参照)

(就業支援講習会含む)

【担当課】 福祉部子ども家庭局 子育て支援課

ひとり親家庭等生活向上事業

○ひとり親家庭等相談支援事業(土日夜間電話相談) <社会福祉法人 八尾隣保館>

ひとり親家庭の方の子どもの養育や就業に関する問題など様々な悩みについて、夜間・休日において、気軽に相談でき、適切なアドバイスを行うための電話相談事業を実施しています。

電話番号	相談受付時間
072-923-4152	土・日・祝休日 10:00~17:00 夜間 18:00~23:00 (年末年始は除く)

○家計管理・生活支援講習会等事業

家計管理、子どものしつけ・育児や健康管理などの支援に関する講習会を開設するとともに各種生活相談に応じています。

<問い合わせ先> 大阪府立母子・父子福祉センター 電話 06-6748-0263
(大阪市東成区中道1-3-59 2F)

なお、市町村においても、ひとり親家庭の生活基盤の安定を図るため、子どもの生活・学習支援、情報交換の場の提供などの各種事業を実施しています。(事業内容については、各市町村に確認が必要)

【担当課】福祉部子ども家庭局 子育て支援課

<参考>ひとり親家庭相談窓口

府内市・町の福祉事務所			
池田市	072-754-6525	茨木市	072-620-1625
摂津市	06-6383-1111(内線 3127)	島本町	075-961-5151
守口市	06-6992-1647	大東市	072-870-9655
門真市	06-6902-6148	四條畷市	072-877-2121(内線 684)
松原市	072-334-1550	交野市	072-893-6406
羽曳野市	072-958-1111	柏原市	072-972-1563
富田林市	0721-25-1000(内線 204)	藤井寺市	072-939-1162
和泉市	0725-99-8136	大阪狭山市	072-366-0011
泉大津市	0725-33-1131	河内長野市	0721-53-1111
貝塚市	072-433-7021	高石市	072-275-6476
泉南市	072-483-3472	岸和田市	072-423-9624
阪南市	072-471-5678	泉佐野市	072-463-1212(内線 2386)
箕面市	072-724-6738		
政令市・中核市の相談窓口			
大阪市	住所地の区の保健福祉課	堺市	住所地の区の保健福祉総合センター 子育て支援課
高槻市	子ども未来部子ども育成課	東大阪市	住所地の地域の福祉事務所 または子ども家庭課
豊中市	こども未来部子育て給付課	枚方市	ひとり親家庭等相談支援センター (子どもの育ち見守りセンター内)
八尾市	こども若者部こども若者政策課	寝屋川市	こども部こどもを守る課
吹田市	児童部子育て給付課		
大阪府の子ども家庭センター（各センターの管轄市町村は、次のとおりです。）			
池田子ども家庭センター	豊中・池田・箕面・豊能※・能勢※	072-751-2858	
吹田子ども家庭センター	吹田・茨木・摂津・島本・高槻	06-6389-3526	
中央子ども家庭センター	守口・枚方・大東・交野・寝屋川・門真・四條畷	072-828-0161	
東大阪子ども家庭センター	八尾・柏原・東大阪	06-6721-1966	
富田林子ども家庭センター	松原・富田林・河内長野・羽曳野・藤井寺 大阪狭山・太子※・河南※・千早赤阪※	0721-25-1131	
岸和田子ども家庭センター	岸和田・泉大津・貝塚・泉佐野・和泉・高石 泉南・阪南・忠岡※・熊取※・田尻※・岬※	072-430-4321	

※印の町村については、福祉事務所の業務・相談も行っています。

【担当課】 福祉部子ども家庭局 子育て支援課

児童・生徒等（不登校、体罰、いじめ 等）

大阪府教育センター等におけるすこやか教育相談の実施（教育総合相談事業）

大阪府教育センター「すこやか教育相談」では、電話、Eメール、FAX、面接及びLINEによる相談に応じて、相談者自身が問題の解決に向かうことができるよう支援しています。（面接相談は、事前に学校を通しての申し込みが必要です。）

- ＜相談の内容＞
- ・不登校など学校における不適応
 - ・学校におけるセクシュアル・ハラスメント
 - ・家庭における子育て、しつけ（小・中・高年齢）
 - ・発達の遅れ、障がいのある子どもの生活や学習・指導
 - ・学級経営
 - ・進路や進路変更（中途退学等）など

＜相談の対象＞子ども・保護者・教職員

＜相談担当者＞

精神科医、臨床心理士、教員経験者、指導主事など

＜相談時間＞

電話・面接相談	月～金 9:30～17:30（祝日、年末年始は休み）
Eメール相談・FAX相談	24時間受付（返信は後日になります）
LINE相談	毎週月曜日 17:00～21:00

＜電話番号等＞

子どもからの相談 (すこやかホットライン)	電話 06-6607-7361 Eメール: sukoyaka@edu.osaka-c.ed.jp	FAXによる相談 FAX 06-6607-9826
保護者からの相談 (さわやかホットライン)	電話 06-6607-7362 Eメール: sawayaka@edu.osaka-c.ed.jp	
教職員からの相談 (しなやかホットライン)	電話 06-6607-7363 Eメール: sinayaka@edu.osaka-c.ed.jp	
高校中退に関する相談窓口	電話 06-6607-7353	
LINE相談（子ども専用）	各学校に配付しているポスター・カードに掲載している「QRコード」からアカウントを登録してください	

・スクール・セクシュアル・ハラスメントに関する相談は、原則として相談者が希望する性の相談員が対応。

＜施設所在地＞大阪府教育センター 本館5階 教育相談室
大阪市住吉区苅田4丁目13番23号

※平日の相談時間以外や土、日、祝日の電話相談については
24時間対応「すこやか教育相談24」（電話 0120-0-78310）をご利用ください。
全国統一の24時間子供SOSダイヤルです。

電話を発信した地域を担当する、都道府県又は政令市の相談機関でお受けします。
この子どもSOSダイヤルの名称は、都道府県・政令市ごとで異なります。

【担当課】教育庁教育振興室 高等学校課

被害者救済システム運用事業

■ 被害者救済システムとは

児童・生徒が学校において体罰、いじめ、セクシュアル・ハラスメント等の被害にあった場合に、児童・生徒の最善の利益に向けた支援活動を行うシステムです。被害にあった児童・生徒やその保護者等からの相談を民間権利擁護機関が受け、解決に向けて一貫した支援を行います。

■ 児童・生徒の支援活動としての調整や救済の申立

民間権利擁護機関は、体罰、いじめ、セクシュアル・ハラスメント等に関する児童・生徒やその保護者及び民間相談機関からの相談(電話・面接)を受付けるとともに、当該児童・生徒及びその保護者が希望する場合は、解決に向けた調整や大阪府教育委員会に対する救済の申し立てを行います。

■ 評価委員会による検証・評価・提言

申立等を受けて、府教育委員会が行った市町村教育委員会・学校への指導や支援が、児童・生徒の最善の利益にかなったものとなったかどうかを、弁護士、学識経験者、精神科医等を委員とする『評価委員会』が、検証・評価・提言を行います。

府教育委員会は、評価委員会による検証・評価・提言を受け、救済やケアの在り方についての課題と改善方策を整理し、解決に向けた取組みの充実やシステム運用の改善に努めます。

■ 対象

府内の公私立小・中学校(義務教育学校を含む)・高等学校・支援学校に在籍する児童・生徒やその保護者等

	電話番号 (子どものみ:フリーダイヤル) 0120-928-704 (子ども・保護者等) 06-4394-8754	受付時間等 月・火・木 10:00~20:00	相談担当者 児童・生徒等の電話相談の専門相談員が対応。
子ども家庭相談室			

【担当課】教育庁市町村教育室 小中学校課、教育振興室 高等学校課・支援教育課、私学課

スクールカウンセラー等の配置

大阪府内の公立学校において、児童・生徒の心のケア、保護者等の悩みの相談等に対応するため、スクールカウンセラー等の専門家を配置しています。

■ 対象

府内の公立小・中学校(義務教育学校を含む)・高等学校に在籍する児童・生徒やその保護者等

■ 実施内容(実施頻度、予約の可否・方法等)

各学校によって異なります。詳細は、在籍校にお問合せください。

なお、府立支援学校では、「福祉医療関係人材活用事業」により、臨床心理士等が対応しています。

【担当課】教育庁市町村教育室 小中学校課、教育振興室 高等学校課・支援教育課

外国人

大阪府外国人情報コーナーにおける情報の提供及び相談対応

「大阪府外国人情報コーナー」を開設し、府内に在住する外国人に、外国語による情報提供や相談を行っています。

<対応言語> 11 か国語

(英語、中国語、韓国・朝鮮語、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語、フィリピン語、タイ語、インドネシア語、ネパール語、日本語)

<相談方法> 来所・電話・ファクシミリ・電子メール

※ファクシミリ、電子メールでの相談は日本語・英語のみ。

<相談の内容> 在留資格、労働、医療、福祉など様々な情報を提供

<相談電話等>

開設場所	所在地〔最寄り駅〕	相談専用電話	受付時間
公益財団法人 大阪府国際交流 財団	大阪市中央区本町橋2-5 マイドームおおさか5階 【Osaka Metro中央線・堺筋線堺筋本町駅】 【Osaka Metro谷町線谷町四丁目駅】	TEL 06-6941- 2297 FAX 06-6966- 2401	月・金曜日 9:00~20:00 火・水・木曜日 9:00~17:30 第2・第4日曜日 13:00~17:00 (祝日・年末・年始は除く)

※電子メールでの相談については、下記ホームページで紹介している。

(掲載場所) 大阪府ホームページ トップ→都市魅力・観光・文化→大阪の国際交流活動

→大阪府外国人情報コーナー（外国人ワンストップ相談窓口）

又は、

大阪府ホームページ トップ→情報を探す「キーワードから探す」→「大阪府外国人情報コーナー」を入力

(アドレス) <https://www.ofix.or.jp/life/japanese/>

※11か国語(英語、中国語、韓国・朝鮮語、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語、フィリピン語、タイ語、インドネシア語、ネパール語、日本語)で、外国人の方の生活に密着した情報(大阪生活必携)をホームページに掲載している。

【担当課】府民文化部都市魅力創造局 国際課

大阪府女性相談センターにおける外国人女性に対する相談体制の整備

婦人保護事業の観点から、外国人を対象とした電話相談を実施しています。

※通訳者は常住していないため、事前に調整が必要(英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語、フィリピン語、ベトナム語、タイ語、インドネシア語、ネパール語の 10 か国語圏)

【相談の内容、電話番号、受付時間等は、10 ページ参照】

【担当課】福祉部子ども家庭局 家庭支援課

障がい者

障がい者の自立相談支援

大阪府障がい者自立相談支援センターでは、障がいのある方の生活・職業等についての相談に応じ、支援や助言を行っています。

	所在地・電話番号	受付時間等
大阪府障がい者自立相談支援センター	大阪市住吉区大領 3-2-36 (地域支援課) 06-6692-5261 (身体障がい者支援課) 06-6692-5262 (知的障がい者支援課) 06-6692-5263	平日 9:00~17:45 (土日祝日・年末年始除く)

(高次脳機能障がい及びその関連障がいに対する支援普及事業)

大阪府では、事故や病気によって脳を損傷し、認知障がい等の後遺症等に悩む高次脳機能障がいの方や家族に対する相談支援や関係機関への支援手法の普及、啓発活動等を障がい者医療・リハビリテーションセンター内にある3機関が連携して行っています。

	所在地・電話番号	受付時間等
障がい者医療・リハビリテーションセンター	大阪市住吉区大領 3-2-36	平日 9:00~17:00 (土日祝日・年末年始除く)
◇大阪府障がい者自立相談支援センター (相談部門)	06-6692-5262	
◇大阪府立障がい者自立センター (訓練部門)	06-6692-2971	
◇大阪急性期・総合医療センター (医療部門)	06-6692-1201(代)	

【担当課】福祉部障がい福祉室 地域生活支援課

<参考>市町村 福祉事務所・障がい福祉担当課（障がい福祉サービス等）

福祉事務所等名称	所在地	電話番号
岸和田市 福祉事務所	岸和田市岸城町 7-1	072-423-9469
池田市 福祉事務所	池田市城南 1-1-1	072-754-6255
泉大津市 社会福祉事務所	泉大津市東雲町 9-12	0725-33-1131
貝塚市 福祉事務所	貝塚市畠中 1-17-1	072-433-7012
守口市 福祉事務所	守口市京阪本通 2-5-5	06-6992-1630 06-6992-1635
茨木市 福祉事務所	茨木市駅前 3-8-13	072-620-1636
泉佐野市 福祉事務所	泉佐野市市場東 1-1-1	072-463-1212
富田林市 福祉事務所	富田林市常盤町 1-1	0721-25-1000
河内長野市 福祉事務所	河内長野市原町 1-1-1	0721-53-1111
松原市 福祉事務所	松原市阿保 1-1-1	072-337-3115
大東市 福祉事務所	大東市谷川 1-1-1	072-870-9630
和泉市 福祉事務所	和泉市府中町 2-7-5	0725-99-8133
箕面市 福祉事務所	箕面市萱野 5-8-1	072-727-9506 072-727-9501
柏原市 福祉事務所	柏原市安堂町 1-55	072-972-1501
羽曳野市 福祉事務所	羽曳野市誉田 4-1-1	072-958-1111
門真市 福祉事務所	門真市中町 1-1	06-6902-6154 06-6902-6054
摂津市 福祉事務所	摂津市三島 1-1-1	06-6383-1374
高石市 福祉事務所	高石市加茂 4-1-1	072-275-6294
藤井寺市 福祉事務所	藤井寺市岡 1-1-1	072-939-1106
泉南市 福祉事務所	泉南市樽井 1-1-1	072-483-8252
四條畷市 福祉事務所	四條畷市中野本町 1-1	072-877-2121
交野市 福祉事務所	交野市天野が原町 5-5-1	072-893-6400
大阪狭山市 福祉事務所	大阪狭山市狭山 1-2384-1	072-366-0011
阪南市 福祉事務所	阪南市尾崎町 35-1	072-471-5678
島本町 福祉事務所	島本町桜井 2-1-1	075-962-7460
豊能町 保健福祉部	豊能町東ときわ台 1-2-3	072-738-7770
能勢町 福祉部	能勢町栗栖 82-1	072-731-2150
忠岡町 地域福祉課	忠岡町忠岡東 1-34-1	0725-22-1122
熊取町 障がい福祉課	熊取町野田 1-1-1	072-452-6289
田尻町 民生部福祉課	田尻町嘉祥寺 883-1	072-466-8813
岬町 地域福祉課	岬町深日 2000-1	072-492-2700
太子町 健康福祉部福祉介護課	太子町大字山田 88	0721-98-5519
河南町 高齢障がい福祉課	河南町大字白木 1359-6	0721-93-2500
千早赤阪村 福祉課	千早赤阪村大字水分 180	0721-26-7269

大阪市	障がい福祉課	大阪市北区中之島 1-3-20	06-6208-8071
	障がい支援課		06-6208-7986
	運営指導課	大阪市中央区船場中央 3-1-7-331	06-6241-6520
堺市	障害施策推進課		072-228-7818
	障害支援課	堺市堺区南瓦町 3-1	072-228-7411
	障害福祉サービス課		072-228-7510
高槻市	障がい福祉課	高槻市桃園町 2-1	072-674-7164
東大阪市	障害者支援室		06-4309-3183
	指導監査室	東大阪市荒本北 1-1-1	06-4309-3184 06-4309-3187
豊中市	障害福祉課	豊中市中桜塚 3-1-1	06-6858-2224
枚方市	福祉事務所	枚方市大垣内町 2-1-20	072-841-1152 072-841-1457
八尾市	福祉事務所	八尾市本町 1-1-1	072-924-3838
寝屋川市	福祉事務所	寝屋川市池田西町 28-22	072-838-0382
吹田市	福祉事務所	吹田市泉町 1-3-40	06-6384-1348

【担当課】福祉部障がい福祉室 障がい福祉企画課

市町村障がい者虐待防止センター・大阪府障がい者権利擁護センターにおける虐待通報受理

障がい者虐待を見かけたら通報をお願いします。

(養護者からの虐待・障がい者福祉施設等での虐待・障がい者の雇用先での虐待)

【市町村障がい者虐待防止センター】

※電話番号等は以下のとおり。

※通報の内容により、必要に応じて障がい者虐待防止センター職員等が障がい者の安全確認等を実施します。

(障がい者の雇用先での虐待)

【大阪府障がい者権利擁護センター】

<受理時間・電話番号等>

(電話番号) 06-6944-6615 (開庁日: 平日9時から18時)

(ファックス) 06-6944-6615 (内容確認は開庁日)

※市町村も雇用先での虐待の通報を受付けています。

【担当課】 福祉部障がい福祉室 障がい福祉企画課

<大阪府内市町村障がい者虐待防止センター一覧>

大阪市 ○相談窓口

①養護者による虐待の対応窓口(平日9時～17時30分)

区名	各区役所保健福祉課		各区障がい者基幹相談支援センター	
	電話	ファックス	電話	ファックス
北	06-6313-9857	06-6313-9905	06-6450-8856	06-6374-7889
都島	06-6882-9857	06-6352-4584	06-6355-3701	06-6355-3702
福島	06-6464-9857	06-6462-4854	06-6456-4107	06-6456-0561
此花	06-6466-9857	06-6462-2942	06-6461-5055	06-6461-5056
中央	06-6267-9857	06-6264-8285	06-6940-4185	06-6943-4666
西	06-6532-9857	06-6538-7319	06-6585-2550	06-6585-2550
港	06-6576-9857	06-6572-9514	06-6585-2211	06-6585-2212
大正	06-4394-9857	06-6553-1986	06-6599-9161	06-6555-3520
天王寺	06-6774-9857	06-6772-4906	06-4302-5203	06-4302-5243
浪速	06-6647-9859	06-6644-1937	06-6649-0421	06-7506-9379
西淀川	06-6478-9954	06-6478-9989	06-4808-3080	06-4808-3082
淀川	06-6308-9857	06-6885-0537	06-6101-5031	06-6101-5032
東淀川	06-4809-9845	06-6327-2840	06-6325-9992	06-4307-3673
東成	06-6977-9857	06-6972-2781	06-6981-0770	06-6981-0703
生野	06-6715-9857	06-6715-9967	06-6758-2050	06-6756-0801
旭	06-6957-9857	06-6954-9183	06-4254-2339	06-6180-6901
城東	06-6930-9857	06-6932-1295	06-6934-5858	06-6934-5850
鶴見	06-6915-9857	06-6913-6237	06-6961-4631	06-6961-5525
阿倍野	06-6622-9857	06-6629-1349	06-6621-3830	06-6621-3830
住之江	06-6682-9857	06-6686-2039	06-6657-7556	06-4702-4738
住吉	06-6694-9859	06-6694-9692	06-6609-3133	06-6609-3210
東住吉	06-4399-9857	06-6629-4580	06-6760-2671	06-6760-2672
平野	06-4302-9857	06-4302-9943	06-6797-6691	06-6797-6691
西成	06-6659-9857	06-6659-9468	06-6599-8122	06-6562-6677

②障がい者福祉施設従事者等による虐待の対応窓口(平日 9 時～17 時 30 分)

大阪市福祉局障がい者施策部運営指導課 電話: 06-6241-6527 ファックス: 06-6241-6608

③使用者による虐待の対応窓口(平日 9 時～17 時 30 分)

大阪市福祉局生活福祉部地域福祉課相談支援グループ
電話: 06-6208-8086 ファックス: 06-6202-0990

④その他:「休日夜間福祉電話相談」では、障がい者の様々な電話相談に応じています。

電話: 06-4392-8181

堺市

○相談窓口(養護者・障がい者福祉施設従事者等・使用者による虐待)

- ①平日 9時～17時30分 専用電話：072-280-6262
ファックス：072-280-6262（内容確認は開庁日）
②上記時間外 電話（市役所当直窓口）：072-233-2800

府内市町村（大阪市・堺市除く）

○相談窓口(養護者・障がい者福祉施設従事者等・使用者による虐待)

市町村	名称	電話	ファックス	休日・夜間の連絡先
池田市	池田市障害者虐待防止センター (池田市基幹相談支援センター)	072-734-6556	072-753-4422	072-734-6556
豊能町	豊能町障害者虐待防止センター (豊能町保健福祉部福祉課福相談支援室)	072-738-0911	072-738-0911	TEL・FAX 072-739-3200 (取次対応)
能勢町	虐待防止センター (能勢町福祉部福祉課)	072-734-1080	072-731-2151	072-734-1080
箕面市	箕面市障害者虐待防止センター (箕面市健康福祉部地域包括ケア室)	072-727-9501	072-727-3539	072-727-9500 (取次対応)
豊中市	豊中市障害者虐待防止センター	06-6863-7060	06-6866-0811	06-6863-7060
吹田市	吹田市障がい者虐待防止センター (吹田市障がい福祉室)	06-6384-1348	06-6385-1031	06-6384-1231 (市役所代表)
茨木市	茨木市障害者虐待防止センター (茨木市福祉総合相談課)	072-655-2758	072-620-1720	072-622-5585
摂津市	摂津市障害者虐待防止センター (摂津市障害福祉課)	06-6383-1374	06-6383-9031	06-6383-1111
島本町	島本町健康福祉部福祉推進課	075-962-7460	075-962-5652	075-961-5151
高槻市	高槻市障がい者虐待防止センター (高槻市福祉相談支援課)	072-674-7171	072-674-5135	072-674-7000 (取次対応)
枚方市	枚方市障害者虐待防止センター (枚方市健康福祉部福祉事務所障害支援課)	072-841-5301	072-841-5123	072-841-5301
寝屋川市	寝屋川市障害者虐待防止センター (寝屋川市福祉部障害福祉課)	072-812-2026	072-812-2118	072-824-1181 (取次対応)
守口市	守口市障がい者虐待防止センター (守口市健康福祉部障がい福祉課)	06-6992-1635	06-6991-2494	06-6992-1221 (市役所代表)
門真市	門真市障がい者虐待防止センター (門真市障がい者基幹相談支援センターワーク)	06-6901-0202	06-4967-5554	TEL 06-6902-1231 FAX 06-6905-9510 (休日・夜間は市役所代表)
大東市	大東市障害者虐待防止センター (大東市基幹相談支援センター)	072-806-1332	072-806-1333	072-806-1332 (取次対応)
四條畷市	四條畷市障がい者虐待防止センター (四條畷市健康福祉部障がい福祉課)	072-877-2121	072-879-2596	072-877-2121
交野市	交野市障がい者虐待防止センター (交野市福祉部障がい福祉課内)	072-893-6400	072-895-6065	072-892-0121 (市役所代表)
八尾市	八尾市障がい者虐待防止センター	072-925-1197	072-925-1224	TEL 072-925-1197 FAX 072-925-1224
柏原市	柏原市権利擁護サポートセンター	072-971-2039	072-971-6801	072-971-2039
東大阪市	東大阪市障害者虐待防止センター	072-976-4300	072-976-4300	072-976-4300
松原市	松原市福祉部障害福祉課	072-334-1550	072-337-3007	072-334-1550 (取次対応)
羽曳野市	羽曳野市保健福祉部障害福祉課	072-958-1111	072-957-1238	072-958-1111 (取次対応)
藤井寺市	藤井寺市健康福祉部福祉総務課	072-939-1106	072-939-0399	072-939-1111 (取次対応)

富田林市	富田林市障がい者虐待防止センター (富田林市子育て福祉部障がい福祉課)	0721-25-1000 (内線 434・435)	0721-25-3123	0721-25-1000
河内長野市	河内長野市障がい者虐待防止センター (河内長野市福祉部障がい福祉課)	0721-53-1111 (内線 131)	0721-52-4920	0721-53-1111
大阪狭山市	大阪狭山市健康福祉部福祉グループ	072-366-0011	072-366-9696	072-366-0011
河南町	河南町障がい者虐待防止センター (科長の郷 生活支援相談室しながら)	0721-98-5016	0721-98-5678	0721-98-5016
太子町	太子町障がい者虐待防止センター (科長の郷 生活支援相談室ながら)	0721-98-5016	0721-98-5678	0721-98-5016
千早赤阪村	千早赤阪村障がい者虐待防止センター (科長の郷 生活支援相談室ながら)	0721-98-5016	0721-98-5678	0721-98-5016
泉大津市	泉大津市保険福祉部障がい福祉課	0725-33-1131	0725-33-7780	0725-33-1131
和泉市	和泉市障がい者虐待防止センター (和泉市障がい者基幹相談支援センター)	0725-99-8030	0725-41-3191	0725-99-8030
高石市	高石市保健福祉部高齢・障がい福祉課	072-275-6294	072-265-3100	072-265-1001
忠岡町	忠岡町健康福祉部地域福祉課	0725-22-1122	0725-22-1129	0725-22-1122
岸和田市	岸和田市障害者虐待防止センター (岸和田市福祉部障害者支援課)	072-447-7081	072-431-0580	TEL 072-423-2121 FAX 072-423-2727 (取次対応)
貝塚市	貝塚市障害者虐待防止センター (貝塚市福祉部障害福祉課)	072-433-7012	072-433-1082	TEL 0120-722-018 FAX 0120-722-565
泉佐野市	泉佐野市・田尻町障害者虐待防止センター (基幹包括支援センター いずみさの)	0120-357-345	0120-571-015	TEL 0120-357-345 FAX 0120-571-015
泉南市	泉南市福祉保険部障害福祉課	072-483-8252	072-480-2134	072-483-8252 (取次対応)
阪南市	阪南市障がい者虐待防止センター (阪南市福祉部市民福祉課)	072-471-5678	072-473-3504	072-471-5678
熊取町	熊取町健康福祉部障がい福祉課	072-452-6289	072-453-7196	072-452-1001 (取次対応)
田尻町	泉佐野市・田尻町障害者虐待防止センター (基幹包括支援センター いずみさの)	0120-357-345	0120-571-015	TEL 0120-357-345 FAX 0120-571-015
岬町	岬町しあわせ創造部地域福祉課	072-492-2700	072-492-5814	072-492-2001

【担当課】福祉部障がい福祉室 障がい福祉企画課

高齢者

高齢者虐待に関する相談・通報窓口等

大阪府ホームページにおいて、高齢者虐待に関する相談・通報窓口等の情報を掲載しています。

<掲載内容>

- ・相談、通報窓口（市町村、地域包括支援センターの窓口になります。）
- ・高齢者虐待防止の啓発に関するリーフレット、ポスター
- ・大阪府内市町村における高齢者虐待対応状況 他

<掲載場所>

・大阪府ホームページ トップ→福祉・子育て→高齢者福祉施策
→高齢者虐待防止

<アドレス>

<https://www.pref.osaka.lg.jp/kaigoshien/koreishagyakutai/index.html>

【担当課】高齢介護室 介護支援課

人 権

大阪府人権相談窓口の運営

一般財団法人大阪府人権協会に委託して、専門の相談員が人権に関する府民からの相談に応じて情報提供や適切な相談機関等の紹介などを行っています。

<相談曜日・時間>

	曜 日	時 間
平日相談	月曜日～金曜日 祝日、年末年始(12月29日～1月3日)除く	9時30分～17時30分
夜間相談	火曜日 祝日、年末年始(12月29日～1月3日)除く	17時30分～20時00分
休日相談	毎月 第4日曜日	9時30分～17時30分

なお、この時間帯で相談が難しい場合は、都合の良い日程をお聞きし、相談をお受けします。

○弁護士相談

法的なアドバイスが欲しいなど、人権問題に関わるご相談をお受けします。(事前予約が必要です)

<相談方法>

○電話相談

専用電話番号 06-6581-8634

※つながらない場合は、06-6581-8635もご利用いただくことが可能です。

○面接相談

ご希望の方は事前にご連絡ください。

【実施場所】 大阪市港区波除4-1-37 HRCビル8階

一般財団法人 大阪府人権協会

JR大阪環状線「弁天町」駅北口より約600m

Osaka Metro中央線「弁天町」駅4番出口より約700m

HRCビルに有料駐車場があります

○その他 下記の方法で「府人権相談窓口宛て」にご連絡ください。

メール so-dan@jinken-osaka.jp

手紙等 〒552-0001 大阪市港区波除4-1-37 HRCビル8階

F A X 06-6581-8614

【担当課】府民文化部人権局 人権擁護課

b 心身に受けた影響からの回復

心身に受けた影響からの回復（こころの相談・ケア）

精神保健福祉センターにおけるこころの健康相談の実施

こころの病やこころの健康に不安をお持ちの方、医療機関や障がい福祉サービスなどを知りたい方のための電話相談を行っています。

※電話によるカウンセリングではありません。

【大阪府こころの健康総合センター】

※大阪府(大阪市・堺市を除く)にお住まいの方が対象です。

	電話番号等	受付時間
こころの電話相談	(06)6607-8814	月・火・木・金 9:30~17:00 (祝日、年末年始は除く)
わかぼちダイヤル ※40歳未満の方が対象	(06)6607-8814	水 9:30~17:00 (祝日、年末年始は除く)

	電話番号等	相談日時	
こころの健康相談統一ダイヤル (祝日、年末年始は除く)	(0570)064-556 ※一部のIP電話等 からは接続できま せん。	大阪府在住の方: 月～金 9:30～17:00	18:30～22:30 の時間帯は令和3年2月 1日より、厚生労働省に よる夜間相談を行ってい ます。 (受付は22:00ま で)

<施設所在地等> 大阪府こころの健康総合センター
大阪市住吉区万代東3丁目1-46

参考 <大阪府こころの健康総合センター>
大阪府の精神保健福祉に関する技術的中核機関

(業務内容)

- ・精神保健福祉に関する企画立案、技術支援、人材養成、普及啓発、調査研究
- ・精神保健福祉に関する相談
- ・精神医療審査会、精神科病院実地指導、実地審査に関すること
- ・自立支援医療(精神通院医療)及び精神障害者保健福祉手帳の判定に関すること
- ・措置診察、移送に関すること など

【担当課】健康医療部保健医療室 地域保健課

保健所等におけるこころの健康相談の実施

精神保健福祉相談担当職員、精神科医師(嘱託医)等によるご本人やその家族等に対するこころの健康相談を実施しています。

<相談の内容> 「病気かどうか」「どの医療機関に行けばいいのか」などの相談をはじめ、統合失調症、うつ病、認知症、アルコール依存症などのこころの病に関する相談

<相談担当者> ケースワーカー、保健師

必要に応じて精神科医師(嘱託医)による相談も実施

<相談の方法> 電話相談、面接相談及び訪問(予約制)

<相談日> 月～金(祝日及び年末年始を除く)

<電話番号等>

	名称	所在地	電話番号	管轄区域	相談時間等
大阪府の保健所	池田保健所	池田市満寿美町3-19	072-751-2990	池田市・箕面市・豊能町・能勢町	月～金 9:00～17:45
	茨木保健所	茨木市大住町8-11	072-624-4668	茨木市・摂津市・島本町	
	守口保健所	守口市京阪本通2-5-5	06-6993-3133	守口市・門真市	
	四條畷保健所	四條畷市江瀬美町1-16	072-878-2477	四條畷市・交野市・大東市	
	藤井寺保健所	藤井寺市藤井寺1-8-36	072-955-4181	藤井寺市・羽曳野市・松原市・柏原市	
	富田林保健所	富田林市寿町3-1-35	0721-23-2684	富田林市・河内長野市・大阪狭山市・河南町・太子町・千早赤阪村	
	和泉保健所	和泉市府中町6-12-3	0725-41-1330	和泉市・泉大津市・高石市・忠岡町	
	岸和田保健所	岸和田市野田町3-13-1	072-422-6070	岸和田市・貝塚市	
	泉佐野保健所	泉佐野市上瓦屋583-1	072-462-4600	泉佐野市・泉南市・阪南市・田尻町・熊取町・岬町	
政令市・中核市保健所(保健福祉センター・保健センター)	大阪市各保健福祉センター	大阪市にお問い合わせください (参考:大阪市こころの健康センター こころの悩み電話相談 06-6923-0936)			
	堺保健センター	堺区南瓦町3-1	072-238-0123	堺市	月～金 9:00～17:30
	中保健センター	堺市中区深井沢町2470-7 中区役所3階	072-270-8100		
	東保健センター	堺市東区日置荘原寺町195-1 東区役所3階	072-287-8120		
	西保健センター	堺市西区鳳東町6-600 西区役所3階	072-271-2012		
	南保健センター	堺市南区桃山台1-1-1 南区役所4階	072-293-1222		
	北保健センター	堺市北区新金岡町5-1-4 北区役所4階	072-258-6000		
	美原保健センター	堺市美原区黒山782-11	072-362-8681		

東大阪市東保健センター	東大阪市旭町1-1	072-982-2603	東大阪市	月～金 9:00～17:30
東大阪市中保健センター	東大阪市岩田町4-3-22-300	072-965-6411		
東大阪市西保健センター	東大阪市高井田元町2-8-27	06-6788-0085		
高槻市保健所	高槻市城東町5-7	072-661-9332	高槻市	月～金 8:45～17:15
豊中市保健所	豊中市中桜塚4-11-1	06-6152-7315	豊中市	月～金 9:00～17:15
枚方市保健所	枚方市大垣内町2-2-2	072-807-7623	枚方市	月～金 9:00～17:30
八尾市保健所	八尾市清水町1-2-5	072-994-6644	八尾市	月～金 8:45～17:15
寝屋川市保健所(保健所すこやかステーション)	寝屋川市池田西町28-22	072-812-2362	寝屋川市	月～金 9:00～17:30
吹田市保健所	吹田市出口町19-3	06-6339-2227	吹田市	月～金 9:00～17:30

【担当課】健康医療部保健医療室 地域保健課

大阪府こころのほっとライン

大阪府では、若年層(40歳未満)の死因の一位が自殺であることから、様々な悩みに応じたきめ細やかな支援を行い、若年者層の自殺を未然に防ぐことをめざして、SNSによる相談をおこなっています。

【対象】 大阪府内大学・短大・専修学校の学生及び大阪府内在住の大学・短大・専修学生
大阪府内在住の妊娠婦(妊娠中及び産後1年未満の方)

【相談方法】 学校や市町村から配布されるチラシ・カード記載のQRコードより、LINE公式アカウントに友だち登録した上で大阪府が委託する委託先の提供画面において相談を行います。

【内容】 メンタルの不調やつらい気持ちを抱える方の相談

【受付日時】 毎週 水・土・日曜日
17時30分から22時30分まで（最終受付：22時）

【集中期間】 5月、9月、3月は上記曜日以外にも相談日を設定

【LINEのアカウント名】「大阪府こころのほっとライン」



【担当課】 健康医療部保健医療室 地域保健課

スクールカウンセラー等の配置

【再掲 18 ページ参照】

〔詳細は 18 ページをご覧ください。〕

大阪府内の公立学校において、児童・生徒の心のケア、保護者等の悩みの相談等に対応するため、スクールカウンセラー等の専門家を配置しています。

■ 対象

府内の公立小・中学校(義務教育学校を含む)・高等学校に在籍する児童・生徒やその保護者等

【担当課】教育庁市町村教育室 小中学校課、教育振興室 高等学校課・支援教育課

心身に受けた影響からの回復（医療）

大阪府保健所における医療相談の実施

医療相談では、医療に関する相談や医療機関を利用するにあたっての相談などに、中立的な立場で応じます。

- (相談例) ・「〇〇科のある病院を教えてほしい。」
・「病院内の清掃が行き届いていない。」
・「敷地内禁煙なのに職員が敷地内でたばこを吸っている。」
・「無資格者が診療を行っている。」など

※サポートできない相談

次に掲げる事項は医療関係法規に基づく指導・調査権限等を有していないため、具体的解決までのサポートを行うことはできません。この場合、あくまでも問題解決の主体は相談者本人であり、医療相談では相談者のニーズに対応できる機関の紹介や、一般的な助言及び情報提供等を行います。

- (対応できない相談例) ・医師の診断・治療・検査内容の是非
・医療事故であるかの判断や責任の所在の判断
・医療機関との民事上のトラブルの仲裁
・医療費、入院費等に関すること
・診療拒否に関すること
・医療機関に対する評価、評判に関すること
・保健所医師へのセカンドオピニオンの依頼

<相談の方法> 電話、来所

<相談時間> 月～金 9:00～12:00、13:00～17:30 (祝日及び年末年始を除く)

<相談・予約電話番号等> 医療機関が所在する市町村所管の保健所で相談実施。

名 称	代表電話	管轄区域
池田保健所	072-751-2990	池田市・箕面市・豊能町・能勢町
茨木保健所	072-624-4668	茨木市・摂津市・島本町
守口保健所	06-6993-3131	守口市・門真市
四條畷保健所	072-878-1021	四條畷市・交野市・大東市
藤井寺保健所	072-955-4181	藤井寺市・羽曳野市・松原市・柏原市
富田林保健所	0721-23-2681	富田林市・河内長野市・大阪狭山市・河南町・太子町・千早赤阪村
和泉保健所	0725-41-1342	和泉市・泉大津市・高石市・忠岡町
岸和田保健所	072-422-5681	岸和田市・貝塚市
泉佐野保健所	072-462-7701	泉佐野市・泉南市・阪南市・田尻町・熊取町・岬町

※専用電話ではありませんので、利用の際は「医療相談窓口」とお申し出ください。

※大阪市、堺市、東大阪市、高槻市、豊中市、枚方市、八尾市、寝屋川市、吹田市については、各市保健所まで。

【担当課】健康医療部保健医療室 保健医療企画課

大阪府外国人患者受入れ拠点医療機関・地域拠点医療機関

大阪府では、外国人が安心して医療機関を受診できる医療提供体制を整備するため、「大阪府外国人患者受入れ拠点医療機関・地域拠点医療機関選定要綱」に基づき、拠点医療機関及び地域拠点医療機関を選定しています。

- ※ 拠点医療機関・地域拠点医療機関ともに、患者の受入れについて、個々の医療機関が日常行っている医療提供の範囲であり、すべての外国人患者を受け入れられるものではありません。
- ※ 受診または患者を案内される場合は、事前に医療機関にお問い合わせください。
- ※ 診療科目や対応言語等については、各医療機関で異なります。詳細については、大阪府ホームページ(<http://www.pref.osaka.lg.jp/hokeniryokikaku/osakagaikokujiniryo/zigyouyousaikouzinn.html>)を必ずご確認の上、受診してください。

○大阪府外国人患者受入れ拠点医療機関

「大阪府外国人患者受入れ拠点医療機関」とは、入院を要する救急の外国人患者に対応可能であり、大阪府内の外国人患者の受入れに関する拠点的な医療機関として、大阪府が選定した医療機関です。

医療機関名	所在地	電話番号	受付日時
大阪公立大学医学部附属病院	〒545-8586 大阪市阿倍野区旭町1-5-7	06-6645-2121	月～金 8:45-10:30
日本赤十字社 大阪赤十字病院	〒543-8555 大阪市天王寺区筆ヶ崎町5-30	06-6774-5111	初診:月～金 8:30-11:30 予約再診:月～金 8:30-16:00(救急外来24時間対応) 土日・祝日 救急外来24時間対応
大阪大学医学部附属病院	〒565-0871 吹田市山田丘2番15号	06-6879-5111	月～金 9:00-11:00
医療法人徳洲会 岸和田徳洲会病院	〒596-8522 岸和田市加守町4-27-1	072-445-9915	月～金 8:00-11:30/16:30-18:30 土 8:00-11:30 日・祝 救急外来24時間対応
医療法人徳洲会 吹田徳洲会病院	〒565-0814 吹田市千里丘西21-1	06-6878-1110	午前診 月～土 9:00-12:00 午後診 月～金 13:00-15:00 夕診 月～金 17:00-19:00 ※ 救急外来24時間対応
地方独立行政法人 りんくう総合医療センター	〒598-8577 泉佐野市りんくう往来北2-23	072-469-3111	月～金 初診または予約のない方 8:00-11:00、8:00-11:30(産婦人科) 予約の方 8:00～17:00

○大阪府外国人患者受入れ地域拠点医療機関

「大阪府外国人患者受入れ地域医療機関」とは、外国人患者の受入れ対応が可能であり、二次医療圏内の外国人患者の受入れに関する拠点的な医療機関として、大阪府が選定した医療機関です。

豊能医療圏地域医療機関(豊中市、池田市、吹田市、箕面市、豊能町、能勢町)			
医療機関名	所在地	電話番号	受付日時
国立大学法人 大阪大学歯学部附属病院	〒565-0871 吹田市山田丘1番8号	06-6879-5111	平日 8:30-15:00
社会福祉法人恩賜財団済生会 吹田病院	〒564-0013 吹田市川園町1番2号	06-6382-1521	月～金 9:00-11:00

三島医療圏地域拠点医療機関(高槻市、茨木市、摂津市、島本町)			
医療機関名	所在地	電話番号	受付日時
社会医療法人愛仁会 高槻病院	〒569-1192 高槻市古曽部町1丁目3番13号	072-681-3801	月～金 9:00-17:00 (救急外来24時間対応) 土日・祝日 救急外来24時間対応

医療法人恵仁会 田中病院	〒567-0861 茨木市東奈良三丁目16番31号	072-635-5831	月～金 9:00-12:30 17:30-19:30 土 9:00-12:30 日・祝日 救急外来は24時間対応
-----------------	------------------------------	--------------	--

北河内医療圏地域拠点医療機関(守口市、枚方市、寝屋川市、大東市、門真市、四條畷市、交野市)			
医療機関名	所在地	電話番号	受付日時
関西医科大学総合医療センター	〒570-8507 守口市文園町10番15号	06-6992-1001	月～金、第1・3・5土曜日 8:30-11:30 (救命救急センター24時間対応) 日・祝日、第2・4土、年末年始(12/29-1/3) 休診日
学校法人 関西医科大学附属病院	〒573-1191 枚方市新町2-3-1	072-804-0101	月～金 8:30-11:30 土日・祝日 救急外来24時間対応
医療法人徳洲会 野崎徳洲会病院	〒574-0074 大東市谷川2-10-50	072-874-1641	月～金 9:00-12:00 (救急外来24時間対応) 土日・祝日 救急外来24時間対応

中河内医療圏地域拠点医療機関(八尾市、柏原市、東大阪市)			
医療機関名	所在地	電話番号	受付日時
医療法人徳洲会 八尾徳洲会総合病院	〒581-0011 八尾市若草町1-17	072-993-8501	月～金 8:00-12:00/16:30-19:30 (診療科により受付終了時間に違いあり) (救急外来24時間対応) 土 8:00-12:00 (診療科により受付終了時間に違いあり) (救急外来24時間対応) 日・祝日 救急外来24時間対応

南河内医療圏地域拠点医療機関 (富田林市、河内長野市、松原市、羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村)			
医療機関名	所在地	電話番号	受付日時
独立行政法人国立病院機構 大阪南医療センター	〒586-8521 河内長野市木戸東町2番1号	0721-53-5761	月～金 9:00-11:00 (救急外来24時間対応) 土日・祝日 救急外来24時間対応
学校法人近畿大学 近畿大学病院	〒589-8511 大阪狭山市大野東377-2	072-366-0221	平日 8:30-11:30 土曜 8:30-11:00

堺市医療圏地域拠点医療機関(堺市)			
医療機関名	所在地	電話番号	受付日時
地方独立行政法人 堺市立病院機構 堺市立総合医療センター	〒593-8304 堺市西区家原寺町1-1-1	072-272-1199	月～金) 8:15-11:00(救急外来24時間対応) 土日・祝日) 救急外来24時間対応

泉州医療圏地域拠点医療機関 (岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、和泉市、高石市、泉南市、阪南市、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町)			
医療機関名	所在地	電話番号	受付日時
社会医療法人生長会 府中病院	〒594-0076 和泉市肥子町1-10-17	0725-43-1234	月～土 8:00-11:45 救急外来24時間対応

大阪市医療圏地域拠点医療機関(大阪市)			
医療機関名	所在地	電話番号	受付日時
社会福祉法人石井記念愛染園附属 愛染橋病院	〒556-0005 大阪市浪速区日本橋5-16-15	06-6633-2801	月～金 9:00-15:00 土 9:00-12:00
社会医療法人ささき会 藍の都脳神経外科病院	〒538-0044 大阪市鶴見区放出東2-21-16	06-6965-1800	月～金 8:45-11:30、12:30-16:30(救急外来24時間対応) 土 8:45-11:30(救急外来24時間対応) 日・祝日 救急外来24時間対応

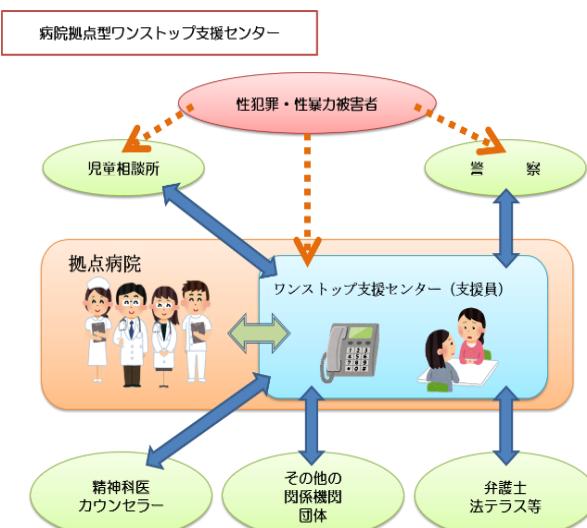
地方独立行政法人大阪府立病院機構 大阪急性期・総合医療センター	〒558-8558 大阪市住吉区万代東3-1-56	06-6692-1201	平日 8:30～11:00(救急外来24時間対応) 土日・祝日 救急外来24時間対応
私立学校法人 大阪歯科大学附属病院	〒540-0008 大阪市中央区大手前1丁目5番17号	06-6910-1111	月～金 9:00～16:30
社会福祉法人 恩賜財団 済生会支部 大阪府済生会中津病院	〒530-0012 大阪市北区芝田2-10-39	06-6372-0333	月～金 9:00～12:00(受付は11:30まで) 13:00～15:00(予約診のみ) 第1.3.5土 9:00～12:00(受付は11:30まで)
社会医療法人寿楽会 大野記念病院	〒550-0015 大阪市西区南堀江1丁目26-10	06-6531-1815	月～金 8:30～11:30 13:00～16:00 土 8:30～11:30 ※脳神経外科の水曜・土曜は10:30まで ※午後の診療は各診療科で異なる 【重要】診療科により対応可能な曜日や時間帯は異なる
社会医療法人協和会 加納総合病院	〒531-0041 大阪市北区天神橋7丁目5番15号	06-6351-5381	月～金 9:00～13:00、14:00～17:00、 18:00～20:00 (救急外来24時間対応) 土 9:00～13:00 (救急外来24時間対応) 日・祝日 救急外来24時間対応
公益財団法人田附興風会 医学研究所 北野病院	〒530-8480 大阪市北区扇町2丁目4番20号	06-6312-1221	8:45～11:30(第2・第4土曜、日曜、祝日を除く。救急外来24時間対応)
一般財団法人 住友病院	〒530-0005 大阪市北区中之島5丁目3-20	06-6443-1261	月～金 8:30～11:30(救急外来24時間対応) 土日・祝日 救急外来24時間対応
社会医療法人愛仁会 千船病院	〒555-0034 大阪市西淀川区福町3-2-39	06-6471-9541	月～金 9:00～17:00(救急外来24時間対応) 土日・祝日 救急外来24時間対応
社会医療法人寿会 富永病院	〒556-0017 大阪市浪速区湊町1-4-48	06-6568-1601	月～土 9:00～12:00(救急外来24時間対応) 日・祝日 救急外来24時間対応
社会医療法人弘道会 なにわ生野病院	〒556-0014 大阪市浪速区大国1-10-3	06-6632-9915	月～土:8:30～12:00/13:30～17:00 (診療科により受付日時が異なりますので、電話やホームページでご確認ください)
公益財団法人日本生命済生会 日本生命病院	〒550-0006 大阪市西区江之子島2-1-54	06-6443-3446	初診受付:月～金 8:30～11:30、13:00～15:30 (紹介状必須の診療科もあるため、事前にホームページor電話にてご確認ください。)
宗教法人在日本南プレス ビテリアンミッショント 淀川 キリスト教病院	〒533-0024 大阪市東淀川区柴島1-7-50	06-6322-2250	月～土 9:00～11:00(救急外来24時間)

【担当課】 健康医療部保健医療室 保健医療企画課

公民連携性犯罪・性暴力被害者支援

(1)「性暴力救援センター・大阪SACHICO^{*1}」による24時間365日の相談等支援

民間の病院拠点型ワンストップ支援センターである「性暴力救援センター・大阪 SACHICO^{*1}」では 24 時間 365 日、性犯罪被害者からの相談や同行支援を行っております。このような支援を通じ、被害の潜在化・継続化の防止につなげています。



* 1 性暴力救援センター・大阪 SACHICO
平成 22 年 4 月に開所した府内唯一の性暴力・性犯罪被害者の病院拠点型ワンストップ支援センターです。

病院拠点型のワンストップ支援センターのメリットは、支援のコーディネート・相談ができるセンターが産婦人科医療を行う院内にあることで、1か所で支援を提供できるため、被害者の負担を軽減できることです。

24 時間ホットライン 072-330-0799

又は

全国共通短縮ダイヤル #8891(はやくワンストップ)

*発信場所から最寄りのワンストップ支援センターへ転送されます

(2)「性暴力被害者支援ネットワーク」の連携・強化

性暴力救援センター・大阪SACHICOを核にした、地域(2次医療圏)の協力医療機関との「性暴力被害者支援ネットワーク」の連携・強化に取り組んでいます。

性暴力救援センター・大阪SACHICOで医療的支援を受けることができますが、急性期の医療的支援については、身近な病院(協力医療機関)の産婦人科でも受けができる体制(ネットワーク)づくりをしています。

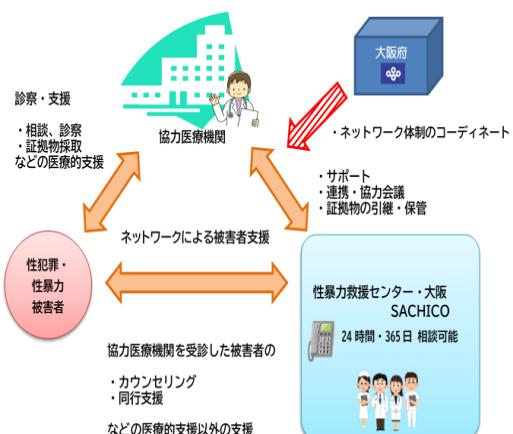
カウンセリング等の中長期的な支援を必要とする場合は、性暴力救援センター・大阪SACHICOで受けることができます。

<協力医療機関一覧>

受診にあたっては事前に電話にて問い合わせをしてください

医療圏	住所地	協力医療機関名	電話番号（病院代表）
豊能	吹田市	社会福祉法人 恩賜財団 大阪府済生会吹田病院	06-6382-1521(代)
三島	高槻市	社会医療法人愛仁会 高槻病院	072-681-3801(代)
北河内	枚方市	市立ひらかた病院	072-847-2821(代)
中河内	八尾市	八尾市立病院	072-922-0881(代)
大阪市	大阪市	社会医療法人愛仁会 千船病院	06-6471-9541(代)
	大阪市	地方独立行政法人大阪府立病院機構 大阪急性期・総合医療センター	06-6692-1201(代)
堺市	堺市	地方独立行政法人堺市立病院機構 堀市立総合医療センター	072-272-1199(代) *医療受診専用ホットライン* 080-8925-8880
泉州	泉大津市	泉大津市立病院	0725-32-5622(代)
	泉佐野市	地方独立行政法人 りんくう総合医療センター	072-469-3111(代)
	泉佐野市	医療法人定生会 谷口病院	072-463-3232(代)

「性暴力被害者支援ネットワーク」での協力医療機関とSACHICO、大阪府の関係



【担当課】危機管理室 治安対策課

c 安全の確保（虐待、DV等）

児童虐待等要保護児童の安全確保のための一時保護の実施

子ども家庭センターにおいて相談を受理した児童について、緊急保護・行動観察・短期入所指導等の理由で必要がある場合、一時保護を行っています。

※子ども家庭センターの概要については、8ページを参照

【担当課】福祉部子ども家庭局 家庭支援課

DV等により緊急に保護を要する女性のための一時保護の実施

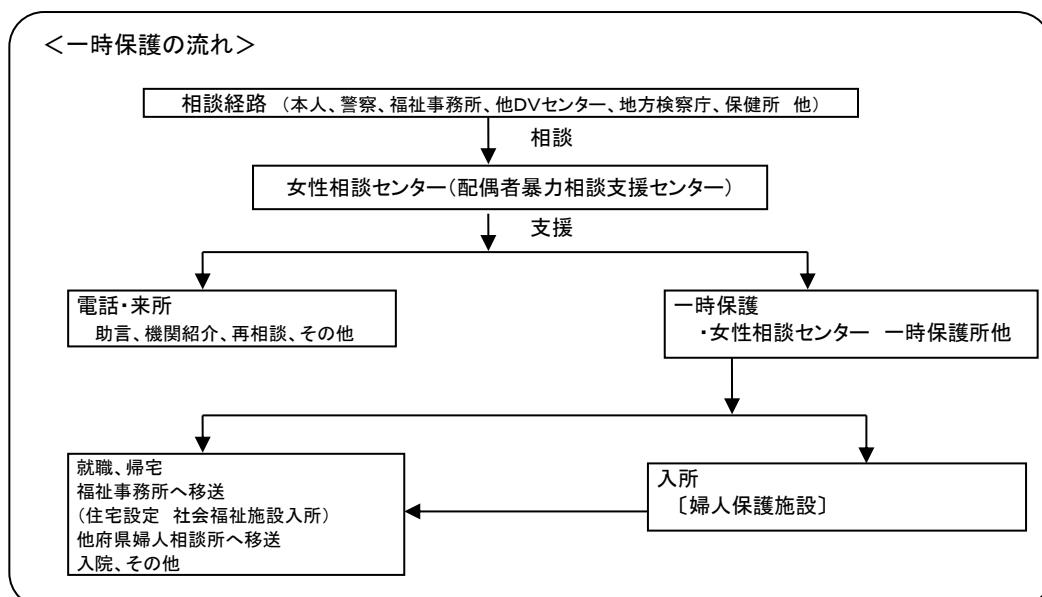
配偶者の暴力等で緊急に保護を必要とする女性のため、一時保護事業を行っています。

○女性相談センター 一時保護

〈一時保護の概要〉

- ・暴力等により避難、保護の必要な女性及び同伴家族を一時的に保護し、各機関と協力し、本人の意思を尊重しながら、自立に向けての支援を行う。

※大阪府女性相談センターの概要については、10ページを参照



【担当課】福祉部子ども家庭局 家庭支援課

社会的養護関係施設への入所による支援

社会的養護とは、保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うことです。

社会的養護関係施設はこうした児童に対し、安定した生活環境を整えるとともに、生活指導、学習指導、家庭環境の調整等を行いつつ養育を行い、児童の心身の健やかな成長とその自立を支援する、また家庭での生活が困難な母子に対し自立に向けた支援を行う機能をもちます。

※社会的養護関係施設とは、里親・ファミリーホーム・乳児院・児童養護施設・児童心理治療施設・児童自立支援施設・自立援助ホーム・母子生活支援施設のことを指します。

社会的養護関係施設への入所による支援については、平成29年8月に国が示した「新しい社会的養育ビジョン」の理念のもと、令和2年3月に策定した「第三次大阪府社会的養育体制整備計画」に基づき、取組みを進めてまいります。

大阪府における家庭的養護の推進に向けた将来ビジョン

＜「家庭における養育環境と同様の養育環境」の実現＞

里親のリクルート、研修、マッチングまでの一貫した支援を実施できる里親支援機関を設置し、里親制度の充実を図っています。

＜「できる限り良好な家庭的環境」の実現＞

小規模施設における、小集団を生活単位とした養育環境の充実を図っています。

【担当課】福祉部子ども家庭局 家庭支援課

d 居住の安定（殺人、ストーカー、DV 等）

犯罪被害者等支援のための府営住宅の一時使用の実施

殺人等の犯罪により自宅に住めなくなった犯罪被害者等へ短期的な居住の場を提供するため、府警察本部と連携して、府営住宅の一時使用（目的外使用）を実施しています。

○犯罪被害者等への府営住宅の一時使用について（概要）

対象	殺人、放火、強制性交等、強盗、強制わいせつ又はストーカー行為により、従前の住宅に一時的又は永続的に居住することができなくなった被害者又は遺族、家族
一時使用期間	原則6ヶ月（最長1年）
対象住宅	府営住宅 ※対象住宅の所在地等は、安全確保のため秘匿事項として扱う
住宅内の備品	照明 冷蔵庫 洗濯機 エアコン等を配置
手続	都市整備部住宅建築局住宅経営室経営管理課において、被害者等が使用許可の申請を行う。 (収入証明書、住民票が必要) <手続の流れ> (1)使用許可申請 ・住宅経営室経営管理課に下記の書類を添えて申請 ・「犯罪被害による府営住宅一時使用許可申請書」、「誓約書」、「入居者名簿」 ・「入居しようとする者全員の住民票又は、居所を証明するもの」 ・「収入に関する証明書」 (2)住宅経営室経営管理課が府警察本部に申請内容（被害内容）を確認 (3)住宅経営室経営管理課が入居資格審査・使用料算定 (4)使用許可が出れば、各府営住宅管理センターで鍵渡し、入居
使用料（家賃）	収入月額により決定する。（敷金なし） ※使用料以外に、共益費、浴槽リース料、光熱水費、自治会費等は本人負担

【担当課】都市整備部住宅建築局住宅経営室 経営管理課、危機管理室 治安対策課

府営住宅を活用したDV被害者向け一時使用住居の提供

府営住宅を活用し、配偶者からの暴力被害者が一時利用するための住戸の提供を行い、被害者の円滑な自立を支援しています（保護命令発令または一時保護利用者で女性相談センター長の推薦を受けたもの）。

<使用可能住宅> 府営住宅（平成18年1月設置）

※寝具、電灯、冷蔵庫等を貸与 [DV被害者自立支援（ステップ・ハウス）事業]

<利用期間> 原則6ヶ月間（最長1年）

【担当課】都市整備部住宅建築局住宅経営室 経営管理課、福祉部子ども家庭局 家庭支援課

DV被害者、犯罪被害者等を対象とした府営住宅福祉世帯向け募集制度の活用

DV被害者等のひとり親世帯、単身者世帯及び犯罪被害者等を、府営住宅の福祉世帯向け募集への入居申し込みが可能となるよう運用しています。

※福祉世帯向け募集区分とは

- ・総合募集において、特定の申込資格を持つ方のみがご応募いただけるように福祉世帯向け募集区分を設定しています。
- ・府営住宅の全体の募集戸数から、新婚・子育て世帯向け募集及び期限付き入居募集戸数を除いた約6割を福祉世帯向けとして、高齢者世帯、障がい者世帯、ひとり親世帯、単身者世帯及び犯罪被害者等の世帯などを対象に募集を実施しています。

< DV被害者への福祉世帯向け募集の概要 >

「共通申込資格」のすべての条件を満たし、かつ、次のいずれかに該当する必要があります。

(1) ひとり親世帯

- 20歳未満の児童及び20歳以上の方を扶養している世帯で次のいずれにも当てはまる世帯
- ・母子世帯等に準じる状況にある世帯（配偶者の暴力等により、婚姻関係が事実上破綻している場合）
 - ・配偶者の暴力等により、婚姻関係が事実上破綻している場合の証明書については、下記の（ア）～（ウ）と同様。
(注) 証明書については、入居資格審査時に提出していただきます。

(2) 単身者世帯

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2号に規定する被害者及び配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で次のいずれかに該当する方

（ア）配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）

の規定による婦人相談所（当該相談所から委託を受けた施設を含む。）の一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条の規定による婦人保護施設の保護（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）が終了した日から起算して5年を経過していない方

（イ）配偶者暴力防止等法第10条第1項（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定により裁判所がした退去命令又は接近禁止命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していない方

（ウ）婦人相談所、配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所、市町村における配偶者暴力相談支援担当部署、行政機関又は関係機関と連携してDV被害者支援を行っている民間支援団体（婦人保護事業受託団体、地域DV協議会参加団体及び補助金等の交付を受けている団体）で、母子世帯等に準じる状況にある世帯として証明を受けられる方

（注：（ア）の一時保護及び婦人保護施設における保護については、大阪府女性相談センターが発行する証明書が、母子生活支援施設における保護については、市町村の担当部署が発行する証明書が必要です。また、（イ）については裁判所が命令した保護命令の写しが必要）

< 犯罪被害者等への福祉世帯向け募集の概要 >

「共通申込資格」のすべての条件を満たし、かつ、2人以上の親族で構成される世帯であって、申込者本人又はその同居しようとする親族が次の(1)から(3)のすべてに該当する世帯

(1)府内における殺人、放火、強制性交等の実行行為の犯罪被害者等で、被害が発生した日から5年以内（募集期間末日現在）の方

(2) (1)の犯罪により従前の住宅に居住することが困難になった方

(3) (1)の犯罪状況について確認できる方

（注）上記(1)には危険運転致死を含む

<募集期間> 総合募集 4月、6月、8月、10月、12月、2月（年6回） 抽選

【担当課】都市整備部住宅建築局 経営管理課、福祉部子ども家庭局 家庭支援課

民間賃貸住宅の仲介等に関する支援制度

大阪府内に居住中に、重大な犯罪等の被害により現在又は従前の住居に一時的又は永続的に居住することが困難となった犯罪被害者等を対象に、大阪府と一般社団法人大阪府宅地建物取引業協会、公益社団法人全日本不動産協会大阪府本部との協定に基づき、民間賃貸住宅物件の情報提供を行うとともに、その物件の契約を結ぶ際に、仲介手数料が無料となる支援制度です。

対 象	犯罪により、現在又は従前の住居に一時的又は永続的に居住することが困難となった被害者又は遺族、家族（原則、発生から5年以内の犯罪被害等を対象とする）
支援内容	① 犯罪被害者等が希望する住宅物件に関する情報提供 ② 犯罪被害者等の入居契約時における仲介手数料の免除

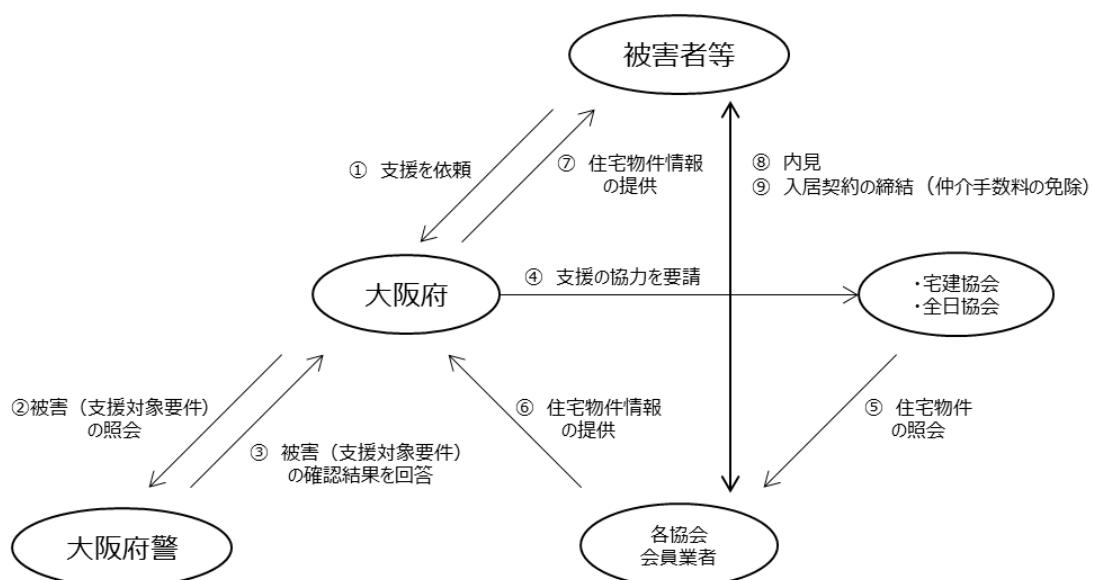
<手続き>

以下の2書類を大阪府へ提出し、支援が開始されます。

「犯罪被害者等への民間賃貸住宅の仲介等に関する支援依頼書」

「犯罪被害者等への民間賃貸住宅の仲介等に関する支援の協力要請書」

<その後の流れ>



【担当課】危機管理室 治安対策課

民間賃貸住宅を活用した居住の安定確保

大阪府内にある民間賃貸住宅を活用し、高齢者や障がい者、犯罪被害者等の住宅確保要配慮者が安心して住まいを確保できるよう、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅（「大阪あんぜん・あんしん賃貸住宅」）や住まい探しの相談に応じる不動産事業者（「協力店」）の登録、住宅確保要配慮者の入居前支援・生活支援・退去後支援等を行う法人（「居住支援法人」）を指定し、「あんぜん・あんしん賃貸検索システム」等において、情報提供を行っています。

また、行政、居住支援法人、協力店や関係団体等が連携し居住支援協議会を設立することで、住まいを探す住宅確保要配慮者への居住支援（住まい探しのための相談や情報提供、家賃債務保証など）をよりきめ細やかに行っています。

○大阪あんぜん・あんしん賃貸住宅、協力店、居住支援法人等の検索

あんぜん・あんしん賃貸検索システム <https://sumai.osaka-anshin.com/>

○大阪府内の居住支援協議会

- ・Osaka あんしん住まい推進協議会（大阪府居住支援協議会） <http://osaka-anshin.com/>

相談窓口

内 容：住まいを探す住宅確保要配慮者に対して、住まい探しの相談・支援を行う「不動産協力店の店」や「居住支援法人」の紹介等によるマッチングなど
場 所：大阪府住宅相談室（大阪府庁別館1階）
受 付：開庁日の9時から17時00分まで
電話番号：06-6944-8269
対 象 者：住宅確保要配慮者

- ・豊中市居住支援協議会 <https://toyohope21.xsrv.jp/toyonaka-kyojusien/index.html>

相談窓口

内 容：住まい探しのための情報提供や、協力店を通じたマッチングなど
場 所：豊中市役所（中桜塚3-1-1）第二庁舎5階 一般財団法人豊中市住宅協会
受 付：開庁日の9時から17時15分まで
※要電話予約
電話番号：居住支援協議会相談窓口専用電話 06-6858-2742
対 象 者：本市内に在住、在勤または在学中で、本市内で住居を探している低額所得者・高齢者・障害者などの住宅確保要配慮者

- ・岸和田市居住支援協議会 <https://sites.google.com/kishisyakyo.net/kyojyushien/>

相談窓口

内 容：入居に向けた相談支援、入居時の緊急連絡先の提供や入居後の見守り支援
場 所：岸和田市立福祉総合センター2階（事務局：岸和田市社会福祉協議会）
受 付：平日9時から17時30分まで
電話番号：072-437-8854
対 象 者：住宅確保要配慮者（岸和田市内）

- ・摂津市居住支援協議会 <https://www.settsu-kyokyou.com/>

相談窓口

内 容：入居に向けた相談支援、入居後の見守り支援
場 所：社会福祉法人桃林会 とりかい白鷺園（摂津市鳥飼中1丁目19番8号）
受 付：平日9時から18時まで
電話番号：070-2303-5050
対 象 者：住宅確保要配慮者（摂津市内）

- ・吹田市居住支援協議会（HP作成中）

内 容：入居に向けた相談支援、入居後の見守り支援
場 所：吹田市山手町2丁目7-25 ドミニオン豊津306号
受 付：平日10時から17時まで
電話番号：06-6318-9850
対 象 者：住宅確保要配慮者（吹田市内）

【担当課】都市整備部住宅建築局 居住企画課

◆ 雇用の安定

『OSAKAしごとフィールド』における就職支援サービスの提供

エル・おおさか(府立労働センター)内の「OSAKAしごとフィールド」では、性別や年齢、障がいの有無に関わらず、すべての求職者に対し、就職活動についてのきめ細やかな情報の提供や個別支援を実施しています。就職活動のポイントが学べるセミナー、職場体験等を実施しており、カウンセラーが就職決定のために必要なサービスを求職者に応じてアドバイスします。また、大阪東ハローワークコーナーでは、職業紹介等をおこなっています。

OSAKAしごとフィールド

<所在地> 大阪市中央区北浜東3-14 エル・おおさか(府立労働センター)本館2・3階(受付は2階です。)

[最寄り駅]Osaka Metro谷町線・京阪 天満橋駅 Osaka Metro堺筋線・京阪 北浜駅

<電話番号> 06-4794-9198

<開館時間> 月～金:9:30～20:00

土:9:30～16:00

(利用サービスによって異なるため要確認)

<休館日> 日・祝・年末年始

名称	対象、サービス内容
キャリアカウンセリング (要予約)	これまでの仕事内容や希望をお伺いし、早期就職決定につながるサポートを行います。 <相談時間>月～金10:00～20:00
面接特訓(要予約)	応募先を想定し、本番さながらの模擬面接を行います。応募書類もあわせてチェックします。
セミナー(要予約)	マナーや身だしなみ、書類の書き方や多様な業界の研究など、就活に役立つ講座を開講しています。
大阪府地域若者サポートステーション	働くことに対して様々な悩みを持つ15歳から49歳までの無業者に対して、働くことへ一歩踏み出せるよう、相談・体験などの支援を行っています。 相談は予約制です。 <予約・問い合わせ電話受付時間> 月～金 9:30～17:00 <相談時間> 月～金 10:00～16:00 土 10:00～15:00 夜間相談 水 17:00～19:00 木 17:00～19:00(月1回) } ※日・祝・年末年始休
働くママ応援コーナー	仕事と家庭や、子育て等の両立をめざす方に、就職活動や保育所探しのアドバイスを行っています。面接時等にご利用いただける一時保育サービスも行っています。(無料。対象:6ヶ月～2歳) <相談時間>月～金 10:00～17:30
大阪東ハローワークコーナー	ハローワークの職員による職業紹介や職業訓練の受講指導等を実施します。求人情報検索用のPCを設置しており、求人検索が可能です。 <利用時間>月～金 10:00～18:30 ※土・日・祝・年末年始休

【担当課】商工労働部雇用推進室 就業促進課

大阪府労働環境課(労働相談センター)における労働相談等の実施

働く上での労使間のトラブル等(解雇、退職勧奨、職場のいじめなど)について、労使の自主的な問題解決を支援する立場から、電話、面談及びオンラインにより相談に応じ、助言・アドバイス等を行っています。高度な知識や判断を要する相談については、弁護士や社会保険労務士等による専門相談も実施しています。

さらに、大阪府労働環境課(労働相談センター)と大阪府労働委員会の連携により、労働相談から「調整」「あっせん」までを行う「個別労使紛争解決支援制度」を実施しています。

○労働相談

(相談の内容) 労使間で生じた労働問題、テレワークに関する問題に関し、情報の提供、相談等を実施

(相談の対象) 府内在住・在勤の労働者、事業主

(相談の方法) 電話相談、面談相談、オンライン相談(府HP「オンライン労働相談予約システム」からご予約下さい)

(相談担当者) 労働相談センター職員等

※弁護士、社会保険労務士による専門相談も実施

※医師、臨床心理士等による職場のメンタルヘルス専門相談も実施

(予め、職員による相談を経た上で、事前予約により実施しています。)

(相談の日時) 平日9時～12時15分、13時～18時

・毎週木曜日は20時まで(木曜日が祝日の場合、その翌日の金曜日)実施(テレワークサポートデスク、社会保険労務士相談、職場のメンタルヘルス専門相談を除く)

・弁護士相談についても、第1、3木曜日は20時まで実施しています。

(お問い合わせ) 労働相談:06-6946-2600

セクハラ・女性相談:06-6946-2601

テレワークサポートデスク:06-6946-2608

(所 在 地) 大阪市中央区石町2-5-3 エル・おおさか(大阪府立労働センター)南館3階

○個別労使紛争解決支援制度

個別労使紛争(労働条件その他労働関係に関する事項についての個々の労働者と使用者との間の紛争)について、大阪府労働環境課(労働相談センター)と大阪府労働委員会の連携による「調整」「あっせん」の制度を設け、紛争の実情に即した迅速かつ適正な解決を支援しています。

※ この制度を利用するにあたっては、事前に労働相談を受けていただく必要があります。また、原則として、相談者自身が一定の取組を行ったにもかかわらず、紛争当事者間では解決が困難な場合に実施します。

【担当課】商工労働部雇用推進室 労働環境課

出張労働相談

豊能府民センター、泉北府民センター及び南河内府民センターにおいて、出張労働相談窓口を設置しています。

相談窓口	利用日時	電話番号	所在地
豊能出張労働相談窓口	第1・3・5木曜日 10時から13時 第2・4木曜日 13時30分から16時30分	(受付)06-6946-2600 前日までに要予約 面談のみ	池田市城南1丁目1-1 豊能府民センタービル1階
泉北出張労働相談窓口	第1・3・5火曜日 10時から13時 第2・4火曜日 13時30分から16時30分	(受付)06-6946-2600 前日までに要予約 面談のみ	堺市西区鳳東町4丁390-1 泉北府民センタービル2階
南河内出張労働相談窓口	毎週金曜日 14時から17時	(受付)06-6946-2600 前日までに要予約 面談のみ	富田林市寿町2丁目6-1 南河内府民センタービル1階

※面談のみの相談で、事前予約(相談日の前日まで)とさせていただいています。

※上記利用日時が祝日の場合、振替なし。

【担当課】商工労働部雇用推進室 労働環境課

市町村地域就労支援センターにおける相談等の実施

各市町村地域就労支援センターでは、就職困難者に対して、専門の就労支援コーディネーターが就職に関する相談に応じるほか、各種講習や求人情報の提供等の支援を実施しています。

市町村名	住所	連絡先
大阪市	大阪市浪速区木津川 2-3-8 A'ワーク創造館内	06(6567)6890 0120(939)783
堺市	堺市堺区大仙西町 2-69-9 (公財)堺市就労支援協会内 ジョブショップさかい	0120(010)908
岸和田市	岸和田市岸城町 7-1 岸和田市魅力創造部産業政策課内	072(423) 9621
豊中市	豊中市庄内幸町4-29-1 庄内コラボセンター内	06(6398) 7463
	豊中市北桜塚2-2-1 豊中市立生活情報センターくらしかん内	06(6858) 6861
池田市	池田市新町1-8 市民活動交流センター4階	072(751)0574
吹田市	吹田市昭和町12-1 吹田市立勤労者会館3階内	06(6170) 6125
	吹田市岸部中1-22-2 吹田市交流活動館内	06(6388)5791
泉大津市	泉大津市東雲町9-12 市役所4階 人権くらしの相談課窓口	0725(33)1131
高槻市	高槻市桃園町2-1 高槻市健康福祉部福祉事務所 福祉相談支援課内	072(674)7767
貝塚市	貝塚市島中1-17-1 貝塚市福祉部市民相談室内	072(433)7086
守口市	守口市京阪本通2-5-5 守口市民生活部地域振興課内 くらしサポートセンター守口	06(6998)4510
枚方市	枚方市岡東町12-1-502 ひらかたサンプラザ1号館5階 NPO法人枚方 人権まちづくり協会内	072(844)8788
茨木市	茨木市駅前3-8-13 茨木市産業環境部商工労政課内	072(620)1620
八尾市	八尾市光町2-60 八尾市ワークサポートセンター内	072(929)0040
	八尾市桂町2-37 桂人権コミュニティセンター内	072(920)7124
	八尾市安中町8-5-30 安中人権コミュニティセンター内	072(920)7124
	八尾市南太子堂2-1-45 龍華コミュニティーセンター内	072(920)7124
	八尾市山本町1-8-11 山本コミュニティーセンター内	072(920)7124
泉佐野市	泉佐野市上町3-11-48 泉佐野市生活産業部まちの活性課内	072(469)3131
	泉佐野市下瓦屋222-1 泉佐野市立北部市民交流センター内	072(464)5726
	泉佐野市南中松井476-2 泉佐野市立南部市民交流センター内	072(466)6464
富田林市	富田林市若松町1-9-12 富田林市立人権文化センター内	0721(24)3700
寝屋川市	寝屋川市早子町16-11-101 京阪寝屋川市駅 南口1階ねやがわシティ・ステーション内	072(828)0751
河内長野市	河内長野市原町1-1-1 河内長野市環境経済部産業観光課内	0721(53)1111
松原市	松原市阿保1-1-1 松原市市民生活部産業振興課内	072(334)1550
大東市	大東市住道2-2 大東サンメイツ2番館4階ワークサポート大東内	072(870)5370
	大東市野崎1-24-1 野崎人権文化センター内	072(879)1818
	大東市北条3-10-5 北条人権文化センター内	072(877)5050

市町村名	住所	連絡先
和泉市	和泉市府中町2-7-5 和泉市市民生活部くらしサポート課内	0725(99)8124
	和泉市伯太町6-1-20 和泉市立人権文化センター(ゆう・ゆうプラザ)内	0725(99)8124
	和泉市いぶき野5-4-7 和泉シティプラザ南棟2階	0725(99)8124
	和泉市太町552 和泉市北部リージョンセンター内	0725(99)8124
	和泉市仏並町398-1 和泉市南部リージョンセンター内	0725(99)8124
箕面市	箕面市西小路4-6-1 箕面市地域創造部箕面営業室內	072(724)6727
	箕面市萱野1-19-4 萱野中央人権文化センター(らいとぴあ21)内	072(722)7400
	箕面市桜ヶ丘4-19-3 桜ヶ丘人権文化センター(ヒューマンプラザ)内	072(721)4800
柏原市	柏原市大正2-10-1 柏原市産業会館(K・Iホール)内1階	072(972)5573-5586
羽曳野市	羽曳野市向野2-9-7 羽曳野市立人権文化センター内	072(937)0860
	羽曳野市誉田4-1-1 羽曳野市役所2階経済労働課内	072(947)3714
門真市	門真市中町1-1 人権市民相談課内	06(6902)6079
摂津市	摂津市三島1-1-1 摂津市生活環境部産業振興課内	06(6383)1362
高石市	高石市加茂4-1-1 高石市政策推進部経済課内	072(275)6164
藤井寺市	藤井寺市岡1-1-1 藤井寺市市民生活部商工労働課内	072(939)1337
東大阪市	東大阪市荒本2-6-1 荒本人権文化センター内 1階	06(6784)5811
	東大阪市永和1-15-2 公益社団法人東大阪市シルバー人材センター内 1階	06(6727)1920
泉南市	泉南市柳井9-16-2 泉南市立市民交流センター内	072(485)1401
四條畷市	四條畷市中野本町1-1 四條畷市無料職業紹介所	072(877)2121
交野市	交野市天野が原町5-5-1 交野市立保健福祉総合センター 交野市総務部人権と暮らしの相談課内	072(817)0997
大阪狭山市	大阪狭山市狭山1-2384-1 大阪狭山市市民生活部産業振興・魅力創出グループ内	072(366)6789
阪南市	阪南市尾崎町35-1 阪南市市民部生活環境課内	072(472)6111
島本町	三島郡島本町広瀬2-22-27 島本町立人権文化センター内	075(961)7830
豊能町	豊能郡豊能町余野414-1 豊能町都市建設部農林商工課内	072(739)3424
能勢町	豊能郡能勢町宿野28 能勢町産業建設部地域振興課内	072(734)3976
忠岡町	泉北郡忠岡町忠岡東1-34-1 忠岡町産業まちづくり部産業建築課内	0725(22)1122
熊取町	泉南郡熊取町野田1-1-1 熊取町住民部産業振興課内	072(452)6085
田尻町	泉南郡田尻町嘉祥寺883-1 田尻町総合保健福祉センター内	072(466)5018
岬町	泉南郡岬町多奈川谷川1905-22 岬町文化センター内	072(492)3270
	泉南郡岬町淡輪343-12 岬町交流センター内	072(492)1508
太子町	南河内郡太子町大字山田88 太子町まちづくり推進部觀光産業課内	0721(98)5521
河南町	南河内郡河南町大字白木1359-6 河南町まち創造部 農林商工觀光課内	0721(93)2500
千早赤阪村	南河内郡千早赤阪村大字水分180 千早赤阪村産業建設部農林商工課内	0721(26)7128

【担当課】商工労働部雇用推進室 就業促進課

大阪府立高等職業技術専門校等における職業訓練の実施

就職・転職しようとする人のために、職業に必要な技能及びこれに関する知識を習得できるよう、府内4か所の府立高等職業技術専門校及び大阪障害者職業能力開発校において、職業訓練を実施しています。

名称	住所・電話番号	科目名(令和5年度)
大阪府立北大阪高等職業技術専門校	枚方市津田山手 2-11-40 072(808)2151	3Dモデルクラフト、ロボティックオートメーション、ICT プログラミング、建築設計、建築設備、インテリア木工 <知的障がいのある方>ワークトレーニング
大阪府立東大阪高等職業技術専門校	東大阪市菱江 6-9-10 072(964)8836	電気工事、機械加工・営業、機械 CAD デザイン、ビル管理 <新中卒等の方>ものづくり金属
大阪府立夕陽丘高等職業技術専門校	大阪市天王寺区上汐 4-4-1 06(6776)9900	ビル設備管理、ビルクリーニング管理、建築内装 CAD <発達障がいのある方>キャリアチャレンジ <知的障がいのある方>ワークアシスト <精神障がいのある方>ジョブステップ
大阪府立南大阪高等職業技術専門校	和泉市テクノステージ 2-3-5 0725(53)3005	自動車・車体整備、Webシステム開発、電気主任技術、情報通信、空調設備、化学ビジネス
大阪障害者職業能力開発校	堺市南区城山台 5-1-3 072(296)8311	<障がいのある方(障がいの種別を問わない科目)>CAD技術、Web デザイン、OAビジネス、オフィス実践 <知的障がいのある方>ワークサービス <精神障がいのある方>職域開拓 <発達障がいのある方>Jobチャレンジ

<参考>

・科目により、年齢などの条件があることがあります。

・諸経費 入校選考料 2,200円(入校願書提出に際して、納付していただきます)
入校料 5,650円(入校選考に合格した方に、納付していただきます)
授業料 118,800円(年額)

授業料については、減免制度があります。詳しくは、大阪府商工労働部雇用推進室人材育成課(06-6210-9532)までお問合せください。

教科書代、作業服代などの実費が必要です。

※夕陽丘高等職業技術専門校、東大阪高等職業技術専門校(ものづくり金属科、機械加工・営業科、機械 CAD デザイン科、ビル管理科)、大阪障害者職業能力開発校、障がいのある方向けの科目については授業料等が無料です。

・入校時期 春(4月)、秋(10月)の年2回

・募集時期 4月入校生 12月選考
(夕陽丘校以外) 11月上旬から11月下旬頃

2月選考 12月上旬から1月下旬頃

3月選考 2月上旬から3月中旬頃

10月入校生 8月選考 6月上旬から7月中旬頃

9月選考① 7月中旬から8月中旬頃

9月選考② 8月下旬から9月中旬頃

(障がい者を対象とした科目は、募集時期が異なります。)

※募集期間は変更になる可能性があります。

・訓練期間 6か月間、1年間又は2年間(科目により異なります)

・訓練時間 平日(月～金) 9:00～16:30 ※校、科目によって訓練時間が異なります

・休校日 土・日曜日、祝日(夏期休校、冬期休校、春期休校がありますが、各校で異なります)

【担当課】商工労働部雇用推進室 人材育成課

母子家庭等就業・自立支援センターにおける相談等の実施

母子家庭の母等に対して、就業相談から就業支援講習会の実施、就職情報の提供など一貫した就業支援サービス、養育費の相談など生活支援サービスを提供しています。

電話番号	相談受付時間等
06-6748-0263	月曜日～土曜日 10:00～16:00 ※要予約・保育あり

<問い合わせ先>母子家庭等就業・自立支援センター（大阪府立母子・父子福祉センター内）電話 06-6748-0263
大阪市東成区中道1-3-59 2F

【担当課】福祉部子ども家庭局 子育て支援課

母子家庭・父子家庭自立支援給付金事業

よりよい就業に向けた能力の開発など、母子家庭の母等の就労のための給付金を支給。

(実施主体:府[福祉事務所未設置町村所管区域]、市、福祉事務所設置町)

○ 自立支援教育訓練給付金

教育訓練講座として指定された講座を受講した場合に訓練給付金を支給します。受講前の事前相談が必要で、所得が一定額以上ある場合は受給できません。また雇用保険制度の教育訓練給付の受給資格がある方は、費用の一部が支給される場合があります。

○ 高等職業訓練促進給付金

就職に結びつきやすい資格(看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士等)を取得するために、養成機関で1年以上(令和3年4月1日から令和5年3月31日までに修業を開始する場合には、6月以上)修業する場合に、生活費の負担軽減のため、訓練促進給付金等を支給します。なお、所得が一定額以上ある場合は受給できません。

【担当課】福祉部子ども家庭局 子育て支援課

f 経済的負担の軽減

犯罪被害者やそのご家族の方は、犯罪により、生命を奪われ、家族を失い、傷害を負わされ、財産を奪われるといった被害に加え、高額な医療費の負担や収入の途絶などにより経済的に困窮することが少なくありません。こうした犯罪被害者等に対し、一定の要件に基づき、経済的支援を行っています。

無料法律相談の実施

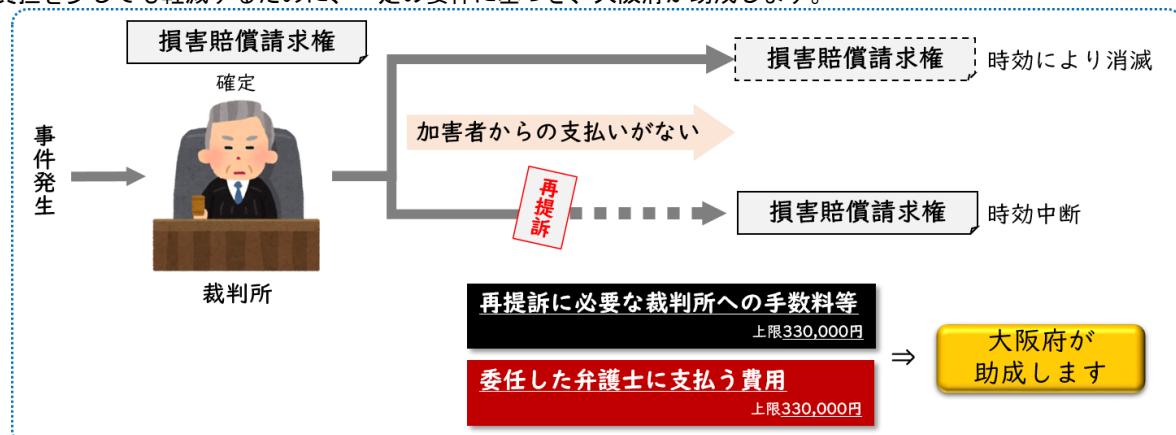
「オールおおさか被害者サポート（被害者支援調整会議）」（70 ページ参照）の支援対象者に対して、被害者支援に精通した弁護士による無料法律相談を実施します。

- 【対象者】 「オールおおさか被害者サポート（被害者支援調整会議）」の支援対象者
(ただし、国、市町村、法テラス、弁護士会等の無料法律相談を利用した者は除く)
- 【実施内容】 刑事裁判、民事裁判、示談等に係る相談
1回につき1事件、1時間30分まで
- 【実施方法】 大阪被害者支援アドボカシーセンターへ委託。
希望者は計画作成責任者（大阪被害者支援アドボカシーセンター）を通じての申込みが必要。

【担当課】 危機管理室 治安対策課

再提訴費用の助成

民法では、民事裁判で確定した損害賠償請求権の時効消滅を10年と定めています。時効成立を免れるための手段として、時効成立前に再び裁判を起こす場合がありますが、再提訴費用は被害者側の負担となっています。その負担を少しでも軽減するために、一定の要件に基づき、大阪府が助成します。



〈助成の対象・条件〉

対象費用	再提訴に要した費用のうち、再提訴の際に裁判所に対して支払う費用及び委任した弁護士に対し支払う費用
上限回数	1つの損害賠償請求について、1回
上限金額	1つの損害賠償請求について、裁判所に対し支払う費用及び委任した弁護士に支払う費用についてそれぞれ33万円
対象者	次のいずれにも該当している方 (1) 対象犯罪行為により死亡又は重傷病を負ったことに対する損害賠償請求について、再提訴をした者 (2) 再提訴をした日において府内に住所を有している者 ※対象犯罪行為…殺人、強盗、危険運転致死傷など ※重傷病…全治1ヶ月以上の加療を要するもの
適用時期	施行日（平成31年4月1日）以降に再提訴を行った場合に適用
その他	申請には申請書やその他証明書の提出が必要

【担当課】 危機管理室 治安対策課

自立支援医療費（精神通院）制度

指定を受けた自立支援医療機関での通院による精神疾病的治療に対し、治療費の一部を公費負担する制度を実施しています。

制度を利用するには、お住まいの市町村の担当課に自立支援医療費（精神通院）支給認定申請書を提出し、自立支援医療受給者証（精神通院）の交付を受ける必要があります。

【対象】 統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障がい、精神病質その他の精神疾患有し、継続して通院治療を必要とする方です。具体的には、通院される医療機関等にご相談ください。
※精神疾患以外の治療は対象となりません。

【利用できる医療機関】 各都道府県等の指定を受けた医療機関(病院、診療所、薬局、訪問看護事業所等)の中から選定し、受給者証に記載された医療機関でのみ自立支援医療を受けることができます。

指定を受けているかどうかは、各医療機関又は、市町村の担当窓口にお尋ねください。

なお、特別な理由がなければ、通院先は1箇所に限られます。薬局については、2箇所までの選定を可能とします。

【申請方法】 ○提出書類

- ア 自立支援医療費(精神通院)支給認定申請書
※必要となる場合がありますので、市町村担当窓口にご相談ください。
- イ 同意書兼世帯状況申出書
- ウ 市町村民税課税証明書
※同一保険に加入している家族全員分
- エ 健康保険証の写し
※通院先の指定自立支援医療機関が発行したもの
- オ 自立支援医療(精神通院)診断書
※変更申請の場合は必要です。
なお、継続、転入申請の場合も提出をお願いします。
- カ 受給者証

○提出先
お住まいの市町村精神保健福祉担当課（東大阪市は保健センター）に提出してください。

【担当課】 健康医療部保健医療室 地域保健課

ひとり親家庭医療費助成

大阪府は市町村が実施しているひとり親家庭医療費助成制度に対して補助を行っています。

ひとり親家庭医療費助成制度とは、親が離婚した、死亡した等の児童の家庭に対して、必要とする医療が容易に受けられるよう医療費の自己負担額の一部を助成する制度です。

【対象】 大阪府内の市町村に住所があり、下記に該当する方

- (1) 18歳に到達した年度末日までの子
※児童扶養手当法に準じた要件となります。
- (2) (1) の子を監護する父又は母
- (3) (1) の子を養育する養育者
(お住まいの市町村により異なる場合があります。)

【所得制限限度額】 下記表の額未満の方が対象になります。

(単位：円)

扶養親族等の数	父又は母及び孤児でない子の養育者	孤児等の養育者、配偶者、扶養義務者の所得制限限度額
0人	1,920,000	2,360,000
1人	2,300,000	2,740,000
2人	2,680,000	3,120,000
3人	3,060,000	3,500,000
4人	3,440,000	3,880,000
5人	3,820,000	4,260,000

◆所得税法に規定する同一生計配偶者（70歳以上の者に限る）、老人扶養親族又は特定扶養親族がある場合には上記の額に次の額を加算した額。

1 本人の場合は、

- (1) 同一生計配偶者（70歳以上の者に限る）又は老人扶養親族一人につき10万円、
- (2) 特定扶養親族一人につき15万円

2 孤児等の養育者、配偶者及び扶養義務者の場合は、老人扶養親族一人につき6万円

◆扶養親族等が6人以上の場合には、一人につき38万円（扶養親族等が注の場合はそれぞれ加算）を加算した額。

※この所得制限は、児童扶養手当の一部支給制限を準用しています。

【申請方法】 お住まいの市町村で申請をすると、『ひとり親家庭医療医療証』が発行されます。大阪府内の医療機関であれば、『ひとり親家庭医療医療証』を窓口で提示すれば、一部自己負担額を支払うことで医療を受けることができます。

ただし、以下の場合は、一旦医療費をお支払い頂き、後日市町村窓口で領収書等を添えて申請して頂くと一部自己負担額を除いた医療費が返還されます。

- ◆『ひとり親家庭医療医療証』の申請をしたが、交付が後日の場合
- ◆大阪府以外の医療機関で医療を受けた場合
- ◆治療用装具の支給において療養費払いで支給された場合 等

※各種医療保険の対象とならない費用（診断書料、薬のビン代、差額ベッド代等）については、医療費助成の対象になりません。

詳しくはお住まいの市区町村の担当窓口にお問い合わせください。

【担当課】 福祉部子ども家庭局 子ども青少年課

重度障がい者医療費助成

大阪府は市町村が実施している重度障がい者医療費助成制度に対して補助を行っています。

重度障がい者医療費助成制度とは、重度の障がいがある方に対して、必要とする医療が容易に受けられるよう、医療費の自己負担額の一部を助成する制度です。

【対象】大阪府内の市町村に住所がある、下記に該当する人です。

- (1) 障がい等級が1級・2級の身体障がい者手帳をお持ちの方
- (2) 重度の知的障がいの方
- (3) 中度の知的障がいで身体障がい者手帳をお持ちの方
- (4) 障がい等級が1級の精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの方
- (5) 特定医療費(指定難病)受給者証または特定疾患医療受給者証をお持ちで、かつ障がい年金1級または特別児童扶養手当1級に該当する方
(お住まいの市町村により異なる場合があります)

【所得制限限度額】

(単位:円)

扶養親族等の数/ 老人扶養親族の数	0人	1人	2人	3人	4人	5人
0人	4,721,000	5,101,000	5,481,000	5,861,000	6,241,000	6,621,000
1人	-----	5,201,000	5,581,000	5,961,000	6,341,000	6,721,000
2人	-----	-----	5,681,000	6,061,000	6,441,000	6,821,000
3人	-----	-----	-----	6,161,000	6,541,000	6,921,000
4人	-----	-----	-----	-----	6,641,000	7,021,000
5人	-----	-----	-----	-----	-----	7,121,000

扶養親族等1人増 380,000円加算

老人扶養親族1人増 100,000円加算

特定扶養親族がある者については上記の額に1人増 250,000円加算した額

【申請方法】

お住まいの市町村で申請をすると、『重度障がい者医療医療証』が発行されます。

大阪府内の医療機関であれば、『重度障がい者医療医療証』を窓口で提示すれば、一部自己負担額を支払うこと で医療を受けることができます。

ただし、以下の場合は、医療機関の窓口で一旦医療費をお支払い頂き、後日市区町村窓口で領収書等を添えて申請して頂くと一部自己負担額を除いた医療費が返還されます。

◆『重度障がい者医療医療証』の申請をしたが、交付が後日の場合

◆大阪府以外の医療機関で医療を受けた場合

◆治療用装具の支給において療養費払いでの支給された場合 等

※市町村から発行されている医療証(原則、毎年11月更新)の名称は、市町村によって異なる場合があります。

※各種医療保険の対象とならない費用(診断書料、薬のピン代、差額ベッド代等)については、医療費助成の対象になりません。

詳しくはお住まいの市区町村の担当窓口にお問い合わせください。

【担当課】福祉部障がい福祉室 地域生活支援課

大阪府私立高等学校等授業料減免制度

大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県、滋賀県の私立高等学校(全日制・定時制・通信制課程)、中学校、小学校、中等教育学校に在籍する児童生徒及び大阪府内の私立専修学校高等課程等に在籍する生徒の保護者等(※)が、勤務先の会社等の経営状況の悪化に伴う家計急変(新型コロナウイルス感染症拡大の影響を含む)により授業料の納付が困難になった場合、授業料の減免を受けることができます。

また、大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県、滋賀県の私立小学校、中学校又は中等教育学校(前期課程)に在学する児童・生徒の保護者等が、過去に本制度にかかる授業料の減免措置を受け、その翌年度以降も継続して低所得である場合についても、修学を支援するよう事業を拡充しています。

※学校教育法第16条に規定する保護者(親権を持つ者)で、かつ、大阪府内に在住する方に限ります。

<対象・助成>

家計急変事由	免除される金額
<p>【高校段階の生徒の場合】 下記2点をいずれも満たす場合</p> <ul style="list-style-type: none">令和5年1月以降に、経営状況の悪化に伴う勤務先の会社等の倒産や解雇または自営業の廃止により保護者等が失職し、令和5年4月以降も引き続き失職している場合就学支援金家計急変制度の認定を受けていること	失職している期間(令和5年度内)の授業料の全額
<p>【小・中学校段階の児童生徒の場合】 下記2点をいずれも満たす場合</p> <ul style="list-style-type: none">保護者等の勤務先や自営業の経営状況の悪化又は病気や怪我(新型コロナウイルス感染症拡大の影響を含む)に伴い、令和5年の総所得金額(見込)が令和4年の総所得金額の2分の1以下に減少していること令和4年の課税総所得金額が98万円に次の金額を加えた額(※)を超えており、かつ令和4年の課税総所得金額(見込)が98万円に次の金額を加えた額(※)以下となっていること0歳以上16歳未満の扶養親族1人あたり 33万円16歳以上19歳未満の扶養親族1人あたり 12万円※4人世帯(夫婦の一方が働き、高校生1人、中学生1人の世帯)の場合、年収めやすは450万円です。	令和5年度の年間授業料の2分の1
<p>【小・中学校段階の児童生徒のみ】 過去に本制度にかかる授業料の減免措置を受け、その翌年度以降も、継続して年収が400万円未満相当かつ資産保有額が700万円未満であること</p>	令和5年度の年間授業料(月額28,000円上限)

<申請の手続き>

- 在籍する私立学校で申請手続を行います。私立学校から配付される授業料減免申請書に「雇用保険受給資格者証」、「廃業届」、「納税通知書」等の必要書類を添付のうえ、定められた期限までに学校へ提出してください。

<留意点>

- この制度は奨学金とは異なり、返済する必要はありません。
- 過去、この制度により授業料の減免を受けたことがある方は対象となりません。

【担当課】教育庁 私学課

大阪府内の私立高等学校等の授業料無償化制度

大阪の子どもたちが、中学卒業時の進路選択段階で、国公立高校と同様に、私立高校や高等専修学校等についても、自らの希望や能力に応じて自由に学校選択できる機会を保障するため、国の高等学校等就学支援金と併せて、大阪府の私立高等学校等授業料支援補助金を交付することにより、私立高等学校等の授業料が無償となるよう支援しています。

・受給要件

○就学支援金(国制度)

- ①毎月1日に、日本国内の私立高等学校等に在学していること。
- ②保護者の所得が基準額未満であること。

○授業料支援補助金(府制度)

- ①生徒とその保護者(親権者全員)が大阪府内に在住していること。
- ②10月1日(基準日)に大阪府内の私立高等学校等のうち、教育長が指定する就学支援推進校に在学していること。
- ③生徒が就学支援金を受給していること。
- ④保護者の所得が基準額未満であること。

※この制度は奨学金とは異なり、返済する必要はありません。

〈対象・助成:平成31年度以降入学生の場合〉

【全日制】

所得区分	モデル世帯の年収めやす ※1	所得割額 課税標準額×6%－調整控除額 ※2	就学支援金 (国) ※3	授業料支援補助金 (府)	保護者負担 (授業料が60万円 の学校の場合)
Aランク	590万円未満	154,500円未満	396,000円	204,000円	0円
Bランク	800万円未満	251,100円未満	118,800円	(481,200円) <381,200円> 281,200円	(0円) <100,000円> 200,000円
Cランク	910万円未満	304,200円未満		(381,200円) <181,200円> 0円	(100,000円) <300,000円> 481,200円
対象外	910万円以上	304,200円以上	0円	0円	600,000円

[3段書きの< >内は、私立高校生を含めて2人の子どもを扶養する世帯等の場合

()内は、私立高校生を含めて3人以上の子どもを扶養する世帯等の場合※(2)]

【通信制】 ※1単位あたりの授業料が9,000円、年間の施設整備費が30,000円の場合

所得区分	モデル世帯の年収めやす ※1	所得割額 課税標準額×6%－調整控除額 ※2	就学支援金 (国) ※3	授業料支援補助金 (府)	保護者負担
Aランク	590万円未満	154,500円未満	9,000円(※4)	1,032円	0円
府対象外	910万円未満	304,200円未満	4,812円	0円	就学支援金を差し引いた額
国対象外	910万円以上	304,200円以上	0円	0円	全額

※1 モデル世帯とは、4人世帯(保護者どちらか一方が働き、子ども2人(16歳以上19歳未満1人、16歳未満1人))のケースです。

※2 保護者全員の「課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額(政令指定都市の場合は、調整控除の額に3/4を掛けて計算)」の合算

※3 就学支援金の支給額は、年間の履修単位数が30単位以下の場合の1単位あたりの支給額です。

※4 Aランクの就学支援金の支給上限額は12,030円ですが、1単位あたりの授業料が12,030円よりも低い場合は、授業料額を上限に支給されます。

詳しくは大阪府私学課のホームページをご確認ください。

【担当課】 教育庁 私学課

奨学のための給付金制度（国公立・私立）

※以下の説明は、令和5年度のものです。令和6年度以降、制度や給付金額などが変更になることがあります。

1 制度の趣旨

全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、府内に在住する低所得世帯の保護者に対し、授業料以外の教育費の経済的負担を軽減するために、奨学のための給付金を支給します。(返済の必要はありません。)

2 支給の要件

申請年度の7月1日時点において、次の①～⑤の要件をすべて満たしている必要があります。

- ① 保護者等（親権者全員）の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税、もしくは生活保護（生業扶助）受給世帯であること
 - ② 保護者等（親権者全員）が、大阪府内に在住していること（※）
 - ③ 生徒が、高等学校等就学支援金の支給を受ける資格を有する者、または高等学校等就学支援事業費補助金（学び直しへの支援）の補助対象となる者であること。
 - ④ 生徒が、高等学校等就学支援金の支給対象校に在学し、休学していないこと（令和6年3月1日までに復学した場合は、給付対象となりますので、復学日までに学校事務室にお問い合わせください。）
 - ⑤ 生徒が、平成26年4月1日以降に高等学校等の第1学年に入学していること（平成27年4月1日以降に第2学年に、平成28年4月1日以降に第2・3学年に編転入学している生徒を含みます。）
- ※ 保護者等（親権者）のいずれか一方が他の都道府県に在住している場合は、生活の本拠が大阪府内にある世帯で、かつ、他の都道府県に対して奨学のための給付金を申請しない場合に限り、申請できます。
- ※ 児童養護施設に入所している生徒や里親に養育されている生徒で、見学旅行費又は特別育成費が措置されている場合は、この給付金の支給対象なりません。

3 給付金額

対象生徒の区分	給付金額（5年度）	
	国公立	私立
生活保護（生業扶助）受給世帯に扶養されている生徒 (全日制・定時制・通信制とも同額)	32,300円	52,600円
申請年度の所得割 非課税世帯	117,100円	137,600円
全日制または定時制に在学する生徒（下記以外）	143,700円	152,000円
全日制または定時制の生徒で、生徒と同じ世帯に扶養されている兄弟姉妹がa・bのいずれかに該当する場合 a 兄または姉が高等学校等に在学する場合 b 15歳以上23歳未満の兄弟姉妹が、中学校や高等学校等（全日制・定時制）に在学していない場合		
通信制に在学する生徒	50,500円	52,100円
申請年度の所得割非課税世帯に扶養されている専攻科に在学する生徒	50,500円	52,100円

4 申請の手続き等

支給を受けようとする保護者等は、毎年7月に手続き（受給申請書と添付書類の提出）が必要です。

受給申請書や添付書類、その提出方法などは、国公立の高等学校等と私立の高等学校等で異なります。

国公立の高等学校等は、受給申請書を学校で配付しますので、学校を通じて提出をお願いします。

私立の高等学校等で生徒本人が大阪府認可校に在学する場合は、在學校が定める日までに、申請に必要な書類を、在學校の事務室に提出し、生徒本人が大阪府認可校以外の高等学校等に在学する場合は、保護者等が直接、申請に必要な書類を、大阪府私学課奨学のための給付金担当に郵送で提出してください。

5 給付金の支給時期等

受給申請書の審査等を行い、認定された場合は、国公立の高等学校等については12月頃、私立の高等学校等については1月頃を目途に指定された保護者等の預金口座に振り込む予定です。ただし、国公立の高等学校等および大阪府が認可する私立の高等学校等では、生徒が在籍する高等学校等の学校徴収金に未納又は未収金がある場合は、給付金を充当して相殺しますので、一部または全額が振り込まれないことがあります。

【担当課】(国公立)教育庁 施設財務課、(私立)教育庁 私学課

大阪公立大学工業高等専門学校 高等学校等就学支援金等

教育の機会均等を図るため、「高等学校等就学支援金の支給に関する法律」に基づき、大阪公立大学工業高等専門学校の1年生から3年生(36ヶ月限度)を対象に、国と大阪府からの助成により、高等学校等就学支援金等が支給されます。

<高等学校等就学支援金等の概要>

授業料年額:234,600円

モデル世帯年収のめやす ※1	所得判定基準額 ※2	扶養状況 (世帯の子どもの人数) ※3	軽減額	保護者負担
年収590万円未満	154,500円未満	一	234,600円	0円
年収800万円未満	251,100円未満	1人	118,800円	115,800円
		2人	134,600円	100,000円
		3人以上	234,600円	0円
年収910万円未満	304,200円未満	1人~2人	118,800円	115,800円
		3人以上	134,600円	100,000円
年収910万円以上	304,200円以上	一	0円	234,600円

※1 モデル世帯とは、4人世帯(夫婦どちらか一方が働き、子ども2人(16歳以上19歳未満1人、16歳未満1人))の世帯です。年収はあくまでめやすです。実際は※2のとおり、市町村民税の税情報をもとに所得判定を行います。

※2 所得判定基準額は、市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額(保護者全員分)にて算出します。(政令指定都市の場合は、調整控除の額に4分の3をかけて計算します。)
○早生まれ学生の場合は、市町村民税の課税標準額(課税所得額)から33万円減額した額に6%をかけて算出
○政令指定都市の場合は、調整控除の額に4分の3をかけて算出

※3 高校生を除く19歳以上は、在学者に限ります。

<申請方法>

高等学校等就学支援金受給資格認定申請書は、対象者全員に配付。必要書類を添付して、学校が指定する期日までに提出。

【担当課】府民文化部 府民文化総務課

大阪公立大学授業料の減免制度

国と府の支援に該当せず経済的理由のため授業料を納付することが困難な者等を対象に、授業料の免除(全額・一部)する制度です。

(申請資格)

大阪公立大学、大阪府立大学又は大阪市立大学に在籍し、経済的理由のため授業料を納付することが困難な者で、次の要件に該当する者

学生等の要件	申請可能	申請不可
学部・学域生	<ul style="list-style-type: none">高等教育の修学支援新制度（＝国制度）「大学への入学時期に係る基準」※1に該当しない者前年度の累計GPA上位1/2以上の者（医学部医学科に在籍する者は、過去において留年することなく進級している者）で、修学状況が良好で学習意欲が旺盛な者（新入生はこの限りではありません）	左記以外（国制度に申請可能な者）
大学院生	<ul style="list-style-type: none">博士前期課程、修士課程又は大学院法学研究科法曹養成専攻（以下、「法曹」と言う。）に在籍する2020年度以降に入学した者のうち、大阪公立大学等授業料等支援制度※2「申請要件」に該当しない者博士後期課程又は博士課程に在籍する者博士前期課程、修士課程又は法曹に在籍する2019年度以前に入学した者研究計画が予定通り進捗している者（法曹に在籍する者は学業における目的について）で、修学状況が良好で学習意欲が旺盛な者	<ul style="list-style-type: none">左記以外（府制度に申請可能な者）法曹に在籍する者のうち、特待生になった者
学部・学域生 大学院生共通	申請回数（最短修業年限と同回数が上限）を越えてない者、但し長期履修生制度を利用している者は在籍予定期限を上限回数とする	<ul style="list-style-type: none">過去に留年をした者留学生

※1 国の高等教育の修学支援新制度「大学への入学時期に係る基準」は文部科学省ホームページで確認してください。

※2 大阪公立大学等授業料等支援制度「申請要件」

- 大学等を卒業した後、大学院博士前期課程、修士課程又は法曹に直接入学、かつ入学時点での前年度末年齢が24歳以下である者
- 学生本人及びその生計維持者（原則、父母）が、入学日の3年以上前から引き続き大阪府内に住所を有していること

(申請方法等)

大阪公立大学のWEBサイトから申請書類をダウンロードの上、大学が定める期限内に学内の学生ポータル（UNIPA）からオンライン申請してください。

(審査について)

- 申請資格に該当する者を対象に、経済状況から全額免除、2/3免除、1/3免除、不採択の審査を行います。
- 学修計画書（学部・学域生）・課題（大学院生）、成績（履修した授業評価・入試成績等）を考慮したうえで、各学部・学域・研究科で認められた者に対し、経済状況と併せて総合的に減免採択者を決定します。
- 経済状況は申請年度前年の収入（所得）により審査を実施します。

(問い合わせ先)

学生課 経済支援担当（授業料減免）

gr-gks-genmen@omu.ac.jp／平日 9:00～17:15

【担当課】府民文化部 府民文化総務課

大阪公立大学等の授業料等の無償化

親の経済事情や家庭の個別事情によって、大阪の子どもたちが進学を諦めることなくチャレンジできるよう、大阪で子育てをしている世帯への支援として、国の高等教育の修学支援新制度に大阪府独自の制度を加え、大阪公立大学、大阪府立大学大阪市立大学及び大阪公立大学高等専門学校の授業料等の無償化を令和2年度入学生から実施しています。

【事業概要】

大阪府の私立高校の授業料無償化制度における年収目安をベースに国的新制度を拡充し、年収目安910万円未満の世帯に対し、入学料及び授業料を減免する支援を実施

【支援の対象及び要件】

①対象の学生(令和4年度)

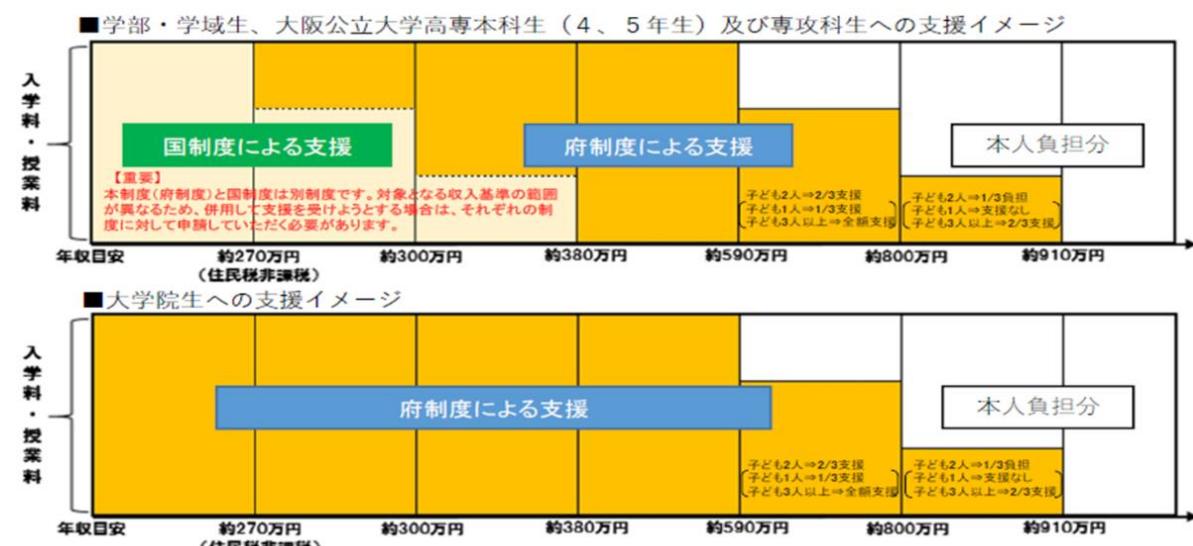
- ・大阪公立大学の学生(学部・学域生、大学院生(博士前期(修士)課程等))
- ・大阪府立大学及び大阪市立大学の学生(学部・学域生、大学院生(博士前期(修士)課程等))
- ・大阪公立大学工業高等専門学校の学生(本科4、5年生及び専攻科生)
 - ※1 令和2年度より前に大学等に入学した在学生・在校生は、支援の対象となりません
 - ※2 大学院生は、大学卒業後、引き続いて博士前期(修士)課程等に入学した者
 - ※3 高専の本科5年生は、令和2年度本科入学生が5年生となる令和6年度から対象
 - ※4 高専の専攻科生は、高等専門学校、短期大学等を卒業後、引き続いて高専専攻科に入学した者

②支援の要件

- ・学生本人及びその生計維持者の府内在住(入学日の3年以上前から引き続き大阪府内に住所を有すること)や家計の経済状況、在学時における学業成績等の要件あり

【支援のイメージ】

- ・中、低所得者層(年収目安590万円未満世帯)は、『国+府』制度もしくは『府』制度の支援により無償
- ・年収目安590万円から910万円未満世帯までは、世帯年収や子どもの数に応じた支援を実施



※上のイメージ図は、保護者のうちどちらか一方が働き、本人、中学生の家族4人世帯の場合の年収目安です。

【申請の手続き】

大学等入学後、在学する各大学等において申請手続きを行います。定められた期限までに必要な申請書類等を各大学等へ提出してください。

※支援の対象となる要件の詳細、その他事項については下記ホームページをご確認ください。

<アドレス> <http://www.pref.osaka.lg.jp/fukatsu/musyo/index.html>

<お問い合わせ先> 府民文化総務課大学グループ(授業料等無償化担当) 電話:06-6210-9257

【担当課】府民文化部 府民文化総務課

大阪府育英会奨学金制度

(公益財団法人大阪府育英会における奨学資金、入学時増額奨学資金の無利子貸付)

教育の機会均等と府民の経済的負担を軽減するため、公益財団法人大阪府育英会において、高等学校・高等専修学校等に入学を希望または在学する生徒で、向学心に富みながら経済的理由により修学が困難な方に対し、奨学金の貸付を行っています。

奨学金には、高等学校等への入学時に必要な経費の支払いに充てるための「入学時増額奨学資金貸付」と、高等学校等在学中の学資の支払いに充てるための「奨学資金貸付」があります。(保護者が大阪府内に住所を有し、所得が基準額未満の方が対象です。)

■所得基準・貸付限度額等

奨学金の種類	対象学校	所得基準 市町村民税の課税標準額 × 6% - 市町村民税の調整控除 の額 (政令指定都市に市民税を納 税している場合は、「調整控除 の額」に3/4 を乗じた額)	年収めやす(※1)	貸付限度額 [貸付額：貸付限度額の 範囲内で希望する額]
				授業料実質負担額(※2) +10万円(その他教育費) (授業料実質負担額が無償となる 場合は、10万円)
奨学資金	国公立 私立	251,100円未満	800万円未満	24万円(※3) (授業料実質負担額(※2)が24万円を下 回る場合は、その額が上限)
	私立 のみ	251,100円以上 347,100円未満	800万円以上～ 1,000万円未満	
入学時増額 奨学資金(※ 4)	国公立 私立	154,500円未満	590万円未満	※4 国公立：5万円(通信制課程も同額) 私立：25万円(通信制課程は15万円)

◎上記は、令和5年4月1日時点の制度内容です。今後変更になる場合があります。

※1 保護者のうちどちらか一方が働き、子ども2人(16歳以上19歳未満1人、16歳未満1人)がいる4人世帯のもの
です。

※2 各学校の授業料年額から、国の就学支援金や大阪府私立高等学校等授業料支援補助金、学校独自の減免
額等を差し引いた、実質的な授業料負担額をいいます。

※3 府内の私立高校生を含んで2人以上の子どもを扶養する年収800万円以上の世帯が大阪府私立高等学校
等授業料支援補助金の給付を受ける場合は、貸付限度額が異なる、もしくは貸付対象外となる場合がありま
す。

※4 高校等入学前に、入学金等必要な資金を貸し付けするものです。進学後の貸付はできません。

■募集期間等

奨学金の募集には、「予約募集」(中学3年生在学中)と「在学募集」(高等学校等在学中)があります。詳しくは、
下記「問い合わせ先」までお問い合わせください。

※緊急時の募集

保護者の死亡、倒産、失業等により家計が急変した場合や、保護者が火災、風水害、交通事故等の被害を
受け、学資の負担が困難となった場合など、家庭の経済状況が急変し、修学が困難となったときは、6月から
翌年2月まで、随時申込みを受け付けます。

<問い合わせ先>

在学する学校 または
公益財団法人 大阪府育英会 採用貸付課 電話 06-6357-6272
大阪市都島区網島町6番20号 大阪私学会館2階

【担当課】教育庁 私学課

《他の奨学金等》 大阪府教育庁 教育振興室高等学校課ホームページ「奨学金について」参照
<http://www.pref.osaka.lg.jp/kotogakko/syogaku201904/index.html>

母子・父子・寡婦福祉資金の貸付け

ひとり親家庭の母または父や寡婦の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るとともに、その扶養している児童の福祉を増進するため、修学資金や技能習得資金などの貸付を行っています。

<概要>

貸付を受けることができる対象	①母子家庭の母 ②父子家庭の父 ③寡婦(所得制限のある場合あり) ④40歳以上の配偶者のない女子であって、母子家庭の母及び寡婦以外の者(所得制限のある場合あり) ※条件により、子どもを借主として貸付を受けることも可
借入の相談及び申込み	住所地の福祉事務所(母子・父子自立支援員)等 ※町村(島本町を除く)にお住まいの方は、住所地を管轄する子ども家庭センター
連帯保証人	連帯保証人が1人必要 ※連帯保証人の要件あり。申請の内容により連帯保証人が不要の場合あり。

借入申込みから貸付金の交付まで一定の日数を要するので、早めの相談が必要(必ず事前相談が必要)
政令市・中核市は各々の市が実施

【担当課】 福祉部子ども家庭局 家庭支援課

生活福祉資金の貸付け

低所得者、障がい者又は高齢者の世帯を対象に、資金の貸付けと民生委員による必要な生活支援を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的とした貸付制度です。詳細は下記の申込先または問い合わせ先でご相談ください。

<貸付の対象となる世帯等>

- (1) 府内に居住されている方（居住地と住民票が一致すること）
府内に居住する外国人の方は、外国人登録があり、将来とも永住される方
- (2) 対象となる世帯
「低所得者世帯」、「障がい者世帯」又は「高齢者世帯」
(65歳以上の方等が申し込まれる場合は、65歳未満の連帯保証人が必要)
- (3) 連帯保証人（借入申込世帯とは別世帯で、安定した収入があり65歳未満の方）が、原則として1名必要
※連帯保証人を設定する場合は無利子。連帯保証人が設定できない場合でも年利1.5%で貸付が可能な場合があります。
- (4) 以下の世帯は貸付ができません
 - ①生活福祉資金（離職者支援資金、総合支援資金を含む）の連帯保証人がいる世帯
 - ②すでに生活福祉資金、かけこみ緊急資金、大阪市の緊急援護資金など公的な資金を借りて滞納（又は猶予）している世帯
 - ③原則として母子父子寡婦福祉資金、その他の公的資金を借りている世帯、又は、借入ができる世帯
 - ④破産の申立ての準備、手続中、又は、破産後免責決定し、5年間経過していない世帯
(特定調整・民事再生などを含む)

※資金毎に貸し付け条件が異なるので、下記の申込先または問い合わせ先で確認が必要

<資金の種類>

「福祉資金（冠婚葬祭費、住居の移転費、療養費、技能習得費等）」の他、「緊急小口資金」があります。
※「緊急小口資金」…府民が、緊急的かつ一時的に生計の維持が困難になった場合に、その世帯の生活の改善・自立のために必要な資金を、生活困窮者自立支援事業の利用を要件として、最大10万円までを無利子、無保証人で貸し付けます。
なお、同様の制度として、大阪市には「緊急援護資金」があります。

<申込先>

居住地の市町村社会福祉協議会（大阪市内は各区社会福祉協議会）

<問い合わせ先>

社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会（生活支援部）
(大阪市中央区谷町7-4-15 大阪府社会福祉会館1階 TEL 06-6762-9474)

【担当課】福祉部地域福祉推進室 地域福祉課

○社会福祉協議会一覧

	所 在	電話番号		所 在	電話番号
大阪府社会福祉協議会	大阪市中央区谷町 7-4-15 大阪府社会福祉会館 1階	06-6762-9474	柏原市	大県 4-15-35 市立健康福祉センター（オアシス）内	072-972-6786
堺 市	堺区南瓦町 2-1 市総合福祉会館内	072-222-7666	羽曳野市	誉田 4-1-1 市立総合福祉センター内	072-958-2315
岸和田市	野田町 1-5-5 市立福祉総合センター内	072-437-8854	門真市	御堂町 14-1 市保健福祉センター内	06-6902-6453
豊中市	岡上の町 2-1-15 市すこやかアリーナ内	06-6841-9393	摂津市	三島 2-5-4 市立地域福祉活動支援センター	06-4860-6460
池田市	城南 3-1-40 市保健福祉総合センター内	072-751-0421	高石市	加茂 4-1-1 市役所庁舎別館 1 階	072-261-3656
吹田市	出口町 19-2 市立総合福祉会館内	06-6339-1205	藤井寺市	北岡 1-2-8 市立福祉会館 ふれあいセンター	072-938-8220
泉大津市	東雲町 9-15 市立総合福祉センター内	0725-23-1393	東大阪市	高井田元町 1-2-13 市立総合福祉センター内	06-6789-7201
高槻市	城西町 4-6	072-674-7496	泉南市	樽井 1-8-47 総合福祉センター内	072-482-1027
貝塚市	畠中 1-18-8 保健・福祉合同庁舎内	072-439-0294	四條畷市	北出町 3-1	072-878-1210
守口市	京阪本通 2-5-5 市役所内 7階	06-6992-2715	交野市	天野が原町 5-5-1 市立保健福祉総合センター内	072-895-1185
枚方市	新町 2-1-35 市総合福祉会館ホーリーひらかた内	072-844-2443	大阪狭山市	今熊 1-85 福祉センター内	072-367-1761
茨木市	駅前 4-7-55 市福祉文化会館内	072-627-0033	阪南市	尾崎町 1-18-15 地域交流会館内	072-472-3333
八尾市	本町 2-4-10 社会福祉会館内	072-991-1161	島本町	桜井 3-4-1 ふれあいセンター内	075-962-5417
泉佐野市	中庄 1102	072-464-2259	豊能町	東ときわ台 1-2-6 保健福祉センター内	072-738-5370
富田林市	宮甲田町 9-9 総合福祉会館内	0721-25-8200	能勢町	宿野 114 町立ふれあいセンター内	072-734-0770
寝屋川市	池田西町 24-5 池の里市民交流センター内	072-812-2040	忠岡町	忠岡南 1-9-15 総合福祉センター内	0725-31-1666
河内長野市	喜多町 663-1 イズミヤ河内長野店 4F	0721-65-0133	熊取町	野田 1-1-8 ふれあいセンター内	072-452-6001
松原市	阿保 1-1-1 市役所東別館内	072-333-0294	田尻町	嘉祥寺 883-1 たじりふれ愛センター内	072-466-5015
大東市	新町 13-13 市立総合福祉センター内	072-874-1082	岬 町	深日 3238-24	072-492-0633
和泉市	府中町 4-20-4 総合福祉会館内	0725-43-7513	太子町	大字春日 963-1 総合福祉センター内	0721-98-1311
箕面市	萱野 5-8-1 箕面市立総合保健 福祉センター	072-727-9515	河南町	大字白木 1359-6 河南町役場内	0721-93-6299
			千早赤阪村	大字二河原邊 8-1	0721-72-0294

大阪市内（各区社会福祉協議会 生活福祉資金窓口）

	所 在	電話番号		所 在	電話番号
北 区	大阪市北区扇町 2-1-27 北区役所内 よりそいサボートきた	06-6809-2814	鶴見区	大阪市鶴見区横堤 5-4-19 鶴見区役所 3階（33番）	06-6913-7030
都島区	大阪市都島区都島本通 3-12-31 ふれあいセンター都島	06-6929-9500	住之江区	大阪市住之江区御崎 4-6-10 さざなみ	06-6686-2234
福島区	大阪市福島区海老江 6-2-22 あいあいセンター	06-6454-6330	平野区	大阪市平野区平野東 2-1-30 にこにこセンター	06-6795-2525
此花区	大阪市此花区伝法 3-2-27 此花ふれあいセンター	06-6462-1224			
中央区	大阪市中央区上本町西 2-5-25 ふれあいセンターもも	06-6763-8139			
西 区	大阪市西区新町 4-5-14 にしながほり	06-6539-8075			
港 区	大阪市港区弁天 2-15-1 ひまわり	06-6575-1212			
大正区	大阪市大正区千島 2-7-95 大正区役所 1階（インコス大正内）	06-6555-5760			
天王寺区	大阪市天王寺区六万体町 5-26 ゆうあい	06-6774-3377			
浪速区	大阪市浪速区難波中 3-8-8	06-6636-6027			
西淀川区	大阪市西淀川区千舟 2-7-7 ふくふく	06-6478-2941			
東淀川区	大阪市東淀川区菅原 4-4-37 ほほえみ	06-6370-1630			
東成区	大阪市東成区大今里南 3-11-2	06-6977-7090			
生野区	大阪市生野区勝山北 3-13-20 おかちやま	06-6712-3101			
旭区	大阪市旭区高殿 6-16-1 あつたかセンター	06-6957-2200			
城東区	大阪市城東区中央 2-11-16 ゆうゆう	06-6936-1151			
阿倍野区	大阪市阿倍野区帝塚山 1-3-8	06-6628-1212			
住吉区	大阪市住吉区南住吉 3-15-55 住吉区役所地域見守り相談室内	06-6615-8172			
東住吉区	大阪市東住吉区東田辺 1-13-4 東住吉区役所 3階（32番）	06-6622-9075			
西成区	大阪市西成区岸里 1-5-20 はぎのさと	06-6656-0080			
淀川区	大阪市淀川区三国本町 2-14-3 やすらぎ	06-6394-2900			

【担当課】福祉部地域福祉推進室 地域福祉課

子育て支援

預かり保育事業の実施

大阪府内の私立幼稚園において、共働き世帯も含め長時間でも安心して子どもを預けられるよう、保育所並みの長時間開園や夏休み・休日保育などの預かり保育を実施しています。

<実施園>

161園（大阪府内私立幼稚園171園中・令和4年度実績）

(実施園については、下記担当課(TEL 06-6210-9273)までお問合せください。)

<実施内容>(実施時間や利用料金など)

各園によって異なります。詳細は実施園にお問合せください。

【担当課】教育庁 私学課

大阪府私立幼稚園等キンダーカウンセラ一事業

大阪府内の私立幼稚園等において、地域の保護者等を対象に、臨床心理士等(キンダーカウンセラー)が、子育ての悩み等について相談に応じます。

<対象者>

地域の子育て世帯(在園児の保護者以外も含む)及び教職員

<実施園>

125園（大阪府内私立幼稚園等253園中・令和4年度実績）

(実施園については、下記担当課(TEL 06-6210-9273)までお問合せください。)

<実施内容>(実施頻度、予約の方法、料金の有無など)

各園によって異なります。詳細は実施園にお問合せください。

【担当課】教育庁 私学課

母子家庭等ひとり親家庭への自立支援

ひとり親家庭等日常生活支援事業

ひとり親家庭や寡婦の方が、修学や就職活動など自立促進に必要な事由や、ケガ・病気などの事由で、一時的に生活援助・保育サービスが必要な場合に、有料（生活保護世帯等の方は無料）で、家庭生活支援員を派遣し、必要な生活援助、子育て支援を行います。

＜事業内容＞

派遣対象	ひとり親家庭、寡婦 ※利用には、事前の登録が必要。
費用等	世帯の所得により、1割又は2割の自己負担金が必要 (ただし生活保護世帯、市町村民税非課税世帯の方は無料)
利用可能事例	・ひとり親家庭の親や児童、同居している祖父母の一時的なケガや病気 ・ひとり親家庭の親の自立促進に必要な事由（技能習得のための通学、就職活動など） ・社会的事由（冠婚葬祭、看護、残業、親の出張、子の学校等の公的行事への参加など） ・その他一時的に援助を必要とする状況になった時

* 大阪市、堺市、豊中市、高槻市、東大阪市、枚方市、八尾市、寝屋川市、吹田市については、各市において別途実施

＜問い合わせ先＞ 大阪府立母子・父子福祉センター

大阪市東成区中道1-3-59 2F TEL 06-6748-0263

（利用申込み受付は、月～土（利用申込み受付は、月～土曜日の10時～16時）

【担当課】福祉部子ども家庭局 子育て支援課

2 犯罪被害者等を支える社会づくりのために

a 府民の理解の増進

学校等における犯罪被害者等による啓発事業

犯罪被害者の会の協力を得て、学校等の教育現場において児童生徒、教職員、保護者等を対象に、被害者遺族などが自らの体験、心情等を語ることを通じ、命の大切さ、かけがえのなさを考える機会を提供しています。

【担当課】危機管理室 治安対策課

府民理解増進のための啓発事業

府民の方々や事業者の方々に向け、犯罪被害者等の心情・現状や、二次被害の例などの情報を盛り込んだリーフレットやチラシを作成し、犯罪被害者等への理解増進を図っています。

- ・リーフレット
「犯罪被害に遭った友達や家族に寄り添うために」



- ・チラシ
「事業者の皆様へ」



- ・パンフレット
「犯罪被害について考えてみましょう」



- ・しおり・コンタクトカード
「性犯罪等被害者相談窓口の周知」



【担当課】危機管理室 治安対策課

その他の広報啓発

府政だよりなどの大阪府の情報媒体の活用や、「大阪府被害者支援ホームページ」(URL、掲載内容等の詳細は、7ページ参照)による情報発信など、様々な機会を捉えて広報啓発を実施しています。

【担当課】危機管理室 治安対策課

「犯罪被害者週間」にあわせた集中的な啓発活動の推進

平成18年度に設けられた「犯罪被害者週間」(11月25日～12月1日)において、府警本部・府知事部局・関係市町村・犯罪被害者団体・支援団体等が連携して様々な啓発活動を実施し、犯罪被害者等が置かれた現状等に対する府民の理解増進を図っています。

※「犯罪被害者週間」(11月25日～12月1日)とは

毎年、犯罪被害者等基本法の成立日である12月1日までの1週間を「犯罪被害者週間」とし、国、地方公共団体、民間団体等が犯罪被害者等への理解増進を図るために啓発事業を実施しています。



【担当課】危機管理室 治安対策課

被害者等を支える社会づくり活動への支援

犯罪被害者等に関する問題を社会全体で考え、ともに支えあう大阪の実現のために、犯罪被害当事者が自主的に取り組む取組みに対し、補助金を交付して支援しています。

○社会づくり活動の概要(令和4年度)

シンポジウムの開催（少年犯罪被害当事者の会）

『一部では、壇上に 22 人の子供たちの写真を飾り、事件紹介をしました。

一年に一回だけでも「WiLL」の場所で忘れられた子どもたちのことを思いながら、その思いをみんなで共有する時間を過ごすことが出来ました。

二部では、今年の 4 月に成年年齢が 18 歳に引き下げる改正民法が施行され、併せて、改正少年法も施行されました。

さらに、今年の 6 月には、矯正施設入所の初期段階から被害者の心情を加害者に伝える制度の創設や、保護観察の遵守事項に被害弁償の状況を申告させるなどを加えた刑法等の一部改正が成立し、2023 年以降の施行に向けた検討がなされています。

会では、この数年は特に、多くの加害者が謝罪もせず、損害賠償責任すら逃れようとする現状を訴え続けてきました。ようやくそういった課題が国に届き、制度の整備が検討される段階になったのです。今回は、国の制度の不十分さなどから、最愛の人を奪われてなお、何度も傷つけられてしまう遺族 4 人の現状を訴え、今後どんな制度が必要なのかを制度を作る法務省の担当者 2 人と一緒に考えることが出来ました。

壇上に上がってもらった法務省の担当者 2 人だけでなく、会場には、たくさんの関係者が来てくださいり、その人たちとも一緒に問題を考える時間を持ち話ができました。

新しくできる制度に期待が持てました。

今年は、編集をした後、又、YouTube 動画で配信する予定です。

今年は 3 年ぶりだということもあってか、WiLL も 24 回目となり、これだけ続けてこられたのは、若い学生スタッフ、OB そしていつも応援してくださる皆さんのおかげだと改めて実感しました。とっても嬉しくありがたいと思いました。

これからも色々な人たちに关心を持ってもらうこと、新しい制度ができるること、そしてそれが適正に運用されることで、少しでも被害者が苦しまないようになってほしいと思います。

しっかりその現状を見続けていきたいと思います。

命の大切さにもつながり、いじめはしない、暴力を起こしてはいけないという事を知ってもらいたい。そして、その事が、私たちの目指すこれ以上子ども達を被害者にも加害者にもしない事につながると思います。当事者とそうでない人の距離を少しでもなくしていくために、これからも焦らずおごらず話し続けていく場所「WiLL」でありたいです。』

※事業実績報告書より

【担当課】危機管理室 治安対策課

様々な人権問題を府民の身近な問題であると気づいてもらうための啓発冊子で紹介

様々な人権問題について、わかりやすく解説した啓発冊子「人権白書 ゆまにてなにわ」を毎年作成し、その中で、「犯罪被害者や家族の人権のこと」として犯罪被害者や家族の置かれている状況や「犯罪被害者等基本法」、大阪府における取組などを掲載し、府民に対する人権啓発に努めています。

【担当課】府民文化部 人権局

社会教育における人権教育の推進

様々な人権問題に関する府民の学習活動を支援するため、社会教育関係職員等を対象とした人権教育セミナーや人権教育地区別セミナーを実施するとともに、人権教育啓発のためのビデオ等を府視聴覚ライブラリー(府立中央図書館内)に配置しています。

【担当課】教育庁市町村教育室 地域教育振興課

学校における人権教育の推進

すべての子どもが学校に居場所があり、安心して学校生活を送れるようにするために、人権尊重の精神に立って、子どもの学ぶ意欲の向上を図り、人間関係づくりや「ともに学びともに育つ」学校づくりを進めるとともに、小・中学校や高等学校・支援学校及び地域との連携を図り、子どものエンパワメントをめざして、教材の開発や研修などを行っています。

【担当課】教育庁教育振興室 高等学校課 外

かけがえのない子どもの生命に関する学校教育の充実

学校教育の中で、生命的尊さを理解し、かけがえのない自他の命を尊重する心情や判断力、実践意欲や態度などをはぐくむため、大阪府教育委員会では平成25・26年度に「こころの再生」府民運動の趣旨を盛り込んだ道徳教育資料『大切なこころ』を見つめ直して』を、平成29年度には、教員の授業づくりを支援する『「特別の教科 道徳」実践事例集』を小・中学校に配付しました。また、小中学校の道徳教育担当や市町村の道徳教育担当指導主事を対象に研修会等を毎年実施し、教員の授業力及び指導主事の指導力の向上を図り、道徳教育の充実を推進しています。

【担当課】教育庁市町村教育室小中学校課 外

b 民間支援団体に対する支援

民間支援団体の活動への支援

犯罪被害者等への支援活動を行っている民間支援団体に対し、補助金を交付して支援しています。

【担当課】危機管理室 治安対策課 外

c 人材の養成

様々な機会を活用した犯罪被害者等問題に関する研修の実施

大阪府や府内市町村職員の資質向上を図るため、部局別研修や管理職研修等の様々な研修機会を活用して、犯罪被害者等に関する問題をテーマにした研修や、犯罪被害者等を講師に招いた研修の実施を促進しています。

【担当課】危機管理室 治安対策課 外

大阪府教育センターにおける教職員を対象とした各種研修の実施

学校の教職員が虐待等を受けた児童・生徒やその兄弟姉妹である児童・生徒からの相談に適切に応じることができるように、各種研修を教育センター等で実施しています。

- ・学校教育相談課題別研修
- ・小・中・高等・支援学校初任者研修
- ・新規採用養護・栄養教諭研修
- ・新規採用高等・支援学校実習教員研修
- ・府立学校長・教頭研修

【担当課】教育庁教育振興室 高等学校課

「犯罪被害相談の手引き」の提供

市町村へ総合的対応窓口等で活用していただくための「犯罪被害相談の手引き」(当課作成)を提供しています。本編は、相談業務をより円滑に、そして寄り添う支援のお役に立てるよう、実践的な内容となっています。資料編は、各市町村における各種制度や情報を綴っていただき、より便利なものにしていただけるようにしました。

【担当課】危機管理室 治安対策課

民間団体、市町村に対する人材養成支援

犯罪被害者等を支援する人材養成に取り組む民間団体への支援を行い、被害者等からの多様なニーズに応えることができる体制の強化を図っています。また、市町村職員を対象とした研修を実施していくとともに、民間団体の主催する人材養成講座への参加を促進しています。

【担当課】危機管理室 治安対策課

3 推進体制

(1) ワンストップでの支援体制

大阪府犯罪被害者支援会議への参画

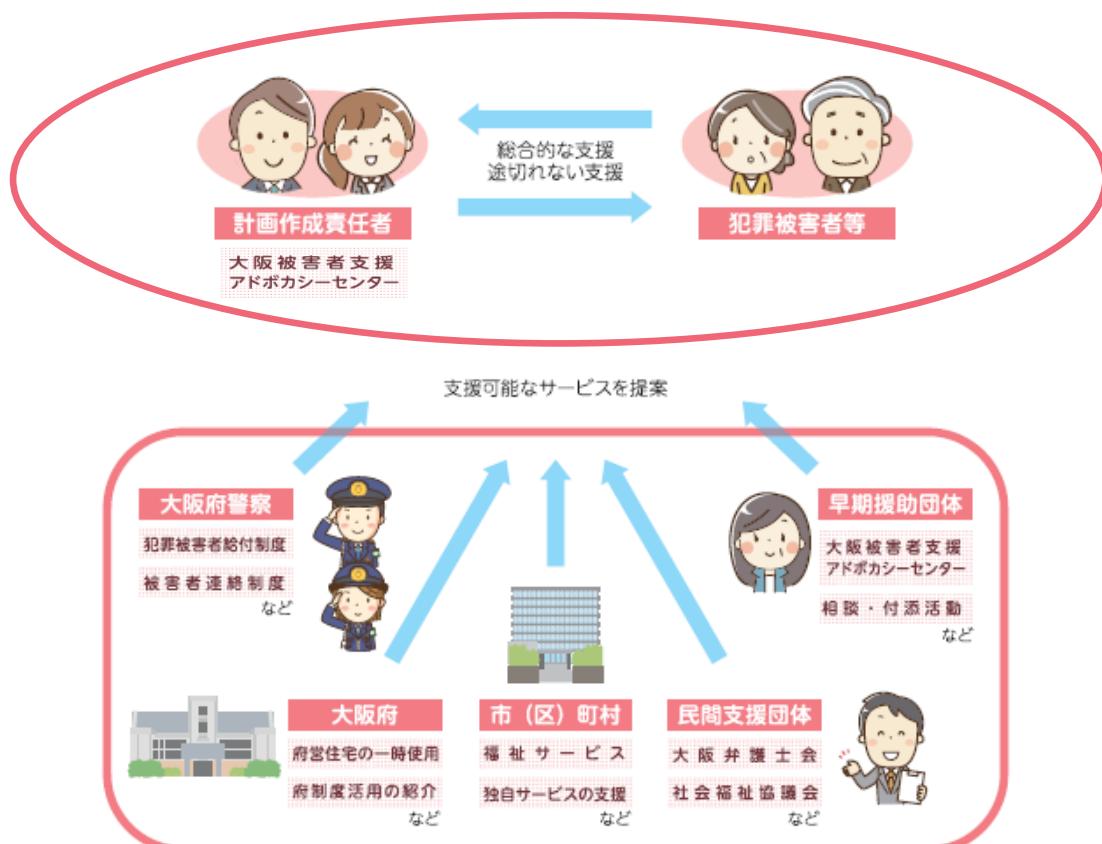
警察本部、弁護士会、民間支援団体等との連携を図るため、警察本部が平成9年11月に設置した「大阪府被害者支援会議」(82ページ参照)に知事部局(治安対策課外)が参画し、情報交換等を実施しています。

【担当課】危機管理室 治安対策課 外

オールおおさか被害者サポート（被害者支援調整会議）の設置

平成31年4月1日に施行した大阪府犯罪被害者等支援条例に基づき、犯罪被害者等に対して一体的・総合的な支援を行うことを目的として、知事部局(治安対策課)、警察本部、犯罪被害者等早期援助団体(大阪被害者支援アドボカシーセンター)及び関係市町村等で構成する「オールおおさか被害者サポート（被害者支援調整会議）」を設置しています。

なお、オールおおさか被害者サポート（被害者支援調整会議）の運営、支援計画の作成業務については、大阪被害者支援アドボカシーセンターへ委託しています。



【担当課】危機管理室 治安対策課 外

市町村との連携・協力の推進

犯罪被害者等が平穏な生活を取り戻すためには、地域社会における十分な理解と支援が不可欠であり、住民に最も身近な行政機関として、福祉等の各種サービスを提供する主体である市町村の果たす役割は大きいため、市町村犯罪被害者等施策担当課と連携し、今後の市町村における犯罪被害者等支援の取組に役立つ各種情報提供や連絡、意見交換を実施し、府内市町村との連携・協力を推進しています。

〈令和5年度大阪府市町村犯罪被害者等施策担当室・課〉

市町村	担当室・課	市町村	担当室・課
大阪市	市民局ダイバーシティ推進室 人権企画課	羽曳野市	市民人権部市民協働ふれあい課
堺市	市民人権局市民生活部市民協働課	門真市	市民文化部人権市民相談課
岸和田市	市民環境部人権・男女共同参画課	摂津市	総務部防災危機管理課
豊中市	人権政策課 人権平和センター豊中	高石市	総務部人権推進課
池田市	総合政策部危機管理課	藤井寺市	市民生活部 協働人権課
吹田市	市民部 人権政策室	東大阪市	市長公室広報広聴室 市政情報相談課
泉大津市	市長公室人権くらしの相談課	泉南市	福祉保険部生活福祉課
高槻市	危機管理室	四條畷市	市民生活部人権・市民相談課
貝塚市	危機管理部危機管理課	交野市	総務部人権と暮らしの相談課
守口市	市民生活部人権室	大阪狭山市	市民生活部市民相談・人権啓発グループ／危機管理室
枚方市	危機管理政策課	阪南市	総務部人権推進課
茨木市	市民文化部人権・男女共生課	島本町	総合政策部人権文化センター
八尾市	危機管理課	豊能町	住民部住民人権課
泉佐野市	市民協働部人権推進課	能勢町	総務部総務課
富田林市	市民人権部人権・市民協働課	忠岡町	町長公室企画人権課
寝屋川市	危機管理部監察課	熊取町	総務部人権・女性活躍推進課
河内長野市	自治安全部危機管理課	田尻町	総務部安全安心まちづくり推進局
松原市	市民協働部人権交流室	岬町	総務部人権推進課
大東市	市民生活部人権室	太子町	政策総務部住民人権課
和泉市	総務部人権・男女参画室	河南町	住民部人権男女共同社会室
箕面市	人権文化部人権施策室	千早赤阪村	村政戦略部危機管理課
柏原市	市民部人権推進課		

【担当課】危機管理室 治安対策課

(2) 関係機関等の連携体制

大阪府犯罪被害者支援庁内対策会議の設置・運営

犯罪被害者等のための支援に関して、大阪府の関係する機関が相互に連携し、総合的な施策を効果的に実施するため、大阪府犯罪被害者支援庁内対策会議を設置し、運営しています。

<設 置> 平成18年4月26日

<構 成>

- ・会議座長 危機管理室治安対策課長
- ・府内犯罪被害者等施策関係課21課と府警察本部

政策企画総務課
成長戦略局
危機管理室 治安対策課
法務課
府民文化総務課
人権局人権企画課
男女参画・府民協働課
府政情報室
福祉総務課
子ども家庭局こども青少年課
家庭支援課
健康医療総務課
保健医療室医療対策課
地域保健課
商工労働総務課
雇用推進室労働環境課
住宅建築局居住企画課
住宅経営室経営管理課
教育総務企画課
教育振興室高等学校課
市町村教育室小中学校課
警察本部総務部府民応接センター

【担当課】危機管理室 治安対策課

(参考) 所管別犯罪被害者等支援関連施策一覧

所属支援施策体系	犯罪被害者等支援関連施策	所管部、室、課	ページ
危機管理室 治安対策課			
大阪府における犯罪被害者等支援施策の推進について	<input type="checkbox"/> 「犯罪被害者等支援条例」の概要 <input type="checkbox"/> 「大阪府犯罪被害者等支援のための取組指針」の体系 <input type="checkbox"/> 大阪府犯罪被害者等支援事業 <input type="checkbox"/> 民間団体との協働による犯罪被害者等サポート体制の強化		1 2 3 4
1.a	<input type="checkbox"/> 大阪府における「総合的対応窓口」 <input type="checkbox"/> 〈参考〉府内市町村における総合的対応窓口一覧 <input type="checkbox"/> 犯罪被害者等支援情報提供パンフレットによる各種情報の提供 <input type="checkbox"/> 「大阪府犯罪被害者支援ホームページ」による速やかな支援情報の発信 <input type="checkbox"/> 男性のための性被害相談の実施		5 6 7 7 13
1.b 心身に受けた影響からの回復(医療)	<input type="checkbox"/> 公民連携性犯罪・性暴力被害者支援	危機管理室 治安対策課	37
1.d	<input type="checkbox"/> 民間賃貸住宅の仲介等に関する支援制度		42
1.f	<input type="checkbox"/> 無料法律相談の実施 <input type="checkbox"/> 再提訴費用の助成		49 49
2.a	<input type="checkbox"/> 学校等における犯罪被害者等による啓発事業 <input type="checkbox"/> 府民理解増進のための啓発事業 <input type="checkbox"/> その他の広報啓発 <input type="checkbox"/> 「犯罪被害者週間」にあわせた集中的な啓発活動の推進		66 66 66 66
2.b	<input type="checkbox"/> 被害者等を支える社会づくり活動への支援 <input type="checkbox"/> 民間支援団体の活動への支援	危機管理室 治安対策課 外	67 68
2.c	<input type="checkbox"/> 様々な機会を活用した犯罪被害者等問題に関する研修の実施	危機管理室 治安対策課	69
2.c	<input type="checkbox"/> 「犯罪被害相談の手引き」の提供 <input type="checkbox"/> 民間団体、市町村に対する人材養成支援	危機管理室 治安対策課	69 69
3.(1)	<input type="checkbox"/> 大阪府犯罪被害者支援会議への参画 <input type="checkbox"/> オールおおさか被害者サポート(被害者支援調整会議)の設置 <input type="checkbox"/> 市町村との連携・協力の推進	危機管理室 治安対策課 外	70 70
3.(2)	<input type="checkbox"/> 大阪府犯罪被害者支援庁内対策会議の設置・運営	危機管理室 治安対策課	71 72
府民文化部			
1.a 女性等(DV、ストーカー、性犯罪 等)	<input type="checkbox"/> ドーンセンターにおける相談の実施	府民文化部 男女参画・府民協働課	12・13
1.a 外国人	<input type="checkbox"/> 大阪府外国人情報コーナーにおける情報の提供及び相談対応	府民文化部 都市魅力創造局国際課	19
1.a 人権	<input type="checkbox"/> 大阪府人権相談窓口の運営	府民文化部 人権局人権擁護課	27
1.f	<input type="checkbox"/> 大阪公立大学工業高等専門学校 高等学校等就学支援金等 <input type="checkbox"/> 大阪公立大学授業料の減免制度 <input type="checkbox"/> 大阪公立大学等の授業料等の無償化	府民文化部 府民文化総務課	56 57 58
2.a	<input type="checkbox"/> 様々な人権問題を府民の身近な問題であると気づいてもらうための啓発冊子で紹介	府民文化部 人権局	68
福祉部			
1.a 子ども・青少年(虐待、子どもの悩み 等)	<input type="checkbox"/> 大阪府子ども家庭センターにおける相談の実施 <input type="checkbox"/> 子ども専用電話相談の実施 <input type="checkbox"/> 大阪府子ども家庭センターにおける虐待通告受理 <input type="checkbox"/> 〈参考〉大阪府子ども家庭センター一覧>	福祉部子ども家庭局 家庭支援課	8 8 8 9
1.a 女性等(DV、ストーカー、性犯罪 等)	<input type="checkbox"/> 大阪府女性相談センターにおける女性相談の実施 <input type="checkbox"/> 配偶者暴力相談支援センターにおけるDV相談の実施		10 11
1.a 母子家庭等ひとり親家庭	<input type="checkbox"/> 母子・父子自立支援員等による相談の実施 <input type="checkbox"/> ひとり親家庭等生活向上事業 <input type="checkbox"/> 〈参考〉ひとり親家庭相談窓口	福祉部子ども家庭局 子育て支援課	14 15 16
1.a 外国人	<input type="checkbox"/> 大阪府女性相談センターにおける外国人女性に対する相談体制の整備	福祉部子ども家庭局 家庭支援課	19
1.a 障がい者	<input type="checkbox"/> 障がい者の自立相談支援(高次脳機能障がい及びその関連障がいに対する支援普及事業) <input type="checkbox"/> 〈参考〉市町村 福祉事務所・障がい福祉担当課(障がい福祉サービス等) <input type="checkbox"/> 市町村障がい者虐待防止センター・大阪府障がい者権利擁護センターにおける虐待通報受理 <input type="checkbox"/> 〈参考〉大阪府内市町村障がい者虐待防止センター一覧>	福祉部障がい福祉室 地域生活支援課 福祉部障がい福祉室 障がい福祉企画課	20 21 22 23-25

1.a 高齢者	□高齢者虐待に関する相談・通報窓口等	福祉部高齢介護室 介護支援課	26
1.c	□児童虐待等要保護児童の安全確保のための一時保護の実施	福祉部子ども家庭局 家庭支援課	38
	□DV等により緊急に保護をする女性のための一時保護の実施		38
	□社会的養護関係施設への入所による支援		39
1.e	□母子家庭等就業・自立支援センターにおける相談等の実施	福祉部子ども家庭局 子育て支援課	48
	□母子家庭・父子家庭自立支援給付金事業		48
1.f	□ひとり親家庭医療費助成	福祉部子ども家庭局 子ども青少年課	51
	□重度障がい者医療費助成	福祉部障がい福祉室 地域生活支援課	52
	□母子・父子・寡婦福祉資金の貸付け	福祉部子ども家庭局 家庭支援課	60
	□生活福祉資金の貸付け	福祉部地域福祉推進室 地域福祉課	61
	□<社会福祉協議会一覧>		62・63
1.f 母子家庭等ひとり親家庭への自立支援	□ひとり親家庭等日常生活支援事業	福祉部子ども家庭局 子育て支援課	65

所属支援施策体系	犯罪被害者等支援関連施策	所管部、室、課	ページ
健康医療部			
1.b 心身に受けた影響からの回復 (こころの相談・ケア)	□精神保健福祉センターにおけるこころの健康相談の実施		28
	□保健所等におけるこころの健康相談の実施		29・30
	□大阪府こころのほっとライン		31
1.b 心身に受けた影響からの回復 (医療)	□大阪府保健所における医療相談の実施	健康医療部保健医療室 保健医療企画課	33
	□大阪府外国人患者受入れ拠点医療機関・地域拠点医療機関		34-36
1.f	□自立支援医療費(精神通院)制度	健康医療部保健医療室 地域保健課	50
商工労働部			
1.e	□『OSAKAしごとフィールド』における就職支援サービスの提供	商工労働部雇用推進室 就業促進課	44
	□大阪府労働環境課(労働相談センター)における労働相談等の実施	商工労働部雇用推進室 労働環境課	45
	□出張労働相談		45
	□市町村地域就労支援センターにおける相談等の実施	商工労働部雇用推進室 就業促進課	46
	□大阪府立高等職業技術専門校等における職業訓練の実施	商工労働部雇用推進室 人材育成課	47
都市整備部			
	□犯罪被害者等支援のための府営住宅の一時使用の実施	都市整備部住宅経営室 経営管理課 危機管理室治安対策課	40
	□府営住宅を活用したDV被害者向け一時使用住居の提供	都市整備部住宅経営室 経営管理課 福祉部子ども家庭局 家庭支援課	40
	□DV被害者、犯罪被害者等を対象とした府営住宅福祉世帯向け募集制度の活用		41
	□民間賃貸住宅を活用した居住の安定確保	都市整備部 居住企画課	43
教育庁			
1.a 児童、生徒等 (不登校、体罰、いじめ 等)	□大阪府教育センター等におけるすこやか教育相談の実施(教育総合相談事業)	教育庁教育振興室 高等学校課	17
	□被害者救済システム運用事業	教育庁市町村教育室 小中学校課 教育庁教育振興室 高等学校課・支援教育課 私学課	18
	□スクールカウンセラー等の配置	教育庁市町村教育室 小中学校課 教育庁教育振興室 高等学校課、支援教育課	18・32
1.f	□大阪府私立高等学校等授業料減免制度	教育庁 私学課	53
	□大阪府内の私立高等学校等の授業料無償化制度		54
	□奨学のための給付金制度(国公立・私立)	教育庁 施設財務課 教育庁 私学課	55
	□大阪府育英会奨学金制度(公益財団法人大阪府育英会における奨学資金、入学時増額奨学資金の無利子貸付)	教育庁 私学課	59
1.f 子育て支援	□預かり保育事業の実施	教育庁 私学課	64
	□大阪府私立幼稚園等キンダーカウンセラ一事業		64
2.a	□社会教育における人権教育の推進	教育庁市町村教育室 地域教育振興課	68
	□学校における人権教育の推進	教育庁教育振興室 高等学校課 他	68
	□かけがえのない子どもの生命に関する学校教育の充実	教育庁市町村教育室 小中学校課 他	68
2.c	□大阪府教育センターにおける教職員を対象とした各種研修の実施	教育庁教育振興室 高等学校課	69

犯罪被害者等支援関連施策体系の概要

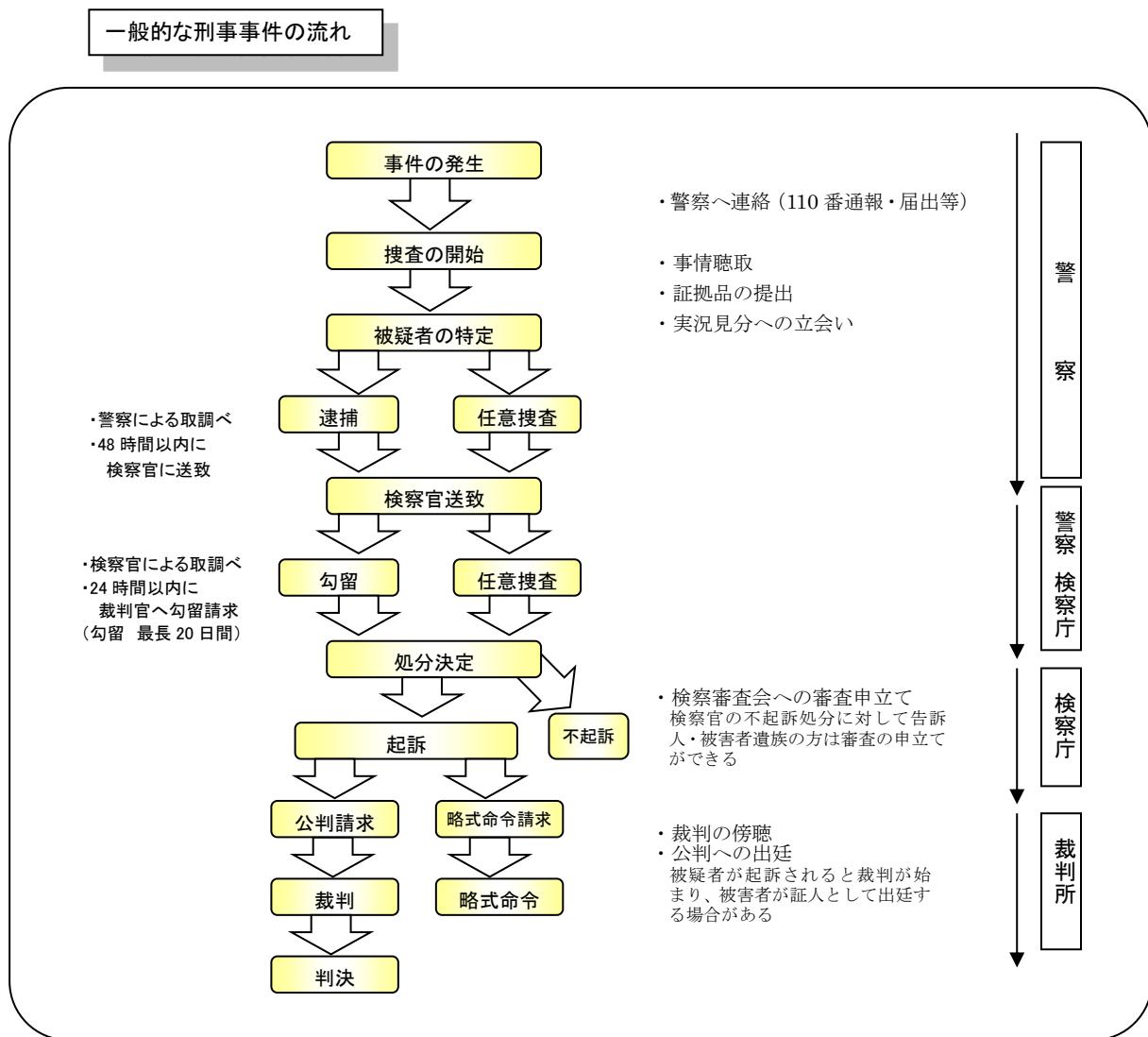
- 1 犯罪被害者等が安心して暮らせるように
 - a 相談及び情報の提供等
 - b 心身に受けた影響からの回復
 - c 安全の確保
 - d 居住の安定
 - e 雇用の安定
 - f 経済的負担の軽減
- 2 犯罪被害者等を支える社会づくりのために
 - a 府民の理解の増進
 - b 民間支援団体に対する支援
 - c 人材の養成
 - d 調査及び情報の収集
- 3 推進体制
 - (1) ワンストップでの支援体制
 - (2) 関係機関等の連携体制

参考資料 1

警察における犯罪被害者等支援の取組

警察における犯罪被害者等支援の取組

警察は、被害の届出、被疑者の検挙、被害の回復・軽減、再被害防止等の面で被害者と最も密接に関わり、被害者を保護する役割を担う機関であることから、大阪府警察本部では、平成9年12月に「被害者支援推進要綱」を制定し、被害者の視点に立った各種被害者支援活動の推進及び関係機関・民間団体等との連携による被害者支援を推進しています。



※ 被疑者が、少年（20歳未満）である場合は、家庭裁判所に送致され、保護観察や少年院送致などの保護処分となります。家庭裁判所において刑事処分が相当であると判断された事件は、再び検察庁に戻され、検察庁で事件として刑事裁判所に起訴します。

被害者支援推進要綱

大阪府警察本部(平成9年12月制定)

第1 趣旨

この要綱は、警察が被害者(犯罪(犯罪に類する行為を含む。)による被害を受けた者及びその遺族をいう。以下同じ。)の視点に立った被害者のための各種活動(以下「被害者支援」という。)を推進するための基本的な方針を定めるものとする。

第2 被害者支援の基本

1 基本的な考え方

(1) 警察目的の達成

被害者の保護は、個人の権利及び自由を保護するという警察目的を達成するために当然行うべきものである。

(2) 捜査活動への被害者の協力の確保

被害者の利益を守り、捜査過程における被害者の第二次的被害(警察の捜査活動等によって、被害者に更なる精神的被害等の負担をかけることをいう。以下同じ。)を防止・軽減することは、捜査への被害者の協力を確保する上で、極めて重要な事項である。

(3) 捜査過程における被害者の人権の尊重

犯罪捜査における個人の基本的人権の尊重については、被疑者的人権だけでなく被害者的人権も当然に尊重されるべきものである。

2 推進上の基本的留意事項

(1) 被害者への対応の基本の遵守

被害者への対応に際しては、「被害者の安全を守るとともに、被害者に敬意と同情をもって接し、被害者の尊厳を傷つけない」という対応の基本を遵守すること。

(2) 被害者の要望への対応

被害者支援は、被害者の要望に合理的に対応する形で行い、被害者が何を望んでいるか、被害者に何が必要かを念頭において推進すること。

(3) 重点的な施策の推進

犯罪による直接的被害及びその後の第二次的被害の両面において大きな問題を抱えている身体犯の被害者、特に女性の性犯罪被害者及び殺人等に係る遺族の抱える問題への対応に重点を置くこととする。また、少年である被害者(以下「被害少年」という。)についても、その後の健全育成の観点から、被害者支援上の重要な対象とする。

(4) 関係機関・団体との連携

被害者の要望は多岐にわたることから、被害者支援に関する機関・団体との連携を図り、実効性のある対策を推進すること。

第3 具体的施策の推進

1 被害者の支援

(1) 被害者への情報の提供

ア 「被害者の手引」の配布

被害者が必要とする情報を早期に包括的に教示し、併せて捜査活動についての協力を依頼するため、刑事手続の概要、被害者に役立つ公的機関及び民間団体の連絡先等を記載した「被害者の手引」を被害者に配布する。

なお、「被害者の手引」の配布要領については、「被害者の手引」の配布要領(業務マニュアル府民—6)に定めるとおりとする。

イ 被害者に対する連絡等の実施

事件を担当する捜査員が被害者が必要とする捜査状況等に関する情報を被害者に適切に提供するとともに、警察署地域課員が被害者宅を訪問し、被害の拡大防止等に関する情報の提供、相談の受理等を行う。

なお、被害者に対する連絡等の実施要領については、別に定める。

(2) 被害者の精神的被害の回復に対する支援

ア 被害者支援団体等に関する情報の提供

被害者が抱えている様々な問題の中でも、特に深刻な問題である精神的被害に対応するため、カウンセリング等による精神的被害の回復・軽減に向けた活動を行う機関・団体に関する情報を被害者に積極的に提供する。

イ 被害少年への支援体制の確立

犯罪の被害が少年に与える影響の緩和等を図るために、少年課少年育成室、警察署少年係等が連携を強化し、被害少年からの相談に対して積極的に対応するとともに、継続的なカウンセリングを実施するなど、被害少年の支援活動を推進する。

(3) 被害の補償・被害品の回復

ア 速やかな還付手続等の徹底

犯罪捜査、地域警察活動等において被害品の発見等に至った場合は、証拠品の適正な保管・管理を行い、早期還付手続による速やかな被害回復に努める。

イ 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律等の適切な運用等

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律(昭和55年法律第36号)及び国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律(平成28年法律第73号)の運用に関し、被害者の要望を踏まえ、迅速・適正な措置を執るとともに、府民応接センター及び事件を担当する本部所属又は警察署が連携し、公益財団法人犯罪被害救援基金の調査活動、被害者支援活動等に積極的に協力する。

ウ 暴力団犯罪に係る被害者に対する援助措置等の充実

暴力団員による暴力的要要求行為の相手方に対する財産的被害回復のための援助を積極的に行うとともに、公益財団法人大阪府暴力追放推進センターが行う暴力団員による不当な行為に対する民事訴訟支援等について積極的に協力する。

2 捜査過程における被害者の第二次的被害の防止・軽減

(1) 犯罪捜査における被害者への対応の組織的改善

犯罪捜査における被害者への対応を組織的に適切に行うため、被害者への適切な対応を適正捜査の要素として位置付け、被害者支援の趣旨、被害者への対応の基本等を捜査員個々に教養し、その徹底を図る。

(2) 性犯罪捜査における指定女性捜査員による事情聴取等の徹底

性犯罪の被害者の第二次的被害を防止・軽減するため、性犯罪の被害者からの事情聴取等は、原則として、別に定める指定女性捜査員が行うものとする。

(3) 性犯罪捜査指導官の設置

性犯罪捜査を適正かつ強力に推進するため、捜査第一課に性犯罪捜査指導官を設置する。

イ 性犯罪捜査指導官は、捜査第一課管理官(性犯罪事件捜査担当)をもって充てる。

ウ 性犯罪捜査指導官は、性犯罪の被害者からの適切な事情聴取のための指導等、各警察署において行う性犯罪捜査に関する指導を行ふものとする。

(4) 告訴・告発、被害届等の適切な受理

告訴・告発、被害届等の受理については、被害者の立場に立って誠実に対応する。

なお、犯罪としての立件措置が執れない事案についても、他の部門又は機関で対応した方が適切と思われるものについては、紹介等の必要な措置を執る。

3 被害者等の安全の確保

ア 暴力団犯罪に係る被害者等の安全の確保
暴力団犯罪に係る被害者、参考人及び関係者の安全を確保するため、緊急通報装置等必要な装備資器材を活用して保護対策の充実を図る。また、暴力団の被害に関する相談に的確に対応するとともに、公益財団法人大阪府暴力追放推進センターが行う相談業務の円滑な運営に積極的に協力する。

(2) 再被害の防止

被害者が同一の加害者から再び被害を受けること(以下「再被害」という。)を防止するため、必要な対策を的確に講ずる。

なお、再被害を防止するための対策については、別に定める。

(3) 女性による被害相談体制の強化

女性の被害者からの警察への相談を容易にし、被害者の安全の確保及び被害の拡大防止を図るため、女性警察官を活用するなどして女性による被害相談体制を強化する。

(4) 生活安全情報の提供

被害の予防、拡大防止等に関する情報の提供はもちろん、犯罪に至らない事案についても、地域住民の要望に応じた各種情報の積極的な提供を行う。

4 関係機関・団体とのネットワークの構築

被害者支援にかかる機関・団体と連携して、被害者の要望にこたえる体制を整備し、実効性のある被害者支援を推進するため、警察署単位に被害者支援協議会を設置する。

5 所属職員に対する指導教養の徹底

所属長は、所属職員に対し、被害者支援の基本原則についての指導教養を推進し、その徹底を図る。

警察における被害者支援制度

警察では、被害者等への情報提供を行うとともに、精神的・経済的負担を軽減するため、被害者等の視点に立った各種施策の推進に努めています。

1 情報の提供

○ 被害者の手引の配布

刑事手続の概要、捜査への協力のお願い、被害者等が利用できる制度、各種相談機関・窓口等、被害者等にとって必要な情報を盛り込んだ「被害者の手引」を作成し配布しています。

○ 被害者連絡制度

殺人、性犯罪、重大な交通事故事件等の身体的・精神的被害の大きい被害者や遺族等に対して、その要望に応じて捜査状況・検挙状況・処分状況等の情報提供を行うほか、被害者等の希望によりパトロールや訪問・連絡活動を実施しています。

2 被害者等の精神的負担軽減

○ 被害者支援班制度

精神的被害の大きい被害者等の実情に即した支援活動を組織的に実施するため、あらかじめ各警察署等で支援要員を指定し、支援活動を行っています。

○ 被害者カウンセリング制度

被害後の精神的危機状態にある性犯罪被害者や身体犯被害者等に対して、民間の専門カウンセラー等によるカウンセリングを行っています。

○ 民間被害者相談員制度

被害者支援に取り組む民間のボランティア団体(大阪府公安委員会指定犯罪被害者等早期援助団体「認定NPO法人大阪被害者支援アドボカシーセンター」と連携し、被害者の相談や付添い等、民間団体ならではの支援活動により、被害者の精神的被害の軽減・回復を図っています。

○ 大阪弁護士会による支援制度

法律相談を必要とする被害者やその親族が速やかに弁護士による支援を受けることができるよう、警察から弁護士会へ必要な情報を提供するなど、効果的かつ円滑な被害者支援を図っています。

3 被害者等の経済的負担軽減

○ 身体犯被害者に係る診断書料及び初診料の支出制度

重傷を負った身体犯被害者(性犯罪・交通事故事件の被害者を除く。)に対して、医療機関での診察に係る初診料及び診断書料を公費で支出しています。

○ 性犯罪被害者に係る診断費用等の支出制度

性犯罪被害者に対して、医療機関での診察に係る費用(初診料、検査費用、緊急避妊費用、中絶費用、診断書料)を公費で支出しています。

○ 司法解剖等に係る死体検案書料の支出制度

司法解剖等を実施した遺体を遺族に引き渡すときに、遺族が支払った死体検案書料1通分を公費で支出しています。

○ 解剖後の遺体搬送に要する費用の支出制度

司法解剖等を実施した遺体について、司法解剖等を行った場所又は警察署等から、遺族の希望する場所までの搬送費用(他府県に搬送する場合は大阪府内の走行分に限る。)等を公費で支出しています。

○ 被害者等の一時避難に係る宿泊費用の支出制度

自宅が犯罪の現場となる等したために、引き続き自宅に居住することが困難になった被害者及びその同居の親族が、宿泊施設に一時避難するために要する宿泊費用の一部を公費で支出しています。

○ ハウスクリーニング費用の支出制度

自宅が殺人等の致死に至る犯罪の現場となった場合、汚損された自宅(持ち家であって、遺族が引き続き居住する場合に限る。)の清掃等に要する費用の一部を公費で支出しています。

○ 遺体修復制度

犯罪行為により死亡した被害者のうち、司法解剖を実施した遺体について、遺族が負担した切開痕等の修復費用の一部を公費で支出しています

※ 上記は大阪府警察における被害者支援施策の一部です。詳しくは、事件を取り扱った警察署までお問い合わせください。

犯罪被害給付制度

<給付制度の概要>

対象となる 犯罪被害	日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生 命又は身体を害する罪に当たる犯罪行為(過失犯を除く。)による死亡、重傷病又は障害を いいます。
給付金の支給が 受けられる被害者 又は遺族の資格	<ul style="list-style-type: none">・ 日本国籍を有する人又は日本国内に住所を有する人・ 外国籍の人であっても当該被害の原因となった犯罪行為が行われた時において日本国 内に住所を有していた人については、支給の対象となります。
給付金の種類	<p>(1) 遺族給付金</p> <ul style="list-style-type: none">・ 支給を受けられる人は、亡くなられた犯罪被害者の遺族の方です。・ 支給を受けられる遺族の範囲と順位は、原則として次のとおりです。 ①配偶者 ②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父母 ⑥兄弟姉妹 (注):被害当時の生活状況によって順位は変わります。 <p>(2) 重傷病給付金</p> <ul style="list-style-type: none">・ 支給を受けられる人は、犯罪被害者本人です。・ 「重傷病」とは、負傷等の療養期間が1か月以上で、かつ3日以上の入院を要するもの です。 ※精神疾患(PTSD等)である場合は、療養の期間が1か月以上で、かつ、その症状の程 度が3日以上労務に服することができない程度であることが要件となります。・ 負傷等の日から3年間ににおける保険診療による医療費の自己負担相当額と休業損害 を考慮した額を合算した額が上限120万円までの範囲で支給されます。 <p>(3) 障害給付金</p> <ul style="list-style-type: none">・ 支給を受けられる人は、犯罪被害者本人です。・ 「障害」とは、負傷又は疾病が治った時(その症状が固定したときを含む。)における身 体上の障害で、障害等級第1級から第14級に該当する程度をいい、具体的には国家公 安委員会規則で定められています。・ 自治体等が発行する「身体障害者手帳」の基準等級とは異なります。
給付金の算定方法	給付金の額は、犯罪被害者の年齢や勤労による収入の額等に基づいて算定されます。
給付金の 減額、調整	犯罪による被害でも次のような場合には、給付金の全部又は一部が支給されないことが あります。 <ul style="list-style-type: none">・ 犯罪被害者と加害者との間に、親族関係があるとき・ 犯罪被害者が犯罪行為を誘発したとき又は容認したとき・ 犯罪被害について、犯罪被害者に不注意又は不適切な行為があったとき・ 犯罪被害者と加害者との関係(金銭関係や男女関係のトラブルなど)その他の事情か らみて、給付金を支給することが社会通念上適切でないと認められるとき また、労災保険や自賠責保険などの公的補償を受けた場合や加害者等から損害賠償を 受けた場合には、その額と給付金は調整されます。
申請の期限	<ul style="list-style-type: none">・ 給付金の申請は、犯罪行為による死亡、重傷病又は障害の発生を知った日から2年を経 過したとき、又は当該死亡、重傷病又は障害が発生した日から7年を経過したときはするこ とができません。・ ただし、加害者により体の自由を不当に拘束されていたなど、やむを得ない理由により、 この期間内に申請することができなかった場合は、その理由のやんだ日から6か月以内に 限り、申請することができます。
申請先	給付金の支給を受けようとする人は、住所地を管轄する都道府県公安委員会に申請を行 う必要があります。 申請の受付は、警察本部又は警察署において犯罪被害給付事務担当者が行います。 <p><問合せ先> 大阪府警察本部 府民応接センター 被害者支援第二係 (代表)06-6943-1234</p>

国外犯罪被害弔慰金等支給制度

<国外犯罪被害弔慰金等支給制度の概要>

国外犯罪被害弔慰金等の制度	この制度は、国外において行われた故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた日本国民の遺族又は障害が残った日本国民に対し、国から弔慰金・見舞金を支給する制度です。
弔慰金等の支給が受けられる被害者の要件	日本国籍を有する者のみ(日本国籍を有する者であっても、日本以外の土地に生活の本拠を有し、かつ、当該地に永住する者を除く。)
弔慰金等の種類・支給額等	(1) 国外犯罪被害弔慰金(死亡した場合、遺族に対して支給するもの) <ul style="list-style-type: none">・ 被害者一人当たり合計200万円(一律)・ 支給を受けられる人は、亡くなられた国外犯罪被害者の第一順位遺族となる人です。(第一順位遺族が複数いる場合は按分。)・ 第一順位遺族の範囲と順序は、次のとおりです。 ① 配偶者 ②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父母 ⑥兄弟姉妹(日本国籍を有する方または日本に住所がある方に限ります。) (注):被害当時の生活状況によって順位は変わります。 (2) 国外犯罪被害障害見舞金(重障害の場合) <ul style="list-style-type: none">・ 被害者一人当たり100万円(一律)・ 障害が残った場合、被害者本人に対して支給するもの。・ 「障害」とは、負傷又は疾病が治ったとき(その症状が固定したときを含みます。)における精神又は身体の障害で、具体的には法律で定められています。
国外犯罪被害弔慰金等が支給されない場合	<ul style="list-style-type: none">・ 国外犯罪被害弔慰金等は、親族間犯罪や国外犯罪被害者にも原因がある場合などには、支給されないことがあります。・ また、国外犯罪被害者が業務に従事していたことにより支給される給付金等の支給を受けた場合は、国外犯罪被害弔慰金等は支給されません。
申請の期限	<ul style="list-style-type: none">・ 申請は、当該国外犯罪被害の発生を知った日から2年を経過したとき、又は当該国外犯罪被害が発生した日から7年が経過したときはできません。・ ただし、やむを得ない理由により期間を経過する前に申請をすることができなかつたときは、その理由のやんだ日から6か月以内に限り、申請することができます。
申請先	国外犯罪被害弔慰金等の支給を受けようとする人は、日本国内の居住地(日本国内に住所を有さない場合は本籍地等)を管轄する都道府県公安委員会に支給の申請(日本国外の居住者は領事館経由可)をしなければなりません。 申請の受付は、警察本部において国外犯罪被害弔慰金等事務担当者が行います。 <問合せ先> 大阪府警察本部 府民応接センター 被害者支援第二係 (代表)06-6943-1234

※大阪府警察では、被害者等の個人情報を厳守しておりますので、安心してご相談ください。

関係機関・団体等の連携

1 大阪府被害者支援会議

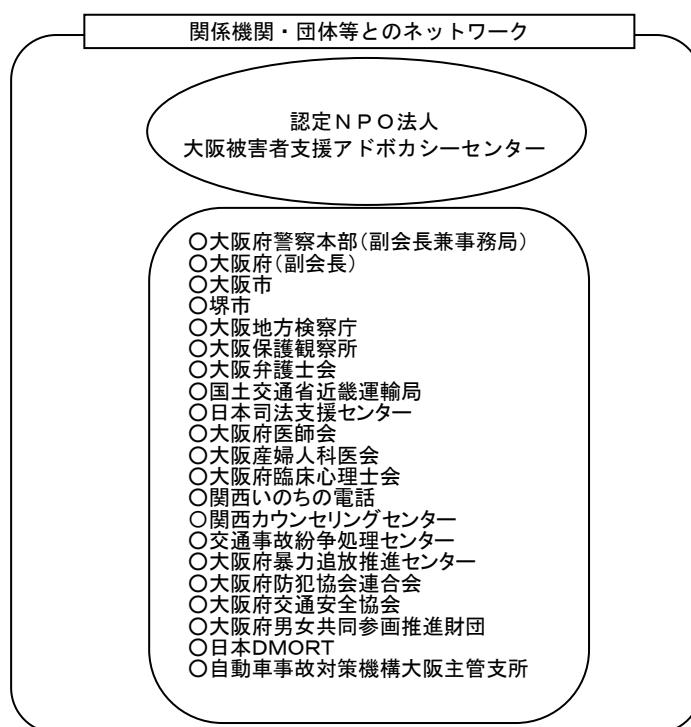
被害者支援は広範・多岐にわたるため、平成9年11月に、被害者支援に係る機関・団体による「大阪府被害者支援会議」を設立し、関係機関・団体との連携を図っています。(31機関・団体が参画)

<事務局>

警察本部総務部府民応接センター

<活動内容>

- ・被害者支援に関する情報交換
- ・被害者支援に関する連携協力
- ・被害者支援に関する調査・研究
- ・被害者支援に関する広報・啓発
- ・その他、被害者支援の目的を達成するために必要な活動



2 被害者支援協議会

警察署ごとに地区の実情に応じて、司法、行政、医療等の被害者支援に係る機関・団体が相互に連携・協力し、被害者のニーズに応じた支援活動を推進するため、被害者と直接向き合う警察署を中心として被害者支援協議会が設置されています。(66署59協議会)

<活動内容>

- ・被害者支援に関する情報交換
- ・被害者支援に関する連携協力
- ・被害者支援に関する広報・啓発
- ・その他、被害者支援の目的を達成するために必要な活動

各種被害相談窓口

名称	相談電話番号	相談概要	受付時間等
警察相談室 (大阪府警察本部)	#9110 06(6941)0030	警察への意見・要望や事件事故等に関する相談	24 時間対応
警察相談所 (警察署)	各警察署 (次ページ参照)		
グリーンライン (少年相談)	06(6944)7867	少年からの相談及び家族、地域住民等からの少年非行等に関する相談	月曜日～金曜日 9:00～17:45 土・日・祝日及び年末年始を除く
ストーカー110番	06(6937)2110	ストーカー被害に関する相談	24 時間対応
悪質商法110番	06(6941)4592	悪質商法、高金利融資その他悪質業者に関する相談や情報の受付	24 時間対応
サイバー犯罪相談	大阪府警察ホームページから受付 (トップページ>生活安全>サイバーフィルタリング)	サイバー犯罪に関する相談	(緊急の場合は110番)
性犯罪被害110番	① 0120(548)110 ② #8103 ※②にダイヤルすると、発信場所を管轄する都道府県警察の性犯罪被害相談電話に繋がります。 大阪府外から大阪府警察へ相談したい場合は①へお電話ください。	性犯罪被害に関する相談	24 時間対応
暴力団・拳銃110番	06(6941)1166	暴力団犯罪、拳銃等に関する相談及び情報の受付	24 時間対応
列車内ちかん被害相談	06(6885)1234	列車内や駅構内でのちかん被害の相談	24 時間対応

警察署一覧 <計 66 署> 被害者支援担当／総務課 広聴相談係

名 称	電話番号	所在地	最寄駅
大淀警察署	06-6376-1234	北区中津 1-5-25	Osaka Metro 中津駅
曾根崎警察署	06-6315-1234	北区曾根崎 2-16-14	Osaka Metro・阪急・阪神梅田駅、J R 大阪駅
天満警察署	06-6363-1234	北区西天満 1-12-12	京阪中之島線なにわ橋駅、Osaka Metro 北浜駅、淀屋橋駅、京阪本線淀屋橋駅、北浜駅
都島警察署	06-6925-1234	都島区都島北通 1-7-1	Osaka Metro 都島駅
福島警察署	06-6465-1234	福島区吉野 3-17-19	Osaka Metro 野田阪神駅、J R 環状線・阪神野田駅、J R 東西線海老江駅
此花警察署	06-6466-1234	此花区春日出北 1-3-1	大阪シティバス春日出、J R 環状線西九条駅
東警察署	06-6268-1234	中央区本町 1-3-18	Osaka Metro 堀筋本町駅、大阪シティバス本町 1 丁目
南警察署	06-6281-1234	中央区東心斎橋 1-5-26	Osaka Metro 長堀橋駅
西警察署	06-6583-1234	西区川口 2-6-3	Osaka Metro 阿波座駅、大阪シティバス川口 1 丁目
港警察署	06-6574-1234	港区市岡 1-6-22	J R 環状線、Osaka Metro 幸天町駅
大正警察署	06-6555-1234	大正区小林東 3-4-21	大阪シティバス小林(大正警察署前)
天王寺警察署	06-6773-1234	天王寺区六万体町 5-8	Osaka Metro 四天王寺前夕陽ヶ丘駅
浪速警察署	06-6633-1234	浪速区日本橋 5-5-11	Osaka Metro 恵美須町駅・動物園前駅、J R 環状線今宮駅、南海本線新今宮駅、南海高野線今宮戎駅、阪堺線恵美須町駅
西淀川警察署	06-6474-1234	西淀川区千舟 2-6-24	阪神バス御幣島、J R 東西線御幣島駅
淀川警察署	06-6305-1234	淀川区十三本町 3-7-27	阪急十三駅
東淀川警察署	06-6325-1234	東淀川区豊新 1-6-18	阪急京都線上新庄駅
東成警察署	06-6974-1234	東成区大今里西 1-25-15	Osaka Metro 今里駅、大阪シティバス今里
生野警察署	06-6712-1234	生野区勝山北 3-14-12	大阪シティバス生野区役所前
旭警察署	06-6952-1234	旭区中宮 1-4-1	大阪シティバス旭警察署、J R おおさか東線城北公園通駅
城東警察署	06-6934-1234	城東区中央 1-9-41	Osaka Metro 蒲生四丁目駅、大阪シティバス蒲生 4 丁目
鶴見警察署	06-6913-1234	鶴見区諸口 6-1-1	Osaka Metro 横堤駅、大阪シティバス・近鉄バス鶴見区役所前
阿倍野警察署	06-6653-1234	阿倍野区阿倍野筋 5-13-5	阪堺上町線松虫駅、Osaka Metro 阿倍野駅、大阪シティバス阿倍野筋 5 丁目
住之江警察署	06-6682-1234	住之江区新北島 3-1-57	Osaka Metro 住之江公園駅、大阪シティバス住之江公園
住吉警察署	06-6675-1234	住吉区東粉浜 3-28-3	阪堺電軌阪堺線・上町線住吉駅、南海本線粉浜駅、住吉大社駅
東住吉警察署	06-6697-1234	東住吉区東田辺 2-11-39	J R 阪和線南田辺駅、Osaka Metro 駒川中野駅、近鉄南大阪線針中野駅
平野警察署	06-6769-1234	平野区喜連西 6-2-51	Osaka Metro 喜連大阪駅、大阪シティバス喜連西池前
西成警察署	06-6648-1234	西成区萩の茶屋 2-4-2	J R 環状線新今宮駅、阪堺電軌阪堺線今池駅、Osaka Metro 動物園前駅
大阪水上警察署	06-6575-1234	港区海岸通 1-5-1	Osaka Metro 大阪港駅、大阪シティバス大阪港
高槻警察署	072-672-1234	高槻市野見町 2-4	阪急京都線高槻市駅、J R 東海道本線（京都線）高槻駅
茨木警察署	072-622-1234	茨木市中穂積 1-6-38	J R 東海道本線（京都線）茨木駅、阪急京都線茨木市駅
摂津警察署	06-6319-1234	摂津市南千里丘 4-39	阪急京都線摂津市駅、大阪モノレール摂津駅
吹田警察署	06-6385-1234	吹田市穗波町 13-33	阪急千里線吹田駅、J R おおさか東線南吹田駅
豊能警察署	072-737-1234	豊能郡能勢町地黄 650-4	能勢電鉄妙見口駅、阪急バス豊能警察署前
箕面警察署	072-724-1234	箕面市箕面 5-11-35	阪急箕面線箕面駅
池田警察署	072-753-1234	池田市大和町 1-1	阪急宝塚線池田駅
豊中警察署	06-6849-1234	豊中市南桜塚 3-4-11	阪急宝塚線岡町駅、曾根駅
豊中南警察署	06-6334-1234	豊中市庄内西町 5-1-10	阪急宝塚線庄内駅
堺警察署	072-223-1234	堺市堺区市之町西 1-1-17	南海本線堺駅、阪堺電軌阪堺線大小路駅
北堺警察署	072-250-1234	堺市北区新金岡町 1-1-1	南海バス北堺警察署前、Osaka Metro 新金岡駅
西堺警察署	072-274-1234	堺市西区鳳東町 4-388	J R 阪和線鳳駅
中堺警察署	072-242-1234	堺市中区深井沢町 2470-17	泉北高速鉄道深井駅
南堺警察署	072-291-1234	堺市南区桃山台 2-2-1	泉北高速鉄道梅・美木多駅
高石警察署	072-265-1234	高石市羽衣 4-2-23	南海本線羽衣駅
泉大津警察署	0725-23-1234	泉大津市田中町 2-12	南海本線泉大津駅
和泉警察署	0725-46-1234	和泉市伯太町 2-1-7	J R 阪和線和泉府中駅
岸和田警察署	072-439-1234	岸和田市作才町 1-1-36	南海本線岸和田駅、J R 阪和線東岸和田駅
貝塚警察署	072-431-1234	貝塚市海塚 167	南海本線貝塚駅
関西空港警察署	072-456-1234	泉南郡田尻町泉州空港中 1	南海空港線関西空港駅、J R 関西空港線関西空港駅
泉佐野警察署	072-464-1234	泉佐野市上町 2-1-1	南海本線泉佐野駅
泉南警察署	072-471-1234	阪南市尾崎町 70	南海本線尾崎駅
羽曳野警察署	072-952-1234	羽曳野市菖蒲 4-2-1	近鉄南大阪線古市駅
黒山警察署	072-362-1234	堺市美原区小平尾 377-2	南海高野線初芝駅から南海バス船戸下、近鉄南大阪線河内松原駅から近鉄バス平尾道
富田林警察署	0721-25-1234	富田林市常盤町 2-7	近鉄長野線富田林西口駅
河内長野警察署	0721-54-1234	河内長野市西之山町 6-1	南海高野線・近鉄長野線河内長野駅、南海バス河内長野警察署前
枚岡警察署	072-987-1234	東大阪市桜町 1-8	近鉄奈良線瓢箪山駅
河内警察署	072-965-1234	東大阪市稻葉 1-7-1	近鉄奈良線河内花園駅
布施警察署	06-6727-1234	東大阪市下小阪 4-1-48	近鉄奈良線八戸ノ里駅
八尾警察署	072-992-1234	八尾市高町 3-18	J R 関西本線（大和路線）八尾駅、近鉄大阪線近鉄八尾駅
松原警察署	072-336-1234	松原市阿保 1-2-26	近鉄南大阪線河内松原駅
柏原警察署	072-970-1234	柏原市古町 2-9-9	J R 関西本線（大和路線）柏原駅、近鉄大阪線安堂駅、近鉄道明寺線柏原南口駅
枚方警察署	072-845-1234	枚方市大垣内町 2-16-8	京阪本線枚方市駅、京阪交野線宮之坂駅
交野警察署	072-891-1234	交野市倉治 1-40-1	J R 片町線（学研都市線）津田駅
寝屋川警察署	072-823-1234	寝屋川市豊野町 26-26	京阪本線寝屋川市駅
四條畷警察署	072-875-1234	大東市深野 3-28-1	J R 片町線（学研都市線）野崎駅
門真警察署	06-6906-1234	門真市柳町 13-14	京阪本線門真市駅
守口警察署	06-6994-1234	守口市京阪本通 2-6-10	京阪本線守口市駅、Osaka Metro 守口駅

参考資料2

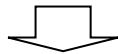
国における犯罪被害者等支援の取組

国における犯罪被害者等施策について

基本法制定・基本計画策定までの経緯

【基本法までの施策の展開】

- 昭和30年代の自動車損害賠償保障法の制定、刑法等での証人保護のための規定の新設
- 昭和55年の犯罪被害者等給付金支給法の制定
- 平成8年以降の警察による総合的支援施策
- 平成12年の刑事手続における配慮・保護を規定した犯罪被害者等保護二法の制定 等



【犯罪被害者等からは依然として不満の声】

- 経済的支援が不足
- 医療・福祉サービスの不足
- 刑事手続での扱いに不満
- 二次被害（配慮に欠けた対応をされることで副次的に受ける精神的被害）の訴え
- 民間を含めた支援体制が不十分
- 国民の理解が不足 等



- 平成16年12月 「犯罪被害者等基本法」の成立（議員立法）<平成17年4月施行>
- 平成17年12月 「犯罪被害者等基本計画」を閣議決定
- 平成23年 3月 「第2次犯罪被害者等基本計画」を閣議決定
- 平成28年 4月 「第3次犯罪被害者等基本計画」を閣議決定
- 令和 3年 3月 「第4次犯罪被害者等基本計画」を閣議決定

犯罪被害者等基本法の概要

■目的■（犯罪被害者等の権利利益を保護）

- 犯罪被害者等のための施策に関する基本理念を規定
- 国・地方公共団体・国民の責務、施策の基本事項を規定
—犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進

■対象■（犯罪被害者等）

- 犯罪等（犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為）の被害者、その家族・遺族

■基本理念■

- 犯罪被害者等は個人の尊厳が尊重され、その尊厳にふさわしい待遇を保障される権利を有する
- 被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況等の事情に応じた適切な施策を講じる
- 再び平穏な生活を営めるまでの間、途切れることなく支援を行う

■国・地方公共団体・国民の責務、関係団体も含めた連携協力等■

■基本的施策■

- 相談及び情報の提供等（第11条）
- 損害賠償の請求についての援助等（第12条）
- 給付金の支給に係る制度の充実等（第13条）
- 保健医療サービス及び福祉サービスの提供（第14条）
- 犯罪被害者等の再被害防止及び安全確保（第15条）
- 居住及び雇用の安定（第16～17条）
- 刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等（第18条）
- 保護、捜査、公判等の過程における配慮等（第19条）
- 国民の理解の増進（第20条）
- 調査研究の推進等（第21条）
- 民間の団体に対する援助（第22条）

犯罪被害者等基本法

公布：平成16年12月8日法律第161号
施行：平成17年4月1日

安全で安心して暮らせる社会を実現することは、国民すべての願いであるとともに、國の重要な責務であり、我が国においては、犯罪等を抑止するためのたゆみない努力が重ねられてきた。

しかしながら、近年、様々な犯罪等が跡を絶たず、それらに巻き込まれた犯罪被害者等の多くは、これまでその権利が尊重されてきたとは言い難いばかりか、十分な支援を受けられず、社会において孤立することを余儀なくされてきた。さらに、犯罪等による直接的な被害にとどまらず、その後も副次的な被害に苦しめられることも少なくなかった。

もとより、犯罪等による被害について第一義的責任を負うのは、加害者である。しかしながら、犯罪等を抑止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図る責務を有する我々もまた、犯罪被害者等の声に耳を傾けなければならぬ。国民の誰もが犯罪被害者等となる可能性が高まっている今こそ、犯罪被害者等の視点に立った施策を講じ、その権利利益の保護が図られる社会の実現に向けた新たな一步を踏み出さなければならぬ。

ここに、犯罪被害者等のための施策の基本理念を明らかにしてその方向を示し、國、地方公共団体及びその他の関係機関並びに民間の団体等の連携の下、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、犯罪被害者等のための施策に関し、基本理念を定め、並びに國、地方公共団体及び國民の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等のための施策の基本となる事項を定めること等により、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もて犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「犯罪等」とは、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。

2 この法律において「犯罪被害者等」とは、犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。

3 この法律において「犯罪被害者等のための施策」とは、犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穡な生活を営むことができるよう支援し、及び犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするための施策をいう。

(基本理念)

第三条 すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい待遇を保障される権利を有する。

2 犯罪被害者等のための施策は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に講ぜられるものとする。

3 犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穡な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう、講ぜられるものとする。

(國の責務)

第四条 国は、前条の基本理念(次条において「基本理念」という。)にのっとり、犯罪被害者等のための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、國との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(國民の責務)

第六条 国民は、犯罪被害者等の名譽又は生活の平穡を害することのないよう十分配慮するとともに、國及び地方公共団体が実施する犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めなければならない。

(連携協力)

第七条 國、地方公共団体、日本司法支援センター(総合法律支援法(平成16年法律第74号)第13条に規定する日本司法支援センターをいう。)その他の関係機関、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体その他の関係する者は、犯罪被害者等のための施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

(犯罪被害者等基本計画)

第八条 政府は、犯罪被害者等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、犯罪被害者等のための施策に関する基本的な計画(以下「犯罪被害者等基本計画」という。)を定めなければならない。

2 犯罪被害者等基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講すべき犯罪被害者等のための施策の大綱
二 前号に掲げるもののほか、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するための必要な事項

3 内閣総理大臣は、犯罪被害者等基本計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、犯罪被害者等基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、犯罪被害者等基本計画の変更について準用する。

(法制上の措置等)

第九条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた犯罪被害者等のための施策についての報告書を提出しなければならない。

第二章 基本的施策

(相談及び情報の提供等)

第十一条 國及び地方公共団体は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等の援助に精通している者を紹介する等必要な施策を講ずるものとする。

(損害賠償の請求についての援助等)

第十二条 國及び地方公共団体は、犯罪等による被害に係る損害賠償の請求の適切かつ円滑な実現を図るため、犯罪被害者等の行う損害賠償の請求についての援助、当該損害賠償の請求についてその被害に係る刑事に関する手続との有機的な連携を図るための制度の拡充等必要な施策を講ずるものとする。

(給付金の支給に係る制度の充実等)

第十三条 國及び地方公共団体は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対する給付金の支給に係る制度の充実等必要な施策を講ずるものとする。

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

第十四条 國及び地方公共団体は、犯罪被害者等が心理的外傷その他の犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(安全の確保)

第十五条 國及び地方公共団体は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に証人等として関与する場合における特別の措置、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保等必要な施策を講ずるものとする。

(居住の安定)

第十六条 國及び地方公共団体は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となつた犯罪被害者等の居住の安定を図るため、公営住宅(公営住宅法(昭和26年法律第百九十三号)第2条第2号に規定する公営住宅をいう。)への入居における特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。

(雇用の安定)

第十七条 國及び地方公共団体は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況について事業主の理解を深める等必要な施策を講ずるものとする。

(刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等)

第十八条 國及び地方公共団体は、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするため、刑事に関する手続の進捗状況等に関する情報の提供、刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等必要な施策を講ずるものとする。

(保護、捜査、公判等の過程における配慮等)

第十九条 國及び地方公共団体は、犯罪被害者等の保護、その被害に係る刑事事件の捜査又は公判等の過程において、名誉又は生活の平穡その他の犯罪被害者等の人権に十分な配慮がなされ、犯罪被害者等の負担が軽減されるよう、犯罪被害者等の心身の状況、その置かれている環境等に関する理解を深めるための訓練及び啓発、専門的知識又は技能を有する職員の配置、必要な施設の整備等必要な施策を講ずるものとする。

(国民の理解の増進)

第二十条 國及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名譽又は生活の平穡への配慮の重要性等について国民の理解を深めるよう必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十一条 國及び地方公共団体は、犯罪被害者等に対し専門的知識に基づく適切な支援を行うことができるようにするため、刑事に関する手続の進捗状況等に関する調査研究の推進並びに國の内外の情報の収集、整理及び活用、犯罪被害者等の支援による人材の養成及び資質の向上等必要な施策を講ずるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十二条 國及び地方公共団体は、犯罪被害者等に対して行われる各般の支援において犯罪被害者等の援助を行なう民間の団体が果たす役割の重要性にかんがみ、その活動の促進を図るため、財政上及び税制上の措置、情報の提供等必要な施策を講ずるものとする。

(意見の反映及び透明性の確保)

第二十三条 國及び地方公共団体は、犯罪被害者等のための施策の適正な策定及び実施に資するため、犯罪被害者等の意見を施策に反映し、当該施策の策定の過程の透明性を確保するための制度を整備する等必要な施策を講ずるものとする。

第三章 犯罪被害者等施策推進会議

(設置及び所掌事務)

第二十四条 内閣府に、特別の機関として、犯罪被害者等施策推進会議(以下「会議」という。)を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 犯罪被害者等基本計画の案を作成すること。

二 前号に掲げるもののほか、犯罪被害者等のための施策に関する重要事項について審議するとともに、犯罪被害者等のための施策の実施を推進し、並びにその実施の状況を検証し、評価し、及び監視すること。

(組織)

第二十五条 会議は、会長及び委員十人以内をもって組織する。

(会長)

第二十六条 会長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第二十七条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の國務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
二 犯罪被害者等の支援等に優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第二十八条 前条第一項第二号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間に就する。

2 前条第一項第二号の委員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十九条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることがある。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対して、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第三十条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び運営に關する事項は、政令で定める。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第4次犯罪被害者等基本計画の概要 (令和3年3月閣議決定)

政府が総合的かつ長期的に講すべき、犯罪被害者等のための施策の大綱等を定める基本的な計画

4つの基本方針

尊厳にふさわしい処遇を
権利として保障すること

個々の事情に応じて
適切に行われること

途切れることなく
行われること

国民の総意を形成
しながら展開されること

① 損害回復・経済的支援等への取組

基本法第12・13・16・17条関係

37の施策

- 加害者の損害賠償責任の実現に向けた調査等の実施
- 犯罪被害給付制度に関する検討
- 性犯罪被害者の医療費の負担軽減
- 預保納付金の活用方法
- 被害直後及び中期的な居住場所の確保
- 性犯罪被害者に対する自立支援及び定着支援
- 被害回復のための休暇制度の周知・啓発 等

② 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

基本法第14・15・19条関係

87の施策

- PTSD等の治療に係る自立支援医療制度の利用の周知
- 被害少年等のための治療等の専門家の養成、体制整備及び施設の増強に資する施策の実施
- ワンストップ支援センターの体制強化
- 判決確定・保護処分決定後の加害者に関する情報の犯罪被害者等への提供の適正な運用及び拡充の検討
- 警察における再被害防止措置の推進
- 犯罪被害者等に関する情報の保護
- 再被害の防止に資する適切な加害者処遇
- 職員等に対する研修の充実等
- 被害児童からの事業聴取における配慮 等

③ 刑事手続への関与拡充への取組

基本法第18条関係

41の施策

- 医療機関における性犯罪被害者からの証拠資料の採取等の促進
- 加害者処遇における犯罪被害者等への配慮の充実
- 犯罪被害者等の視点に立った保護観察処遇の充実
- 犯罪被害者等の意向を踏まえた証拠物件の適正な返却又は処分の推進、証拠品の適正な処分等 等

④ 支援等のための体制整備への取組

基本法第11・21・22条関係

84の施策

- 地方公共団体における総合的かつ計画的な犯罪被害者等支援の促進
- 犯罪被害者等施策に携わる地方公共団体の職員等の育成及び意識の向上
- 性犯罪の被害に遭った児童生徒への対応の充実
- 警察における相談体制の充実等
- SNSを含むインターネット上の誹謗中傷等に関する相談体制の充実及び誹謗中傷等を行わないための広報啓発活動の強化
- 犯罪被害者等の意見を踏まえた運用改善や制度改正についての検討 等

⑤ 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

基本法第20条関係

30の施策

- 国民に対する効果的な広報啓発活動の実施
- 性犯罪・性暴力対策に関する教育の推進
- 被害が潜在しやすい犯罪被害者等に対する相談体制の充実及び理解の促進
- 犯罪被害者等に関する情報の保護 等

推進体制

- ① 国の行政機関相互の連携・協力
- ② 国と地方公共団体との連携・協力
- ③ 国とその他様々な関係機関・団体等との連携・協力
- ④ 犯罪被害者等の意見の施策への適切な反映
- ⑤ 施策の策定過程の透明性の確保
- ⑥ 施策の実施状況の検証・評価・監視等
- ⑦ 年次報告等によるフォローアップの実施
- ⑧ 犯罪被害者等基本計画の見直し 等

合計279の施策

計画期間 5年

(令和8年3月まで)